

# 有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日  
(第103期) 至 平成19年3月31日

野村ホールディングス株式会社

(541001)

第103期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

野村ホールディングス株式会社

# 目 次

	頁
第103期 有価証券報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	3
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	3
2 【沿革】 .....	6
3 【事業の内容】 .....	8
4 【関係会社の状況】 .....	10
5 【従業員の状況】 .....	14
第2 【事業の状況】 .....	15
1 【業績等の概要】 .....	15
2 【対処すべき課題】 .....	33
3 【事業等のリスク】 .....	36
4 【経営上の重要な契約等】 .....	45
5 【研究開発活動】 .....	45
6 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	46
第3 【設備の状況】 .....	67
1 【設備投資等の概要】 .....	67
2 【主要な設備の状況】 .....	67
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	68
第4 【提出会社の状況】 .....	69
1 【株式等の状況】 .....	69
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	108
3 【配当政策】 .....	109
4 【株価の推移】 .....	110
5 【役員の状況】 .....	111
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 .....	117
第5 【経理の状況】 .....	124
1 【連結財務諸表等】 .....	125
2 【財務諸表等】 .....	196
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	223
第7 【提出会社の参考情報】 .....	224
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	224
2 【その他の参考情報】 .....	224
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	225
監査報告書 .....	巻末

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 証券取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年6月28日提出

**【事業年度】** 第103期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

**【会社名】** 野村ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Nomura Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 取締役兼執行役社長 古賀 信行

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

**【電話番号】** 03(5255)1000

**【事務連絡者氏名】** 野村證券株式会社  
主計部長 村木 修司

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

**【電話番号】** 03(3211)1811

**【事務連絡者氏名】** 野村證券株式会社  
主計部長 村木 修司

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

## 第一部 【企業情報】

# 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

### (1) 最近5連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
収益合計 (百万円)	807,651	1,045,936	1,126,237	1,792,840	2,049,101
収益合計 (金融費用控除後) (百万円)	566,274	803,103	799,190	1,145,650	1,091,101
会計原則変更による累積的影響額 および法人所得税等調整前継続事 業からの当期純利益 (百万円)	47,409	282,676	204,835	445,600	321,758
当期純利益 (百万円)	119,913	172,329	94,732	304,328	175,828
純資産額 (百万円)	1,642,328	1,785,688	1,868,429	2,063,327	2,185,919
総資産額 (百万円)	21,169,446	29,752,966	34,488,853	35,026,035	35,873,374
1株当たり純資産額 (円)	846.40	919.67	962.48	1,083.19	1,146.23
1株当たり当期純利益 (円)	61.26	88.82	48.80	159.02	92.25
希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	61.26	88.82	48.77	158.78	92.00
自己資本比率 (%)	7.8	6.0	5.4	5.9	6.1
自己資本利益率 (%)	7.39	10.05	5.18	15.48	8.28
株価収益率 (倍)	20.16	21.34	30.74	16.51	26.61
継続事業からの営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	133,892	57,125	360,780	565,214	1,627,156
継続事業からの投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	120,851	20,971	103,443	4,678	533,813
継続事業からの財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	111,189	201,267	448,531	829,219	1,568,703
現金および現金同等物の期末残高 (百万円)	491,237	637,372	585,115	991,961	410,028
従業員数 (人)	12,060	13,987	14,344	14,668	16,145
[外、平均臨時従業員数]	[3,062]	[3,107]	[3,563]	[3,779]	[4,434]

(注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき記載しております。

2 「純資産額」および「1株当たり純資産額」の計算に使用される純資産額は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。「自己資本比率」および「自己資本利益率」の計算に使用される自己資本は、米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。

3 第103期より、過年度において「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」として区分していた銀行拠点の貸付金の増減を「継続事業からの投資活動によるキャッシュ・フロー」として区分を開始し、また、過年度において「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」として区分していた銀行拠点の受入預金の増減を「継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フロー」として区分を開始しました。第103期の開示様式と整合させるために第102期以前の報告数値の組替を行っております。組み替え再表示前のそれぞれのキャッシュ・フローは次のとおりです。

回次	第99期	第100期	第101期	第102期
会計期間	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
継続事業からの営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	31,706	78,375	278,929	566,327
継続事業からの投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	134,053	45,471	121,824	27,439
継続事業からの財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	22,205	198,017	385,061	798,215

- 4 財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」の規定に従い、第102期に非継続となった事業にかかる損益を独立表示しております。なお、第102期に非継続となった事業にかかる第101期以前の損益について、重要な金額はありませんでした。
- 5 財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」の規定に従い、第102期に非継続となった事業にかかるキャッシュ・フローを独立表示しております。それに伴い第101期の「継続事業からの投資活動によるキャッシュ・フロー」および「現金および現金同等物の期末残高」を組み替え再表示しております。組み替え再表示前の「継続事業からの投資活動によるキャッシュ・フロー」および「現金および現金同等物の期末残高」は次のとおりです。

回次	第101期
会計期間	平成17年3月
継続事業からの投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	32,564
現金および現金同等物の期末残高 (百万円)	724,637

- 6 トレーディング目的以外の資産および負債に対する経済的なヘッジ活動を目的とする取引ではあるものの、ヘッジ取引の基準に適合しないデリバティブ取引の公正価値の変動は、取引の性格に応じ、トレーディング損益、金融収益あるいは金融費用に計上されております。第101期より、「組込デリバティブ取引」および「当該デリバティブ取引に関連する経済的ヘッジ取引」の双方を相殺し、純額表示しております。それに伴い、第99期および第100期の「収益合計」を組み替え再表示しております。組み替え再表示前の収益合計は次のとおりです。

回次	第99期	第100期
会計期間	平成15年3月	平成16年3月
収益合計 (百万円)	840,919	1,099,546

- 7 第101期より、従来、「継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フロー」として表示していましたがその他の担保付借入を「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」として組み替えております。それに伴い第99期、第100期の「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」および「継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フロー」を組み替え再表示しております。組み替え再表示前の「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」および「継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フロー」は次のとおりです。

回次	第99期	第100期
会計期間	平成15年3月	平成16年3月
継続事業からの営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,113	1,825,894
継続事業からの財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	24,612	1,945,536

- 8 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 9 従業員数につきまして、第99期は有期雇用の従業員であるFA（ファイナンシャル・アドバイザー）社員および証券貯蓄アドバイザーの雇用人員を含めておりません。
- 10 従業員数につきまして、上記のほか、第103期において連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の従業員数は6,812人、平均臨時雇用者数は1,556人でありませ

(2) 提出会社の最近5事業年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益 (百万円)	102,633	135,341	269,600	220,699	340,886
経常利益 (百万円)	10,742	39,448	179,408	131,282	207,221
当期純損益 (百万円)	12,825	33,374	148,113	17,878	158,235
資本金 (百万円)	182,799	182,799	182,800	182,800	182,800
発行済株式総数 (千株)	1,965,919	1,965,919	1,965,920	1,965,920	1,965,920
純資産額 (百万円)	1,342,035	1,367,005	1,485,538	1,446,649	1,475,328
総資産額 (百万円)	2,121,113	2,469,719	3,010,792	3,627,776	4,438,039
1株当たり純資産額 (円)	691.21	703.76	764.88	758.96	772.51
1株当たり配当額 (円)	15.00	15.00	20.00	48.00	44.00
第1四半期 (円)					8.00
第2四半期 (円)		7.5	10.00	12.00	8.00
第3四半期 (円)					8.00
期末 (円)	15.00	7.5	10.00	36.00	20.00
1株当たり当期純損益 (円)	6.70	17.19	76.26	9.34	82.97
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		17.19	76.21	9.32	82.59
自己資本比率 (%)	63.3	55.4	49.3	39.9	33.2
自己資本利益率 (%)	0.92	2.46	10.38	1.22	10.84
株価収益率 (倍)		110.20	19.67	281.05	29.59
配当性向 (%)		87.30	26.23	513.92	53.03
自己資本配当率 (%)	2.17	2.13	2.61	6.32	5.69
従業員数 (外、平均臨時従業員数) (人)	5 [ 0 ]	7 [ ]	7 [ ]	19 [ ]	21 [ ]

- (注) 1 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。  
2 第103期より、四半期配当を実施しております。  
3 第102期以前の1株当たり配当額中第2四半期の欄には、中間配当額を記載しております。  
4 従業員数は就業人員数を記載しております。  
5 第99期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。  
6 第101期より表示単位未満を四捨五入して記載しております。なお、第100期以前は表示単位未満を切り捨てて記載しております。  
7 純資産額の算定にあたり、第103期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。



## 2 【沿革】

年月	沿革
大正14年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、提出会社設立。
15年1月	公社債専門業者として営業開始。(本店：大阪府大阪市)
昭和2年3月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
13年6月	国内において、株式業務の認可を受ける。
16年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
21年12月	提出会社の本店を東京都に移転。
23年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
24年4月	東京証券取引所正会員となる。
26年6月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
35年4月	野村證券投資信託委託株式会社(平成9年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更。平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)の設立に伴ない、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
36年4月	香港において、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITEDを証券業現地法人として設立。
10月	提出会社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
39年3月	ロンドン駐在員事務所を設立。
40年4月	提出会社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立(63年1月、野村コンピュータシステム株式会社と合併)。
41年1月	提出会社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立(47年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名変更。63年1月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に変更)。
43年4月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
44年9月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. を証券業現地法人として設立。
56年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立(平成元年4月、ノムラ・インターナショナルPLCに社名変更)。
56年7月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
平成元年4月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. を米州持株会社として設立。
2年2月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V. をアジア持株会社として設立。
5年8月	野村信託銀行株式会社設立。
9年4月	株式会社野村総合研究所のResearch部門を提出会社に移管し、金融研究所設立。
10年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCを欧州持株会社として設立。
10年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。
12年3月	野村アセット・マネジメント投信株式会社(平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)を連結子会社とする。これに伴い株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。
12年7月	野村バブコックアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
13年2月	株式会社ジャフコを持分法適用関連会社とする。

年月	沿革
13年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村証券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これに伴ない、社名を野村ホールディングス株式会社に变更（同時に野村証券分割準備株式会社は社名を野村証券株式会社に变更）。
13年12月	提出会社がニューヨーク証券取引所に上場。
13年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
15年6月	提出会社および国内子会社14社(19年3月末現在13社)が委員会設置会社へ移行。
16年8月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社からファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に变更。
18年3月	ジョインベスト証券株式会社が証券業登録。
18年4月	野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー株式会社設立。
19年2月	インスティネット社を連結子会社とする。
19年3月末現在	連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）の数は315社、持分法適用会社数は50社。

### 3 【事業の内容】

提出会社および提出会社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、平成19年3月末現在315社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。なお持分法適用会社は平成19年3月末現在50社であります。

・ 企業集団等の事業系統図



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社等)					
野村證券株式会社 3、4、5	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100%	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の賃貸借等の取引 事務代行 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任...有
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	百万円 17,180	投資信託委託業 投資顧問業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村信託銀行株式会社 3	東京都千代田区	百万円 30,000	銀行業 信託業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村バブコックアンドブラウ ン株式会社	東京都千代田区	百万円 1,000	リース関連投資 商品組成販売業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村キャピタル・インベスト メント株式会社	東京都千代田区	百万円 5,500	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村インベスター・リレーシ ョンズ株式会社	東京都中央区	百万円 400	調査コンサルテ ィング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村プリンシパル・ファイナ ンス株式会社	東京都千代田区	百万円 8,935	投資会社	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村ファンド・リサーチ・アン ド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	投資信託分析評 価業・投資顧問 業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村年金サポート&サービス 株式会社	東京都千代田区	百万円 950	確定拠出年金運 営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村リサーチ・アンド・アド バイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	未公開企業調 査・投資事業組 合運営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村ビジネスサービス株式 会社	東京都中央区	百万円 300	事務サービス業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村ファシリティーズ株式 会社 3	東京都中央区	百万円 480	不動産賃貸 および管理業	100%	店舗等の賃貸借および管理 設備の賃貸借等の取引 金銭の貸借等の取引 役員の兼任...無
株式会社野村資本市場研究所	東京都中央区	百万円 110	研究調査業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
ジョインベスト証券株式会社 3	東京都港区	百万円 21,400	証券業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村ヘルスケア・サポート& アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング 業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
ノムラ・ホールディング・ア メリカ Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 2,933	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任...有
ノムラ・セキュリティーズ・ インターナショナル Inc. 2、5	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 920	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
ノムラ・コーポレート・リサ ーチ・アンド・アセット・マ ネジメント Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 42	投資信託運用管 理業	100% (98.7%)	役員の兼任...有
ノムラ・アセット・キャピタ ル・コーポレーション 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 630	モーゲッジ業	100% (100%)	役員の兼任...無
キャピタル・カンパニー・オ ブ・アメリカ LLC 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 935	モーゲッジ業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・デリバティブ・プロ ダクツ Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 400	金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・アメリカ・モーゲッ ジ・ファイナンスLLC 3	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 471	持株会社	100% (100%)	役員の兼任...無
NH I アクイジション・ホー ルディングInc. 3	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 200	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任...無
インスティネット Incorporated 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,257	持株会社	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・グローバル・ファイ ナンシャル・プロダクツ Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 103	金融業	100% (100%)	役員の兼任...有
ノムラ・セキュリティーズ・ パミュダ LTD. 2	イギリス領 パミュダ諸島	百万米ドル 138	証券業	100% (100%)	役員の兼任...有

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス PLC 3	イギリス、ロンドン市	百万円 194,921	持株会社	100%	役員の兼任...有
ノムラ・インターナショナル PLC 3、5	イギリス、ロンドン市	百万ポンド 819	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
ノムラ・バンク・インターナショナル PLC 3	イギリス、ロンドン市	百万ポンド 170	金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
バンク・ノムラ・フランス	フランス、パリ市	百万ユーロ 23	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...有
ノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	百万ユーロ 28	金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・バンク(ドイツ) GmbH	ドイツ、フランクフルト市	百万ユーロ 10	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...有
ノムラ・バンク(スイス) LTD.	スイス、チューリッヒ市	百万スイスフラン 120	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...有
ノムラ・イタリア S.I.M.p.A.	イタリア、ミラノ市	百万ユーロ 2	証券業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・ファンディング・ファシリティー・コーポレーション Ltd.	アイルランド、ダブリン市	百万ユーロ 1	金融業	100%	役員の兼任...無
ノムラ・グローバル・ファンディング PLC 3、4	イギリス、ロンドン市	百万円 22,119	金融業	100%	役員の兼任...無
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	オランダ、アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任...無
ノムラ・プリンシパル・インベストメント PLC 3	イギリス、ロンドン市	百万ポンド 1,195	投資会社	100%	増資の引受 役員の兼任...無
ノムラ・アジア・ホールディング N.V. 3	オランダ、アムステルダム市	百万円 84,105	持株会社	100%	役員の兼任...有
ノムラ・インベストメント・バンキング(ミドル・イースト)B.S.C.(c)	バハレーン、マナマ市	百万米ドル 25	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...有
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED 3	香港	百万円 60,711	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール、シンガポール市	百万シンガポールドル 203	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシア、クアラルンプール市	百万マレーシアドル 5	証券業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・オーストラリア LIMITED	オーストラリア、シドニー市	百万オーストラリアドル 30	証券業	100% (100%)	役員の兼任...無
P.T.ノムラ・インドネシア	インドネシア、ジャカルタ市	百万インドネシアルピア 50,000	証券業	94.0% (73.0%)	役員の兼任...無
その他 270社 4、6					
(持分法適用会社)					
株式会社野村総合研究所 4	東京都千代田区	百万円 18,600	情報サービス業	36.8% (30.5%)	情報システムに関する業務委託 役員の兼任...無
株式会社ジャフコ 4	東京都千代田区	百万円 33,252	投資および投資事業組合等管理運営業	26.1% (4.9%)	役員の兼任...無
野村土地建物株式会社	東京都中央区	百万円 1,015	不動産賃貸業	39.9% (21.1%)	役員の兼任...有
キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.	タイ、バンコック市	百万タイバーツ 717	証券業	38.0% (12.9%)	役員の兼任...無
その他 46社 4、7、8					

(注) 1 資本金または出資金は、各関係会社の会計通貨により表示しております。また当社の議決権所有割合の( )内は、内数表示の間接所有割合であります。

2 資本金がゼロまたは名目的な金額であるため、資本金または出資金として、資本金相当額に加え資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。各関係会社の資本金相当額は次のとおりです。

ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ゼロ

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ゼロ

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ゼロ

ノムラ・アセット・キャピタル・コーポレーション 1千ドル

キャピタル・カンパニー・オブ・アメリカ LLC ゼロ  
 ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. 10ドル  
 インスティネット Incorporated 2千75ドル  
 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. ゼロ  
 ノムラ・セキュリティーズ・パミュダ LTD. 1万2千ドル

- 3 特定子会社に該当します。  
 4 有価証券報告書提出会社であります。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は次のとおりであります。

<連結子会社> 株式会社タンガロイ、株式会社ツバキ・ナカシマ、UHT株式会社  
 <持分法適用会社> エス・バイ・エル株式会社、株式会社小僧寿し本部、株式会社テスコ

- 5 収益合計(連結会社間の内部収益を除く)の連結収益合計に占める割合が10%を超えております連結子会社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

・野村證券株式会社

有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

・ノムラ・インターナショナルPLC

収益合計	444,913百万円
収益合計(金融費用控除後)	113,641百万円
継続事業からの税引前当期純利益	16,414百万円
当期純損益	11,733百万円
純資産額	250,383百万円
総資産額	13,836,973百万円

・ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.

収益合計	581,723百万円
収益合計(金融費用控除後)	22,072百万円
継続事業からの税引前当期純利益	20,659百万円
当期純損益	21,137百万円
純資産額	6,717百万円
総資産額	10,334,431百万円

- 6 社数には、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則において子会社には該当しない連結変動持分事業体の社数を含んでおります。  
 7 連結財務諸表上、持分法適用会社として取り扱われている以下のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーを含んでおります。

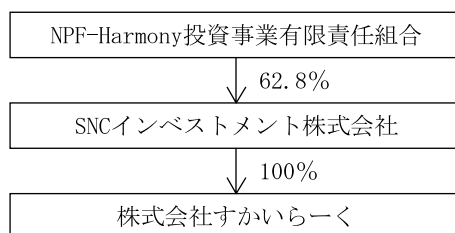
名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
フォートレス・インベストメント・グループLLC 1、2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 252	投資業	13.5% (13.5%)	役員の兼任...無

- 1 資本金がゼロであるため、資本金または出資金として、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。  
 2 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則を構成する緊急問題専門委員会発行番号(以下「EITF」)03-16号「リミテッド・ライアビリティ・カンパニーに対する投資の会計処理」に従って、リミテッド・パートナーシップへの投資として扱い、EITF No.D 46「リミテッド・パートナーシップへの投資会計」に基づき、持分法が適用されます。

8 連結財務諸表上、持分法適用会社として取り扱われている以下のプライベート・エクイティ投資先企業を含んでおります。

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
NPF-Harmony投資事業有限責任組合 2、3、4	東京都千代田区	百万円 107,000	投資業	100% (100%)	役員の兼任...無
SNCインベストメント株式会社 2、5、6	東京都千代田区	百万円 82,531	投資業	62.8% (62.8%)	役員の兼任...無
株式会社すかいらく 5、6	東京都武蔵野市	百万円 100	外食および食品 事業	100% (100%)	役員の兼任...無

- (注) 1 議決権の所有割合の( )内は、内数表示の間接所有割合であります。  
 2 特定子会社に該当いたします。  
 3 議決権の所有割合は、業務執行権限の割合を表示しております。  
 4 企業会計基準委員会実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」により、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則における子会社に該当いたします。提出会社の連結財務諸表の作成においては、EITF04-5号「有限責任出資者が特定の権利を有する場合における単独の無限責任出資者あるいは複数の無限責任出資者がひとつのグループとしてリミテッド・パートナーシップあるいは類似事業体を支配しているか否かの判断」に従い、持分法を適用しております。  
 5 議決権の所有割合の関係は下図のとおりです。



- 6 当該会社の財務諸表は、NPF-Harmony投資事業有限責任組合に対する持分法の適用を通じて、提出会社の連結財務諸表に反映されております。



## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

	従業員数(人)
連結会社合計	16,145 [4,434]

- (注) 1 当社の事業区分は投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。なお、連結財務諸表注記に記載しております事業別セグメント情報は米国会計原則に規定する経営管理上の組織に基づき、国内営業部門、グローバル・マーケティング部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五区分により作成されております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか、連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の従業員数は6,812人、平均臨時雇用者数は1,556人であります。

### (2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
21 [ - ]	42歳 5月	1年 9月	14,519,127

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 上記のほか、野村證券株式会社等との兼務者が77人おります。
- 3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績の概況

以下の業績の概況は、「第1【企業の概況】1【主要な経営指標等の推移】」および「第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】」の部とあわせてご覧ください。なお、平成17年3月期（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）にかかる業績の概要は平成17年6月29日提出の有価証券報告書に記載の連結財務情報に基づいており、平成19年3月期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の開示様式と整合させるために、報告数値の組替を行っています。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。当社の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

#### 事業環境

##### 日本

日本経済は平成17年半ばに踊り場状態を脱した後、内外需要のバランスの取れた成長を続けてきました。企業部門は業績の改善や需要の増加等を受けて旺盛な設備投資を続けました。また、雇用情勢の回復が広がったことで家計部門の所得環境も好転、平成18年半ばには天候不順の影響で伸び悩んだものの、消費も緩やかな回復を維持しました。この間、米国や中国をはじめとする海外経済が概ね好調だったことも、日本経済にとって追い風となりました。

企業業績は平成15年3月期以来順調な拡大を続けてきましたが、平成19年3月期も増益基調を継続し、5期連続の増益を達成しました。素材・市況関連産業に加え、自動車や機械などの加工産業も前年度に引き続き増益の牽引役となりました。

平成17年8月以降大幅な上昇となった株式市場は、平成18年4月から6月にかけて下落に転じ、その後半年ほど一進一退の動きとなりました。その後、平成18年の年末から平成19年2月にかけて再度上昇した後、3月末にかけては若干下落しました。代表的な株価指数であるTOPIXは、平成19年2月にはおよそ15年ぶりに1,800ポイント台に達しました。TOPIXは平成17年3月末の1,182.18ポイントから平成18年3月末には1,728.16ポイントと46%の上昇となりましたが、平成19年3月末には1,713.61ポイントと平成18年3月末からほぼ横ばいになりました。また日経平均株価も平成17年3月末の11,668.95円から平成18年3月末の17,059.66円にかけて46%上昇しましたが、平成19年3月末は17,287.65円と僅かな上昇にとどまりました。

新発10年国債利回りは、1.2%台の低水準にあった平成17年半ばから株価の上昇に歩調を合わせて上昇、平成18年3月に日本銀行が量的緩和政策の解除に踏み切ると一時2%に達しました。その後は株式市場が年度を通してみればほぼ横ばい圏の動きであったことや、日本銀行の政策金利引き上げが緩やかになるとの観測が強まったことから、利回りが一時1.5%台に低下しました。年度を通じると1.5~2.0%のボックス圏の動きとなりました。

為替市場では、平成18年3月に欧州中央銀行（ECB）が追加利上げを実施、日本銀行が量的緩和政策を解除する中、米国での利上げ打ち止め観測が浮上してきたことなどから、ドルは対円で109円台まで対ユーロで1.29ドル台まで下落しました。その後は日欧の金融政策に対する期待が修正される中でドルは対円で値を戻し、平成18年後半は概ね1ドル114~120円のボックス圏での推移となる一方、対ユーロでは1ユーロ1.25~1.30ドルの推移となりました。平成

18年末頃からは、米国の政策金利が横ばいの中で欧州は着実に利上げを続け、日本の追加利上げが遅れるという見方の中で、円安、ユーロ高が進みました。平成19年2月にはドルは対円で121円台まで上昇しましたが対ユーロでは1.32ドル台まで下落しました。その後、揺り戻しはあったもののこうした傾向は続き、4月以降、円/ユーロは160円を超えてユーロ導入後の最安値を更新しています。

## 海外

主要先進国経済は、平成18年後半にかけて住宅市場の冷え込みを主因に米国の成長がやや弱まりましたが、欧州の景気実勢はむしろ改善しました。国際商品市況は平成18年6月までは上昇基調を続けていましたが、その後急落しボックス圏での動きを続けています。米国の利上げは平成18年6月で打ち止めになりましたが、ECBは引き続き金融引締め姿勢を続けています。また、中国でも引き続き過熱抑制策が取られています。

米国の実質GDP成長率は平成17年に3.2%となった後、平成18年には3.3%と好調を持続しました。金融引締めの影響などで住宅投資は大きく落ち込みましたが、業績回復を背景にした企業の設備投資が堅調な拡大を続けたのに加え、雇用の順調な拡大が個人消費を下支えしました。企業の景況感は平成18年後半にやや慎重になりましたが、平成19年に入ってから業績が懸念されていたほど落ち込まず、立ち直りを見せています。

連邦準備制度理事会（FRB）は平成16年6月から開始した利上げによって、FFレートの目標値を平成18年6月までの2年間で1%から5.25%まで引き上げ、その後は景気減速とインフレ加速の両方に目配りを続けています。米国財務省証券10年債利回りは、継続的な利上げの結果、利上げ打ち止め前後には5%を上回る水準まで上昇しましたが、FRBのこうしたスタンスを受けて4%台後半のボックス圏に落ち着いています。ダウ平均株価は、平成18年に入って金融政策の先行きに対する見方が振れたのに合わせて大きく変動しましたが、利上げ打ち止め後は長期金利および商品市況が低下したこと、企業買収（M&A）が活発化したことなどから緩やかな上昇基調を続け、業績への懸念が弱まった平成19年4月末には史上初めて13,000ドルを超えました。

欧州経済は、平成18年の成長が加速しました。ユーロ圏の実質GDPは、平成17年の1.5%から平成18年には2.8%となりました。ECBは政策金利を平成17年末から緩やかに引き上げ、平成19年3月までに0.25%ずつ7回引き上げ、3.75%としました。株価は、米国株の乱高下に合わせて平成18年の4-6月期にはやや大きく下落しましたが、平成19年に入ると好調な景気や企業業績、活発なM&Aを背景に史上最高値圏にまで上昇しています。

平成18年のアジア経済は、僅かに減速した平成17年から再加速した形となり、高水準の成長を続けました。中国経済は引き続き10%を超える実質GDP成長率となって過熱感が強く、中国政府は引締め姿勢を続けています。また、インド経済も平成17年を上回る9%台の成長となりました。

## エクゼクティブ・サマリー

当期のわが国の経済は回復基調を継続して、景気拡大期間が平成18年11月に「いざなぎ景気」を越えて戦後最長となりましたが、賃金の伸び悩みと天候不順などから個人消費に力強さが欠ける展開となりました。一方、企業部門は良好な状態を維持しており、主要上場企業の経常利益は円安の進展にも助けられて、5年連続での改善を確実にしています。株式市場は、世界的な長期金利上昇と株価下落を受けて、平成18年4月～6月に調整しましたが、その後、再び上昇基調を回復して、東証株価指数（TOPIX）は平成19年2月に平成3年以来の高値を更新しました。市場では、国際競争力が高く海外事業を拡大している外需関連業種と共に、配当や自社株買いなどの株主還元策に積極的な銘柄に注目が集まり、これらの株価が上昇しました。需給面では、海外投資家が引き続き売買の主役でしたが、株価下落局面では個人や投資信託の存在感が高まっています。日本企業がM&Aを事業戦略の重要な選択肢とするようになってきたことを背景に、平成18年のM&A金額は過去最高水準に達しました。一方、債券市場では、新発10年国債利回りが7月に2.0%近くまで上昇しましたが、その後、消費者物価の上昇テンポが極めて緩慢に留まる中、日本銀行の2回の金融引締め策にも拘わらず、1.6%～1.9%のレンジで推移しました。また、国内外の資本市場を通じた株式や債券の発行による上場企業の資金調達が高水準に推移しました。このような環境の下、平成19年3月期の継続事

業からの税引前当期純利益は、前期の4,456億円から28%減の3,218億円、当期純利益は前期の3,043億円から42%減の1,758億円となりました。その結果、当期の自己資本利益率は前期の15.5%から8.3%に低下しました。

平成19年3月期の国内営業部門の収益合計（金融費用控除後）は前期比1%減の4,401億円、税引前当期純利益は前期比18%減の1,609億円となりました。株式委託売買代金が減少したこと等により株式委託手数料が減少したものの、既存の多分配型投信および新規設定投信の販売が好調であったこと等から、投資信託募集手数料ならびに投資信託残高報酬等が増加し、収益合計（金融費用控除後）は前期並みの高水準となりました。一方、顧客数の増加や今後の更なる投資家層の拡大を見越し、人員の増強に加え新規店舗の開設やコールセンターの拡充、ITインフラの整備等の先行投資を進めた結果、金融費用以外の費用は増加しました。国内営業部門（地域金融機関を含む）とファイナンシャル・マネジメント本部で管理する国内預かり資産は、平成19年3月末時点で85.2兆円と過去最高を更新し、順調な拡大を続けています。

平成19年3月期のグローバル・マーケット部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比22%減の2,900億円となり、税引前当期純利益は、前期比63%減の588億円となりました。フィクスト・インカムでは、金利・為替系の仕組債のオーダー・フローが下半期には回復したものの、金利・為替市場の環境変化に伴いトレーディングが低調に推移したこと等により、収益は減少しました。エクイティでは、マルチプルプライベートオフアリングやエクイティ・デリバティブのトレーディングが第4四半期には回復したものの、株式市場のボラティリティが第3四半期までは低調に推移したこと等により、トレーディング収益が減少しました。

平成19年3月期のグローバル・インベストメント・バンキング部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比0.5%減の992億円となり、税引前当期純利益は、前期比14%減の444億円となりました。株式引受が大きく増加し、M&A関連ビジネスも好調に推移したことに加え、戦略的に強化してきた欧州地域でのビジネス拡大等により収益合計（金融費用控除後）は前期並みの高水準となった一方、海外の人員強化等に伴い費用が増加したことにより減益となりました。

平成19年3月期のグローバル・マーチャント・バンキング部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比5%減の650億円となり、税引前当期純利益は、前期比5%減の528億円となりました。すかいらーくやツバキ・ナカシマ等の新規投資を行う一方、投資回収にも積極的に取り組み、税引前当期純利益は前期に引き続き高水準となりました。野村プリンシパル・ファイナンスの投資先企業であるタンガロイの株式一部譲渡に伴う売却益および評価益や欧州テラ・ファーマの投資先企業の一部売却益および評価損益等を計上しました。

平成19年3月期のアセット・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比37%増の901億円となり、税引前当期純利益は、前期比77%増の365億円となりました。日本の公募投資信託残高が過去最高を記録する等、投資信託市場の拡大を背景に、既存の多分配型投信や新規設定投信の販売が好調に推移しました。投資信託業務の拡大は、お客様の資産運用ニーズの多様化に対応する商品のラインナップの拡充と、野村証券、日本郵政公社、全国の銀行・信託銀行への取り組みを強化した販売チャネルの多様化の成果でもあります。また、海外からの資金運用需要に牽引される形で投資顧問業務も堅調に推移しました。

## 経営成績

### 損益概況

当社の主要な連結損益計算書情報は以下のとおりであります。平成17年3月期（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）にかかる業績の概要は平成17年6月29日提出の有価証券報告書に記載の連結財務情報に基づいており、平成19年3月期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の開示様式と整合させるために、報告数値の組替を行っています。

	平成17年3月期 (百万円)	平成18年3月期 (百万円)	平成19年3月期 (百万円)
金融収益以外の収益：			
委託・投信募集手数料	221,963	356,325	337,458
投資銀行業務手数料	92,322	108,819	99,276
アセットマネジメント業務手数料	78,452	102,667	145,977
トレーディング損益	201,686	304,223	290,008
プライベート・エクイティ投資関連損益	7,744	12,328	47,590
投資持分証券関連損益	15,314	67,702	20,103
プライベート・エクイティ投資先企業売上高	75,061	88,210	100,126
その他	32,316	58,753	67,425
金融収益以外の収益合計	724,858	1,099,027	1,067,757
純金融収益	74,332	46,623	23,344
収益合計（金融費用控除後）	799,190	1,145,650	1,091,101
金融費用以外の費用	594,355	700,050	769,343
継続事業からの税引前当期純利益	204,835	445,600	321,758
法人所得税等	110,103	188,972	145,930
継続事業からの当期純利益	94,732	256,628	175,828
非継続事業			
非継続事業からの税引前当期純利益 <sup>(1)</sup>	-	99,413	-
法人所得税等	-	51,713	-
非継続事業からの当期純利益	-	47,700	-
当期純利益	94,732	304,328	175,828
自己資本利益率（ROE）	5.2%	15.5%	8.3%

(1) 平成18年3月期は、74,852百万円の売却益を含みます。

平成19年3月期の収益合計（金融費用控除後）は1兆911億円と、平成18年3月期の1兆1,457億円から5%減少しました。委託・投信募集手数料は、投資信託募集手数料は増加したものの、株式売買代金減少から株式委託手数料が減少したことにより、前期比5%減少しました。アセットマネジメント業務手数料は、主に公募投資信託の純資産残高の増加により、前期比42%増加しました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、投資先企業の売却による実現益ならびに評価益により、前期比286%増加しました。投資持分証券関連損益は、活況な株式市場であった前期は利益を計上しましたが、今期は損失を計上しました。

平成18年3月期の収益合計（金融費用控除後）は1兆1,457億円と、平成17年3月期の7,992億円から43%増加しました。委託・投信募集手数料は、国内営業部門においてお客様のニーズに応じた商品およびサービスを高めることにより、前期比61%増加しました。アセットマネジメント業務手数料は、主に株式型投資信託の純資産残高の増加により、前期比31%増加しました。トレーディング損益は株式市場が活況だったことから、前期比51%増加しました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、実現益ならびに評価益により、前期比59%増加しました。投資持分証券関連損益は、活況な株式市場を背景に、前期比342%増加しました。

平成17年3月期、平成18年3月期および平成19年3月期の純金融収益は、それぞれ743億円、466億円、233億円でした。純金融収益は、トレーディング資産およびレポ・リバースレポ取引を含む総資産・負債の水準と構成、ならびに、金利の期間構造とボラティリティに左右されます。純金融収益は、トレーディング業務と不可分な一つの要素であり、当社は、特にグローバル・マーケット部門について、純金融収益と金融収益以外の収益との合計額で、ビジネス全体の収益性を評価しております。平成19年3月期においては、純金融収益は前期比50%減少しました。純金融収益の減少にはいくつかの要因がありますが、短期金利の上昇によるファンディングコストの上昇、事業再編に伴う高利回りの債券ポジションの減少、モーゲージファイナンスにおける支払の滞納による利子収入の減少が挙げられます。平成18年3月期においては、主に金利の上昇とレポ・リバースレポ取引の増加により、純金融収益は前期比37%減少しました。トレーディングポジション、特に、活況な市場を背景とした株式ロングポジションの増加は、資金需要を増加させました。また、株券等貸借取引も、資金使用量の増加につながりました。グロスでは、主にレポ・リバースレポ取引の増加により、金融収益は73%増加し、金融費用は98%増加しました。

当社は、投資持分証券関連損益として、平成17年3月期、平成18年3月期に、それぞれ153億円、677億円の利益を計上しています。平成19年3月期は、201億円の損失を計上しています。この項目は、取引先企業との取引関係目的で当社が保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。連結財務諸表では、取引促進の目的で長期保有する関連会社以外の投資持分証券は、時価で評価され、その評価損益は当該期の損益として認識されています。

平成19年3月期の金融費用以外の費用は、平成18年3月期の7,001億円から10%増加し、7,693億円となりました。これは、人員増加に伴い、人件費が前期の3,254億円から6%増加し、3,459億円となったことや、IT投資により、情報・通信関連費用が前期の896億円から23%増加し、1,100億円となったことが主な要因となっております。

平成18年3月期の金融費用以外の費用は、平成17年3月期の5,944億円から18%増加し、7,001億円となりました。これは、純収益の増加に伴い、人件費が前期の2,750億円から18%増加し、3,254億円となったことが主な要因となっております。

継続事業からの税引前当期純利益は、平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期、それぞれ2,048億円、4,456億円、3,218億円となりました。

当社は、日本においてさまざまな税金を課されており、日本の税法に基づき連結納税制度を適用しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としたものであり、平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率は約41%となっております。海外子会社は現地で課税を受けており、通常国内より低い税率が適用されています。そのため当社の各期の実効税率は、各地域での損益状況や、各地域で適用される特有の税務上の取り扱いにも影響を受けています。

平成19年3月期の継続事業からの税引前当期純利益に対する法人所得税等は、1,459億円、実効税率は45.4%となり、法定実効税率の41%を上回っています。この税率の差異は主に以下の正負異なる二つの要因により生じたものです。第一に、繰延税金資産の将来における実現可能性の見直しに伴い、米国の子会社で発生した損失および欧州における特定のテラ・ファーム投資などにかかる評価性引当金が増加し、平成19年3月期の実効税率を11.6%引き上げる結果になりました。第二には、海外子会社株式の評価減について、国内で税効果を認識したことにより、平成19年3月期の実効税率を8.0%引き下げる結果になりました。

平成18年3月期の継続事業からの税引前当期純利益に対する法人所得税等は、1,890億円、実効税率は42.4%となり、法定実効税率の41%を上回っています。この税率の差異は主に以下の正負異なる二つの要因により生じたものです。第一に、繰延税金資産の将来における実現可能性の見直しに伴い、日本国内における地方税および欧州における特定のテラ・ファーム投資などにかかる評価性引当金が増加し、平成18年3月期の実効税率を12.3%引き上げる結果になりました。第二には、海外子会社株式の評価減について、国内での税効果を認識したことにより、平成18年3月期の実効税率を10.5%引き下げる結果になりました。

平成17年3月期の法人所得税等は、1,101億円、実効税率は53.8%となり、法定実効税率の41%を上回っています。

この税率の差異は主に以下の正負異なる二つの要因により生じたものです。第一に、米国の子会社で発生した損失にかかる繰延税金資産についての回収可能性が低かったこと、および英国税法の取り扱い変更に伴い欧州における特定のテラ・ファーマ投資の評価について将来の実現可能性を見直した結果、欧州の子会社で従来計上してきた繰延税金資産の減額を行ったことなどにより評価性引当金が増加し、これにより平成17年3月期の実効税率を19.9%引き上げる結果になりました。第二には、海外子会社株式の評価減について、国内での税効果を認識したことにより、平成17年3月期の実効税率を9.4%引き下げる結果になりました。

当社は、平成18年1月31日付で株式会社ミレニアムリテイリング（以下「MR」）株式を売却いたしました。MRは当社のプライベート・エクイティ事業における投資先企業であり連結子会社として処理されておりました。平成18年3月31日現在、財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」に従い、MRにかかる損益(売却益を含む)およびキャッシュ・フローは非継続事業として扱われ、連結損益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書上で区分表示されております。

当期純利益は平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期、それぞれ、947億円、3,043億円、1,758億円となりました。自己資本利益率（ROE）は、それぞれ5.2%、15.5%、8.3%となりました。

## 事業セグメント別経営成績

当社の事業セグメントは、国内営業部門、グローバル・マーケティング部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五部門体制になっております。投資有価証券の利益（損失）、関連会社利益（損失）の持分額、長期性資産の減損、本社勘定、その他財務調整項目等は、事業セグメント別情報においては、“その他”として表示されています。また、取引関係目的で保有する投資持分証券評価損益と、プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響はセグメント情報には含まれておりません。なお、事業セグメント別経営成績については連結財務諸表の注記19セグメントおよび地域別情報にも記載がございます。また、そこでは、連結財務諸表数値と事業セグメント別数値の調整計算についても説明がありますのでご参照ください。なお、当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

### 国内営業部門

当社の国内営業部門は、国内のお客様に対する資産管理型営業を行っており、その中で手数料等を受け取っております。また、投資信託の運用会社からは当社が販売した投資信託の代行報酬を、保険会社からは当社が代理店として販売した変額年金保険の代理店手数料を受け取っております。

#### 国内営業部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
金融収益以外の収益	301,464	442,981	434,701
純金融収益	2,903	3,554	5,417
収益合計（金融費用控除後）	304,367	446,535	440,118
金融費用以外の費用	223,200	249,330	279,253
税引前当期純利益	81,167	197,205	160,865

平成19年3月期の国内営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、既存の多分配型投信および新規設定投信の販売が好調であったこと等から、投資信託募集手数料ならびに投資信託残高報酬が増加しましたが、株式委託売買代金が減少したこと等により株式委託手数料が減少し、平成18年3月期の4,465億円から1%減少し、4,401億円となりました。

平成18年3月期の国内営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、株式委託手数料・アセットマネジメント業務手数料が増加したことにより、平成17年3月期の3,044億円から47%増加し、4,465億円となりました。株式委託手数料の増加は、国内株式市場が活況に推移し、株式売買高が増加したことによります。また、アセットマネジメント業務手数料の増加は、株式型投資信託の残高が増加したことによります。

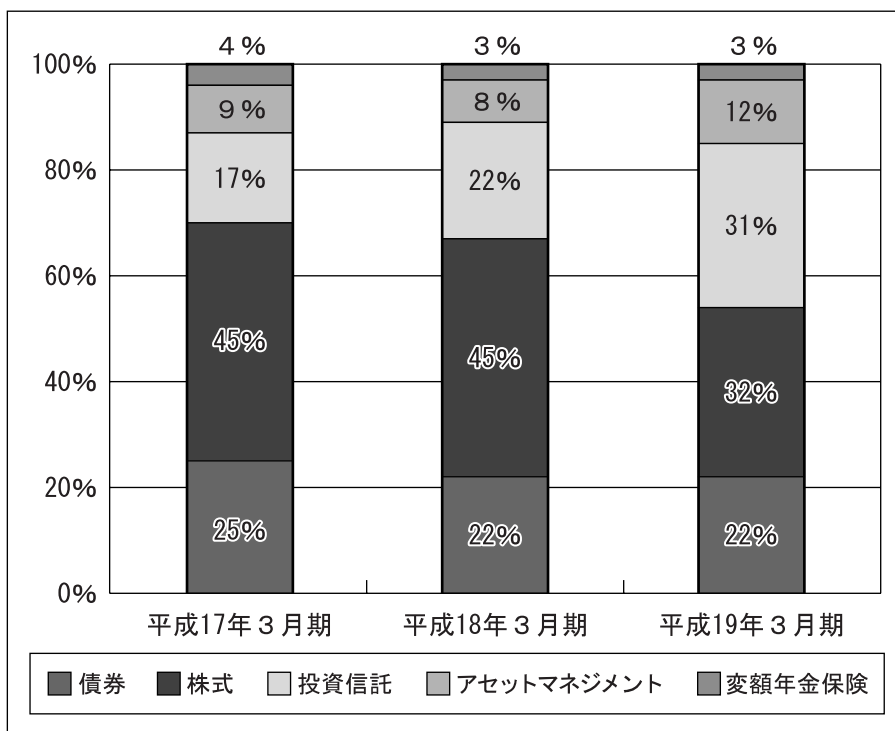
平成19年3月期の金融費用以外の費用は、人員の増強に加え新規店舗の開設やコールセンターの拡充、ITインフラの整備等の先行投資を進めたことにより、平成18年3月期の2,493億円から12%増加し、2,793億円となりました。

平成18年3月期の金融費用以外の費用は、主に人件費の増加により、平成17年3月期の2,232億円から12%増加し、2,493億円となりました。

税引前当期純利益は平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期、それぞれ812億円、1,972億円、1,609億円となりました。



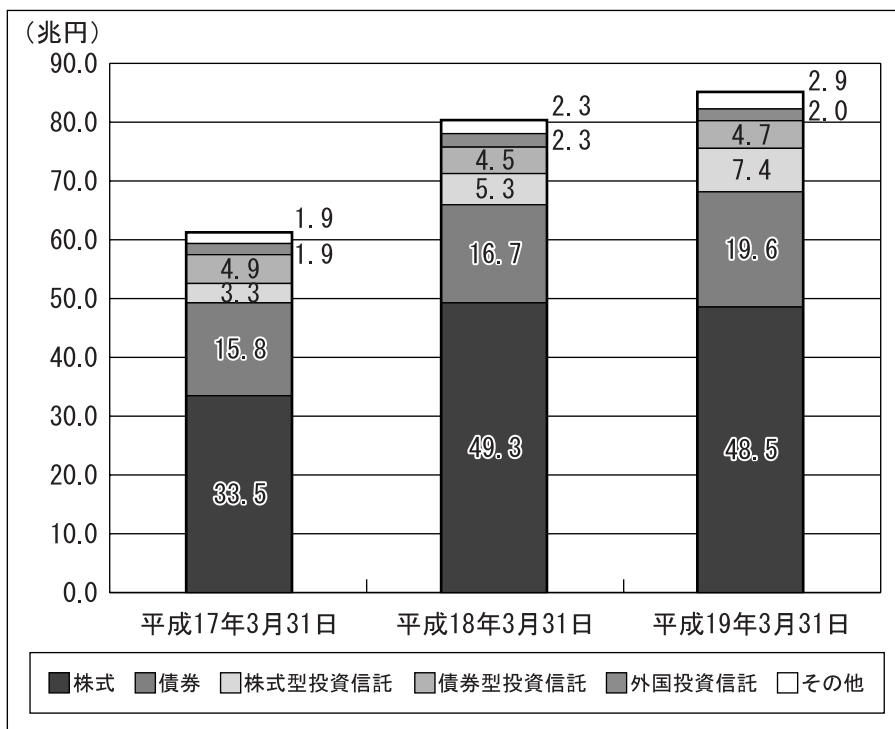
下のグラフは、平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期の商品別の金融収益以外の収益構成比を示しています。



上記のとおり、平成19年3月期は、投資信託の販売が好調であったこと等から、投資信託募集手数料ならびに投資信託残高報酬等が増加し、投資信託関連、アセットマネジメント関連の収益構成比は、それぞれ22%から31%、8%から12%に増加しました。株式委託売買代金が減少したこと等により株式委託手数料が減少し、株式関連の収益構成比は45%から32%に減少しました。また、債券関連収益、変額年金保険の代理店手数料の構成比は前期並みの水準となりました。

## 国内預かり資産

下のグラフは、平成17年3月末、平成18年3月末、平成19年3月末の国内預かり資産の額と、その内訳を示しています。なお、国内預かり資産は、国内営業部門(地域金融機関を含む)とファイナンシャル・マネジメント本部における、顧客からの預り資産と、変額年金保険契約資産残高からなります。



平成19年3月末の国内預かり資産は、主に新たな資金流入により、平成18年3月末の80.5兆円から4.7兆円増加し、平成19年3月末には85.2兆円となりました。平成19年3月末の投資信託残高は、平成18年3月末の12.1兆円から16%増加し、14.1兆円となりました。その内訳は、2.0兆円の資金流入によるものです。

平成18年3月末の国内預かり資産は、新たな資金流入もありましたが、主に活況な株式市場を背景に株式資産が増加したことにより、平成17年3月末の61.2兆円から19.3兆円増加し、平成18年3月末には80.5兆円となりました。平成18年3月末の投資信託残高は、平成17年3月末の10.0兆円から21%増加し、12.1兆円となりました。その内訳は、1.1兆円の資金流入と1.0兆円の運用増によるものです。

## グローバル・マーケット部門

当社は、グローバルネットワークを活用した債券・国内外株式のセールスおよびトレーディング業務を行っています。特に、デリバティブ、ハイブリッド商品におけるトレーディング体制と商品供給力の強化およびプライマリー分野における商品アイデア等の情報発信機能の強化、証券化スキームを活用した資金調達など市場型クレジット商品の供給力強化、不動産を中心とするアセット・ファイナンスの強化に取り組んでいます。

さらに、高度なリスク管理能力に基づいたポジション管理と豊富な資本に裏付けられたリスク許容力によって、お客様の多様なニーズに合致したサービスを提供しています。また、質の高いリサーチやクオンツ分析の提供を通じて構築された国内外での強固な顧客基盤をベースにお客様からのオーダー・フローをグローバルに集約して、自己ポジションを活用したソリューションの提供を行っています。

### グローバル・マーケット部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
金融収益以外の収益	170,667	327,716	285,088
純金融収益	72,420	43,392	4,940
収益合計（金融費用控除後）	243,087	371,108	290,028
金融費用以外の費用	182,901	213,387	231,222
税引前当期純利益	60,186	157,721	58,806

平成19年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、平成18年3月期の3,711億円から22%減少し、2,900億円となりました。フィクスト・インカムでは、金利・為替市場の環境変化に伴いトレーディングが低調に推移したこと等により、収益は減少しました。エクイティでは、株式市場のボラティリティが低調に推移したこと等により、トレーディング収益が減少しました。

平成18年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、マーケット環境の好調を背景にトレーディング収益と委託募集手数料の増加により、平成17年3月期の2,431億円から53%増加し、3,711億円となりました。

平成19年3月期の金融費用以外の費用は、主にインスティネット社の連結による人件費と支払手数料の増加により、平成18年3月期の2,134億円から8%増加し、2,312億円となりました。

平成18年3月期の金融費用以外の費用は、収益の増加に伴い、主に人件費と支払手数料が増加したため、平成17年3月期の1,829億円から17%増加し、2,134億円となりました。

税引前当期純利益は、平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期、それぞれ602億円、1,577億円、588億円となりました。

下の表は、当社の日本国債の入札とセカンダリーでのシェア（元本ベース）を示しています。セカンダリーは、日本で発行された国債の店頭売買取引と取引所でのトレーディングで、現先取引および同業社間取引は除かれています。

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
日本国債入札	18%	11%	11%
日本国債セカンダリー・トレーディング	14%	13%	13%

下の表は、日本の株式市場の指標であります、TOPIX(東証株価指数)と日経225(日経平均株価)の各年の期末日現在の終値および前年比の推移を示しております。

#### 株価指標

	平成17年3月31日	平成18年3月31日	平成19年3月31日
TOPIX(東証株価指数)	1,182.18 0.3 %	1,728.16 46.2 %	1,713.61 0.8 %
日経225(日経平均株価)	11,668.95 0.4 %	17,059.66 46.2 %	17,287.65 1.3 %

平成17年8月以降大幅な上昇となった株式市場は、平成18年4月から6月にかけて下落に転じ、その後半年ほど一進一退の動きとなりました。その後、平成18年の年末から平成19年2月にかけて再度上昇した後、3月末にかけては若干下落しました。代表的な株価指数であるTOPIXは、平成18年3月期末の1,728.16ポイントから平成19年3月期末には1,713.61ポイントとほぼ横ばいになりました。同様に、日経平均株価も、平成18年3月期末の17,059.66円から平成19年3月期末には17,287.65円と僅かな上昇にとどまりました。

下の表は、日本の株式市場における当社のシェアの推移を示しております。

#### シェア

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
マーケット合計	7 %	7 %	7 %
市場外 / 立会所外取引	17 %	21 %	21 %

#### グローバル・インベストメント・バンキング部門

当社は、引受、アドバイザー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しています。アジア、欧州、米国といった世界の主要な金融市場で、債券、株式、その他の引受業務を行っており、日本国内、クロスボーダーおよび海外のM&A / 財務コンサルティング業務を継続的に強化してきました。

#### グローバル・インベストメント・バンキング部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
金融収益以外の収益	73,271	98,087	97,427
純金融収益	2,174	1,579	1,760
収益合計(金融費用控除後)	75,445	99,666	99,187
金融費用以外の費用	46,231	48,127	54,783
税引前当期純利益	29,214	51,539	44,404

平成19年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、株式引受が大きく増加し、M&A関連ビジネスも好調に推移したことに加え、戦略的に強化してきた欧州地域でのビジネス拡大等により、前期並みの水準となる992億円となりました。

平成18年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、主に株式引受関連手数料とM&A・財務コンサルティングフィーの増加により、平成17年3月期の754億円から32%増加し、997億円となりました。

平成19年3月期の金融費用以外の費用は、主に海外の人員強化に伴う人件費の増加により、平成18年3月期の481億円から14%増加し、548億円となりました。

平成18年3月期の金融費用以外の費用は、主に人件費の増加により、平成17年3月期の462億円から4%増加し、481億円となりました。

税引前当期純利益は、平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期、それぞれ292億円、515億円、444億円となりました。

下の表は、債券、株式についての当社の日本の引受市場におけるシェア（金額ベース）の推移を示します。

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
株式新規公開	32 %	20 %	21 %
株式公募増資	25 %	27 %	40 %
普通社債	17 %	18 %	14 %
サムライ債	12 %	13 %	13 %

## グローバル・マーチャント・バンキング部門

国内のバイアウト・企業再生分野においては、野村プリンシパル・ファイナンスを通じ、将来の成長・業績改善の見込める企業および高い投資リターンが見込める企業などに投資を行っております。また、プライベート・エクイティ分野においては、野村リサーチ・アンド・アドバイザリーの運用するファンドへの出資を通じて、ビジネスを展開しております。後述の“プライベート・エクイティ事業”での説明のとおり、平成14年3月27日以降、欧州でのプリンシパル・ファイナンス事業は、テラ・ファーマによって管理されております。

### グローバル・マーチャント・バンキング部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
金融収益以外の収益	20,910	80,402	77,325
純金融収益	13,572	12,158	12,356
収益合計（金融費用控除後）	7,338	68,244	64,969
金融費用以外の費用	10,370	12,809	12,153
税引前当期純利益（損失）	3,032	55,435	52,816

平成19年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、野村プリンシパル・ファイナンスの投資先企業であるタンガロイの株式一部譲渡に伴う売却益・評価益や欧州テラ・ファーマの投資先企業の一部売却益および評価損益等が収益に貢献しましたが、平成18年3月期の682億円から5%減少し、650億円となりました。

平成19年3月期の国内における投資先企業等の売却益は120億円となり、期中の評価損益は98億円増加しました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は848億円となり、期中の評価損益は280億円減少しました。住宅用不動産投資は、不動産市況が引き続き好調に推移し、収益に大きく貢献しました。しかしながら、小売・ビジネスサポートサービス分野における投資案件において、公正価値が下落し、好調な不動産投資における投資案件により得られた収益は一部相殺されました。市場占有率の低下、新商品およびサービスに対する需要の低迷が、投資の実現可能価額を低下させる主要因となりました。また、公益分野における投資案件についても、債務の借り換えや事業部門の売却などにより、収益に貢献しました。

平成18年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、野村プリンシパル・ファイナンスの投資先企業であるミレニアムリテイリング株式の譲渡や、ワンビシアークイブズなど投資先企業の株式の一部譲渡などが大きく収益に貢献したことにより、平成17年3月期の73億円から830%増加し、682億円となりました。

平成18年3月期の国内における投資先企業等の売却益は776億円となり、期中の評価損益は38億円減少しました。また、テラ・ファーマ投資の期中の評価損益は17億円増加しました。住宅用不動産投資は、投資家の需要と不動産販売により下支えされ、引き続き好調でした。賃料水準についても期待を大きく上回る上昇を示し、新たな資金調達により資本コストを抑えられたことも好調の要因でした。しかしながら、小売・家電等賃貸・公益分野におけるいくつかの投資案件においては公正価値が下落し、好調な不動産投資により得られた収益は相殺されました。その主たる要因は、市場占有率の低下、新商品に対する低調な需要、契約件数の減少、年金債務の増加によって、投資の実現可能価額が低下したことによるものです。

平成17年3月期の国内における投資先企業等の売却益は19億円となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は26億円となり、期中の評価損益は123億円増加しました。その主たる要因は、住宅用不動産投資が、投資家の需要と不動産販売により下支えされ、引き続き好調であったことや、原契約の見直しにより、年間に販売に供されるアパートの件数が大きく増加したことによるものです。一方で、小売・家電等賃貸の分野における多くの投資案件においては公正価値が下落し、好調な不動産投資により得られた収益は一部相殺されました。市場占有率の低下、新商品に対する低調な需要、契約件数の減少、契約一件当たりの平均収入の低下が、投資の実現可能価額を低下させる主要因となりました。

平成19年3月期の金融費用以外の費用は、収入の減少に伴う人件費の減少により、平成18年3月期の128億円から5%減少し、122億円となりました。

平成18年3月期の金融費用以外の費用は、収入の増加に伴う専門家報酬と人件費の増加により、平成17年3月期の104億円から24%増加し、128億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期、それぞれ 30億円、554億円、528億円となりました。

## アセット・マネジメント部門

アセット・マネジメント部門は、野村アセットマネジメントを中心に、野村証券を含む証券会社や銀行、日本郵政公社を通じて販売される投資信託の開発・運用や、年金その他の法人顧客に対する投資顧問業を行い、投資信託の運用報酬や投資顧問報酬を受け取っています。また、確定拠出年金ビジネスでは、運営管理機関手数料を受け取っています。平成18年1月より、主としてファンド関連業務とカスタディ業務を行っているノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.は、アセット・マネジメント部門に統合されました。

アセット・マネジメント部門の経営成績

(単位：百万円)

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
金融収益以外の収益	47,056	63,030	87,241
純金融収益	1,937	2,813	2,865
収益合計(金融費用控除後)	48,993	65,843	90,106
金融費用以外の費用	39,005	45,220	53,649
税引前当期純利益	9,988	20,623	36,457

平成19年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、既存および新規設定商品の販売が好調を続け、運用資産残高が増加したことによるアセットマネジメント業務手数料の増加により、平成18年3月期の658億円から37%増加し、901億円となりました。

平成18年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、運用資産残高の増加によるアセットマネジメント業務手数料の増加により、平成17年3月期の490億円から34%増加し、658億円となりました。

平成19年3月期の金融費用以外の費用は、運用、クライアントサービス体制の充実等に伴う人件費の増加、本社集約に伴う費用により、平成18年3月期の452億円から19%増加し、536億円となりました。

平成18年3月期の金融費用以外の費用は、収入の増加に伴う人件費の増加により、平成17年3月期の390億円から16%増加し、452億円となりました。

税引前当期純利益は、平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期、それぞれ100億円、206億円、365億円となりました。

下の表は、平成17年3月末、平成18年3月末、平成19年3月末のアセット・マネジメント部門の運用会社別の運用資産残高を示しています。

(単位：十億円)

	平成17年3月31日	平成18年3月31日	平成19年3月31日
野村アセットマネジメント	16,231	21,381	26,489
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント	1,152	1,231	1,462
野村ブラックロック・アセット・マネジメント	981	1,224	
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー	423	1,395	2,980
マイントラスト KAG mbH	222	299	337
ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ	139	254	309
単純合計	19,148	25,785	31,577
合計*	17,864	23,123	27,036

\* 運用資産残高の合計は、グループ運用会社間の重複資産調整後の残高です。

## アセット・マネジメント部門の資産運用ビジネス

アセット・マネジメント部門の運用資産は、平成19年3月末で27.0兆円となっており、平成17年3月末比で9.2兆円の増加、平成18年3月末比で3.9兆円の増加となっております。これらのうち、野村アセットマネジメントによる運用資産残高は26.5兆円となっております。

日本の投資信託市場の拡大に支えられた資金流入を背景に、株式型投資信託の残高が増加しました。一方で、公社債型投資信託の残高は横ばいでした。また、海外投資家からの資金に支えられ、投資顧問資産の残高も堅調に推移しました。

平成19年3月末において、野村アセットマネジメントによる運用資産残高に占める投資信託残高は、前期比4.8兆円増（35%増）の18.8兆円となりました。その内訳は、4.6兆円の資金流入と0.2兆円の運用増によるものです。平成18年3月末においては、前期比3.2兆円増（29%増）の14.0兆円となりました。その内訳は、1.5兆円の資金流入と1.7兆円の運用増によるものです。

下の表は、平成17年、平成18年、平成19年のそれぞれ3月末時点の、野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア（純資産ベース）を示しています。公募株式型投資信託の市場規模が総じて拡大する中、お客様の資産運用ニーズの多様化に対応する商品のラインナップの拡充と販売チャネルの多様化が奏功し、野村アセットマネジメントの公募投資信託におけるシェアは、23%に上昇しました。

### 野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア

	平成17年3月31日	平成18年3月31日	平成19年3月31日
公募投資信託合計	24%	21%	23%
株式型投資信託	15%	15%	18%
公社債型投資信託	42%	42%	44%

### 日本における確定拠出年金ビジネス

当社は、確定拠出年金ビジネスにおいて、制度の導入支援、制度設計に関するコンサルティングにはじまり、投資信託の商品提供業務、商品の選定・提示や情報提供などの運営管理機関業務、投資教育にいたるまで幅広いサービスを提供しています。平成19年3月末現在、野村年金サポート&サービスが運営管理機関を受託している規約は188件で、加入者数は約26万人（規約承認ベース）となっております。平成18年3月末現在では、規約は130件で、加入者数は約24万人（規約承認ベース）となっております。

### その他の経営成績

その他の経営成績には、投資有価証券の利益（損失）、関連会社利益（損失）の持分額、長期性資産の減損、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。詳細につきましては、連結財務諸表部記載の注記19セグメントおよび地域別情報をご参照ください。

その他の経営成績は、平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年3月期、それぞれは101億円、305億円、239億円の税引前当期純利益（損失）となりました。



#### 地域別経営成績

地域別の収益合計（金融費用控除後）、継続事業からの税引前当期純利益については連結財務諸表注記19セグメントおよび地域別情報をご参照ください。

#### キャッシュ・フロー

「第2 [事業の状況] 6 [財政状態及び経営成績の分析] (4) 流動性資金調達の管理」をご参照ください。

## (2) トレーディング業務の概要

### トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産負債の残高（連結貸借対照表上、担保差入有価証券として括弧書きで記載されているものを含む）は以下のとおりです。

種類	平成18年3月31日 (百万円)	平成19年3月31日 (百万円)
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	13,697,441	13,178,220
トレーディング資産	13,332,165	12,830,826
持分証券および転換社債	3,462,903	3,088,440
政府および政府系機関債	5,963,420	5,200,419
銀行および事業会社の負債証券	1,677,309	2,065,509
コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金	30,995	382,801
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	1,264,993	1,109,058
受益証券等	202,939	154,962
デリバティブ取引	729,606	829,637
為替予約取引	58,417	51,274
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	1,570	39,716
スワップ取引	352,652	373,139
証券オプション取引(買建)	137,246	156,979
証券オプション取引以外のオプション取引(買建)	179,721	208,529
プライベート・エクイティ投資	365,276	347,394
トレーディング負債	6,527,627	4,800,403
持分証券および転換社債	635,016	525,943
政府および政府系機関債	4,751,230	3,074,291
銀行および事業会社の負債証券	228,121	183,068
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	67	-
受益証券等	-	4
デリバティブ取引	913,193	1,017,097
為替予約取引	39,311	28,698
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	21,072	32,986
スワップ取引	446,061	533,388
証券オプション取引(売建)	266,485	268,393
証券オプション取引以外のオプション取引(売建)	140,264	153,632

## トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務における市場リスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

### (1) VaRの前提

- ・ 信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 商品間の価格変動の相関を考慮

### (2) VaRの実績

	平成18年3月31日 (億円)	平成19年3月31日 (億円)
株式関連	60	47
金利関連	33	37
為替関連	14	14
小計	107	98
分散効果	37	36
バリュアットリスク (VaR)	70	62

	平成19年3月期		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	109	58	74

## 2 【対処すべき課題】

### 現在の環境認識について

現在、わが国の経済は企業部門を中心に民間需要が増加基調を維持する中、企業業績も高水準で推移しており、緩やかな拡大過程にあると言えます。また、世界経済も地域的な広がりを持ちながら拡大を続けてはおりますが、その中で米国経済は住宅市場の調整を中心に減速過程が続いております。その米国経済も個人消費が堅調であることと米国長期金利が安定していることから、先行きに対しては軟着陸シナリオへの期待が高まっております。このような経済環境の中、国内の企業は成長へ向かって積極的に舵をきりはじめ、設備投資やM&Aによる成長投資、これらを支える資金調達の拡大が始まっております。

また、国内の個人金融資産においては、団塊の世代の大量退職などによる社会構造の変化、規制緩和の進展などを背景にして、「貯蓄から投資へ」の流れは昨年7月のゼロ金利政策の解除後も引き続き堅調に進んでおります。

このように企業が成長に向けた投資を拡大し始めたこと、国内金融資産において「貯蓄から投資へ」の流れが定着したというようなことは国内金融・資本市場における二つの大きな流れであり、このような流れの中においては、当社の果たすべき役割はますます重要になってくると同時に、当社にとってビジネスチャンスも大きく広がっていくものと考えております。

ここで、世界の金融システムの構造変化に目を転じますと、大きく三つの潮流を読み取ることができると考えております。

一つ目は、近年、プライベート・エクイティ・ファンドやヘッジ・ファンドがリスクマネーの出し手として、その存在感を強めてきていることであります。これまで、商業銀行が信用創造の圧倒的な担い手でありましたが、近年、このようなファンドが信用創造の重要な担い手となって台頭してきました。そして、投資銀行やユニバーサルバンクにとっては、このようなファンドに対して金融技術を活用した高レバレッジのファイナンスの提供を行うことが中核的なビジネスになってきております。

二つ目は、金融機関のバランスシートの流動化です。欧米の商業銀行が規模よりも収益性を追求する観点からバランスシートを積極的に流動化させております。この結果、アセットの流動化の手法として証券化などのアセット・ファイナンスやクレジット・リスクをヘッジする手段であるクレジット・デリバティブといったビジネスが盛んになってきております。近年のデリバティブの著しい発展は、金融機関のこのようなバランスシートの流動化が背景にあったとも言えます。

三つ目は、エマージング市場の台頭です。特にアジアにおける著しい経済発展は世界の投資家、企業経営者の最大の関心の的となっており、アジアに対する投資の流れの増大は世界の金融システムに大きな変化を与えています。

以上、見てきたような国内における環境の変化、世界における環境の変化はビジネスの拡大に結び付けていくことができる大きな機会であると考えております。この大きな機会に対して、当社は、お客様に真正面から向き合い、お客様のニーズをしっかりとつかみ、お客様のニーズに応えていくといった基本姿勢を貫きながら、ビジネスを拡大させていくことが重要であると考えています。

## 経営課題とそれに対する取組みについて

野村グループは「あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する」ことを経営ビジョンとして掲げ、グループとしてビジネスの幅を拡げ、業容を拡大させていくことで更なる成長を目指しております。

そして野村グループが更なる成長を目指すために、顧客の声に真摯に耳を傾けてビジネスの成長を図ること、野村独自の海外戦略を展開すること、新たなビジネス領域の拡大を図ることを重要な課題として取り組んでまいりたいと考えております。

## 顧客に立脚したビジネスの成長

野村グループとしてビジネスの幅を拡げ、業容を拡大させる上で、顧客の動向・ニーズを徹底的に把握し、それに応える形で顧客とのビジネスを創造していくことは基本姿勢であると考えております。そして、このような顧客に立脚したビジネスをグループとして展開し、また、グローバルにも展開しながらビジネスの持続的な成長を強固なものにしていくことを目指してまいりたいと考えております。

各部門別の取組みは以下のとおりです。

国内営業部門では、預貯金に傾斜した個人金融資産の証券市場へのシフトを促し、野村グループの顧客基盤を拡大いたします。そのために、店舗、コール、ネットなど様々なアクセスポイントを一層拡充し、お客様のニーズに沿った商品・サービスをスピーディーに提供していくとともに、証券市場への参加者を広げるための投資教育に引き続き取り組んでまいります。

グローバル・マーケット部門では金利、為替、クレジット、エクイティなどの金融商品および不動産関連商品に対し流動性を提供するとともに、証券化、デリバティブ等の金融技術の活用により、お客様に対し付加価値の高い商品・ソリューションを提供することにより収益の拡大に取り組んでまいります。

グローバル・インベストメント・バンキング部門では、お客様それぞれの戦略を的確に捉えた付加価値の高いソリューションを提供することにより、M&Aアドバイザーや資金調達ビジネスの拡大に取り組んでまいります。また、国内外のネットワークを活用し、アジアでの強固なプレゼンスの確立を図るとともに、グローバル・ベースでのビジネスの更なる拡大を目指してまいります。

グローバル・マーチャント・バンキング部門では、野村グループの自己資金を活用して企業に投資を行い、他部門とも連携して投資先の企業価値の向上に取り組むことにより、投資収益の最大化を図ってまいります。

アセット・マネジメント部門では、人材増強、IT投資、調査の強化など継続的な運用力強化への取組みを通じて、中長期的に安定した運用の付加価値を生み出すことができる体制を整備するとともに、お客様のニーズに応える商品の提供および販売チャネルの拡大を図り、運用資産の増加と収益基盤の拡大に努めてまいります。また、確定拠出年金ビジネスでは、制度の導入支援から商品供給に至る一貫したサービスを提供することにより、野村グループの顧客基盤の拡大を図ってまいります。

## 野村独自の海外戦略の展開

野村グループの海外戦略におきましても、顧客に立脚したビジネスの領域を広げていくことに変わりはありませんが、海外においてはその地域特性に応じた異なるビジネス戦略を展開していきたいと考えております。欧州は高付加価値商品の供給基地としての役割を担い、さらにその機能を強化していくことを目指し、米州は選択と集中をさらに進めてまいりたいと考えております。そして、ビジネスのポテンシャルが大きいアジアでは、野村の持つ金融技術やグローバルなディストリビューション・ネットワークを最大限活かしながら、アジア各国の特性を踏まえ、現地ニーズを把握した上でより地域に密着したビジネス、野村をパートナーであると認識していただける顧客を増加させていくといったビジネスを進めてまいりたいと考えております。

## 新たなビジネス領域の拡大

新たなビジネス領域の拡大におきましては、これまでも増して注力してまいります。当期はインスティネット社の買収により、グローバル・エクイティにおいて電子取引のプラット・フォームを新たなビジネス領域として野村グループ内に取り込むことができました。今後もビジネスが補完し合い、相乗効果を得られることが確信でき、顧客に立脚したビジネスとして有効であるという確信が持てれば、M&Aを有力な選択肢の一つとして活用していきたいと考えております。

また、当期は他にもジョインベスト証券や野村キャピタル・インベストメントのローン・ビジネスなどの新たなビジネスの領域の拡大に向けた試みも実施致しました。今後も野村グループのビジネスの幅を広げ、業容を拡大させることを目指して、新たなビジネス領域の拡大といった動きを加速させていきたいと考えております。

これらの課題に対処していくため、国内外におけるグループの総力を結集し、わが国金融・資本市場の拡大・発展に尽力しながら、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および株主価値の極大化を図ってまいります。

なお、会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策（ライツプラン）等のいわゆる買収防衛策の導入は現時点では予定しておりません。

当社は、「グローバルな競争力を備えた日本の金融サービスグループ」として確固たる地位を築くことを経営目標とし、従来の証券業の枠にとらわれることなく、ビジネスの領域を広げ、業容を拡大させながら、更なる成長と株主価値の向上を目指しております。投資の裾野を広げることは当社の経営目標を達成する上で重要であり、多くの方々に当社を知っていただき、株主となっていただくことも経営目標の達成に資するものであると考えております。当社では東京証券取引所をはじめとする国内証券取引所に株式を上場しているほか、平成13年12月にはニューヨーク証券取引所に上場し、平成17年1月には単元株数を引き下げ、昨年は新しい会社法で認められた四半期配当の導入を行うなどの施策を既に行っております。平成19年3月末時点では、株主数は23万8千名となりました。

このような状況の下で、当社の企業価値・株主共同の利益にとって不適切な者により当社の買収が試みられようとした場合には、多くの株主または投資家にとって好ましくない結果をもたらされることを防止する必要があるため、株主・投資家から負託された者の責務として、当社取締役会はこれを防止するための適切な措置をとります。その場合には、社内に設置した「企業価値向上委員会」が買収提案等に関して調査・検討を行い、当社社外取締役で構成する検討会議に諮った後、取締役会における十分な審議を経て、企業価値・株主共同の利益の観点から株主にとっての最善策について結論を出すことといたします。

### 3 【事業等のリスク】

投資判断をされる前に以下に述べるリスクについて十分にご検討ください。以下に述べるリスクのいずれかが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。その場合、当社の株式の市場価格が下落し、投資家の皆さまが投資額の全部または一部を失う可能性があります。また、以下に述べられたリスク以外にも、現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも当社に悪影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。

#### 市場の変動によって当社のビジネスが悪影響を受ける可能性があります

当社（当社、および当社の連結子会社を含む。以下3「事業等のリスク」において同じ。）のビジネスは、日本に加え世界のあらゆる金融市場の動向や経済情勢の影響を大きく受けています。金融市場の低迷は、純粋な経済的要因だけではなく戦争、テロ行為、自然災害などによっても引き起こされます。金融市場の低迷が長引くと、当社のビジネスに悪影響がおよび、結果として大きな損失が発生する可能性があります。金融市場の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの影響によっては大きな損失を被る可能性があります。

#### 当社の仲介手数料やアセット・マネジメント収入が減少する可能性があります

市場が低迷すると、当社がお客様のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入も減少する可能性があります。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、当社がお客様のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいています。市場の低迷によって、お客様のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、当社がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。

#### 当社の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融情勢や経済情勢の悪化によって、当社の行う引受業務や財務アドバイザー業務などの投資銀行業務において案件の数の減少や規模の縮小が起こる可能性があります。これらの業務の手数料を含む投資銀行業務の収入は、当社が取り扱う案件の数の数や規模に直接関係しているため、金融市場の低迷が長引くとこれらの収入が減少する可能性があります。

#### トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

当社は自己売買および顧客取引を補完する目的で、債券市場や株式市場等で大きなトレーディングポジションと投資ポジションを保有しております。当社のポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には金利、クレジット、株式、通貨、商品取引、不動産などのデリバティブ取引、さらに貸付債権および不動産も含まれます。上記の資産が取引される市場の変動は、これらの資産の価値に悪影響を与える場合があります。当社が資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、当社が損失を被る可能性があります。また、当社が資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には無限定の損失に晒されることとなる可能性があります。また、平成18年3月に、日銀による金融政策の変更（量的緩和政策の解除）が行われた結果、市場金利は上昇傾向で、金利のボラティリティも高まっております。そのため、当社はさまざまなヘッジ方法を用いてリスクの軽減に努めていますが、自己ポジションとして保有する債券の価格変動により損失を被る可能性があります。平成10年のロシア経済危機や平成13年9月11日の米国同時多発テロのような個別の事象によって、上記の資産が取引される市場が当社の予測していない動きをした場合には、当社は損失を被る可能性があります。また、特にエマージング市場でみられるように、市場のボラティリティ水準が予測と異なる場合にも損失を被る可能性があります。さらに当社は、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションを保有することがあります。当社はこれらのポジションからも大きな損失を被る可能性があります。また、当社が投資商品の開発目的で設定・保有するパイロット・ファンドおよび投資商品の設定・維持目的で出資をするシード・マネーは、市場価格の変動により、損失に結びつく可能性があります。

#### 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、当社が大きな損失を被る可能性があります

マーケットメイクやブロックトレード、引受業務あるいは証券化商品の組成もしくは第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り等を通じて、特定の資産を大口かつ集中的に保有することによりリスクが高まり、大きな損失を被る可能性があります。当社は多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券に大口のポジションを保有することがあります。例えば、当社がかつて米国での運用において多額の商業用モーゲージ担保証券を保有していました。平成10年8月に債券投資家がこれらの投資から次々に資金を引き揚げた結果、この商業用モーゲージ担保証券の価格は大きく下落しました。

#### 市場低迷の長期化が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、市場の取引量が減少し、流動性が低下します。流動性の低い市場では価格をモニターすることが困難になるため、特に店頭デリバティブ等においてはポジションを適切に解消することができない場合には大きな損失を被る可能性があります。



#### ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

当社はさまざまな方法や戦略を用い、さまざまな種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしていません。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、当社は損失を被る可能性があります。当社のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、ある資産を保有する場合は、その資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っています。ただし、過去の取引パターンや相関性は持続しない可能性があります。当社は、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されているため、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。

#### 当社のリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための当社の方針や手続が十分な効果を発揮しない場合があります。当社のリスク管理方法の一部は過去の金融市場動向に基づいています。過去の金融市場動向は将来的に持続するわけではありません。その結果、過去の金融市場動向が示す以上に将来のリスク・エクスポージャーが大きく増加し、これを予測できないときには大きな損失を被る可能性があります。その他、当社が使用しているリスク管理方法は、市場やお客様、あるいはその他の事項に関する公表されている情報や当社独自のルートにより入手した情報の評価をよりどころとしています。この情報が正確、完全、最新なものでなかったり、あるいは正しく評価されていないことがあり、そのような場合にはリスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性があります。

#### 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

これまでに説明した当社のビジネスに悪影響を与える可能性に加え、市場リスクが、その他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションによって開発された新商品に関連するリスクが、市場リスクによって増幅されることがあります。

また、当社が市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、当社の流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、当社の信用リスクが高まる結果、資金の調達は困難になる可能性があります。

さらに、市場環境が悪化している場合に、当社のお客様や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化する可能性があり、当社のお客様や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性があります。

当社の流動性リスクと信用リスクについては、以下に説明します。

#### **流動性リスクによって当社の資金調達能力が損なわれ、当社の財政状態が悪化する可能性があります**

流動性、すなわち必要な資金の確保は、当社のビジネスにとって極めて重要です。すぐに利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、当社は、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって流動性の強化に努めています。しかし、当社は一定の環境の下で流動性の低下に晒されるリスクを負っています。その内容は以下のとおりです。

#### 当社が債券発行市場を利用できなくなる場合があります

当社は日常の資金調達に短期金融市場や債券発行市場を継続的に利用しています。長期または短期債券市場で資金を調達できなくなったり、レポ取引や有価証券貸借取引ができなくなると、当社の流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、短期または長期の財政状態の見通しに対する評価を理由に、当社がビジネスを行うために必要とする与信を貸し手が拒絶する可能性があるのは、次のような場合です。

- ・大きなトレーディング損失
- ・市場の低迷による当社の営業活動水準の低下
- ・規制当局による重大な措置

金融市場の混乱や、投資銀行業、証券業、金融サービス業界全般に関する否定的な見通しなど、当社に固有でない要因によって、債券市場での資金調達が困難になることもあります。

#### 実際に当社が短期金融市場を利用できなくなる可能性があります

当社は、当社の事業運営に対する無担保短期資金の主要調達先を、主にコマーシャル・ペーパーの発行と銀行からの短期資金借入に頼っています。当社の流動性は、これらの借入を継続的に借り換えていくことができるかに大きく依存しています。当社が発行したコマーシャル・ペーパーやその他短期金融商品を保有している投資家は、それらが満期になった時に新たな資金調達に応じる義務を負っているわけではありません。当社は、その不足分を補うための資金を銀行からの短期借入れでまかなうことができなくなる可能性があります。

#### 当社が資産を売却できなくなる可能性があります

当社が債券市場から資金を調達できない、もしくは資金残高が大幅に減少するなどの場合、当社は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定であったり、不透明な場合は、市場全体の流動性が低下する可能性があります。このような場合、当社は資産を売却することができなくなる可能性があり、このことは当社の流動性の低下につながるおそれがあります。また、資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性もあり、結果的に当社の経営成績や財政状態に悪影響を与える場合があります。他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、当社の資産売却に悪影響を及ぼすことがあります。例えば、平成10年のロシア経済危機後、当社と他の市場参加者が同種の資産を同時期に売却しようとしたため、ロシア国債やその他商業用モーゲージ担保証券などの当社保有資産の流動性は大きく損なわれました。

#### 信用格付の低下により、資金調達コストが増加する可能性があります

当社の資金調達コストや債券市場の利用は信用格付に大きく左右されます。格付機関は当社の格付の引下げや取消しを行ったり、格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。このような場合、当社の資金調達コストが上昇し、債券市場の利用が制約される可能性があります。その結果、当社の利益が減少し、流動性にも悪影響を与えます。

**市場リスクや流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも当社のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります**

イベント・リスクとは、マーケットに急激な変動をもたらす予測不能な出来事により発生する潜在的な損失をいいます。これらには、平成13年9月11日の米国同時多発テロや平成10年のロシア経済危機のような当社に損失を与えた事象ばかりではなく、当社のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある次のような出来事が含まれます。

- ・市場で重要な地位と影響力を有する格付機関による当社のトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大きな変更
- ・当社の取引戦略を陳腐化させたり、競争力を低下させるような、トレーディング、税金、会計、法律その他これらに関する規制の突然の変更
- ・当社がトレーディング資産や投資資産として保有する有価証券の発行会社に関わる企業再編の失敗、倒産、刑事訴追等

**第三者の財務上の問題などによって生じた損失により、当社が信用リスクに晒される可能性があります**

当社の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、スワップやオプションといったデリバティブなどの取引や契約により、当社に対して負債を負うことがあります。

取引先が破産、信用低下、流動性不足、事務処理の誤り、政治的・経済的事象などの理由で債務不履行に陥った場合、当社は大きな損失を被る可能性があります。リスクを生じさせる恐れのある事由として、次のような場合が含まれます。

- ・第三者が発行する証券の価格の下落
- ・取引相手の受渡不履行や、決済機関、取引所、清算機関その他金融仲介機関のシステム障害により所定の期日に決済ができない証券、先物、通貨またはデリバティブ取引

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます

**大手金融機関の破綻が金融市場全般に悪影響を与え、当社に悪影響を及ぼす可能性があります**

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、手形交換など、金融機関間の取引を通じて密接に関連しております。その結果、ある金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行につながる可能性があります。このことは決済機関、手形交換所、銀行、証券会社、証券取引所といったそれらの金融機関と取引のある金融仲介機関にも悪影響を及ぼす可能性があります。現実の債務不履行や予見される債務不履行リスクの増加、その他類似の事象が現在および将来において発生し、金融市場や当社に悪影響を及ぼす可能性があります。主要な国内金融機関が流動性問題や支払能力の危機に面した場合、当社は資金面で打撃を受ける可能性があります。

当社の信用リスクに関する情報の正確性や当社の信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はありません

当社は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行リスクは、不法行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。当社も取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることはできない可能性があります。さらに、当社が担保を見合いに与信をしている場合に担保価値が不足してしまう可能性があります。例えば、市場価格が急激に下落した場合には、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性があります。

当社のお客様や取引相手が政治的・経済的理由から当社に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず信用リスクの構成要素でもあります。現地市場の破綻や通貨危機のように、国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域のお客様・取引相手の信用力や外貨調達力に悪影響を与え、結果として当社に対する債務の履行に悪影響を与える可能性があります。

金融業界は激しい競争状態にあり、急速に統合が進んでいます

当社のビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くと思われまます。当社は、取引執行や商品・サービス、イノベーション、価格など多くの要因について競争しており、昨今は、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。また、アドバイザー・サービスのように、お客様に付加価値の高いサービスを提供する業務においても激しい競争が繰り広げられています。

銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進みました。銀行やその他の金融機関は、規制緩和が進展する前に比較して、ファイナンスや投資信託の分野において当社に対する競争力を増しています。とりわけ、日本の大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、証券引受業務、M&Aに関するコーポレート・アドバイザー・サービスや、富裕層向けリテールビジネスの分野におけるシェアを増やしており、当社のシェアに影響を及ぼしています。

金融業界の国内外の統合の進展は当社にとっては競争の激化を意味します

近年、金融業界において金融機関同士の統合が多くみられるようになりました。特に、商業銀行、保険会社その他幅広い業容を持つ金融機関が証券会社を設立・買収したり、国内外の金融機関との合併を進めています。また、日本においても、証券会社が銀行との業務提携を行うケースが増えており、また、外国の商業銀行による国内の大手証券会社の子会社化が進められています。こうした業務提携や統合により、証券会社と銀行がグループ体となって、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、アセット・マネジメント、投資銀行業務などの幅広い種類の商品の提供が可能となりつつあります。また、これら金融機関は、こうした幅広いサービスの提供によって、当社との比較で、競争力が高まり、あるいは今後高まる可能性があります。これらの金融機関は、市場シェアを獲得することで、商業銀行業務や保険、その他金融サービスの収入によって投資銀行業務や証券業務を補完することができます。当社は、これらの統合された金融機関が事業を拡大させるにつれて、市場シェアを失うおそれがあります。

当社が海外ビジネスを拡大することができるか否かは、海外における金融機関との競争に打ち勝つことができるかにかかっています

当社は、海外において、多くの事業機会および競争が存在するものと考えています。当社がこれらの事業機会での優位性を得るためには、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場における金融機関との競争に打ち勝たなければなりません。これらの金融機関のいくつかは当社に比べ、各市場において規模も大きく、強固な資本を有しており、また強力な現地拠点を有し、現地における長い営業実績を誇っています。

オペレーショナル・リスクの顕在化によって業務の継続が困難となり、当社の収益機会が制限されたり、著しい損失を被る可能性や当社が行政処分を受ける可能性があります

当社は、例えば、次のようなオペレーショナル・リスクに晒されています。これらのリスクが現実のものとなった場合、当社は経済的損失、事業の中断、関係者からの提訴、監督官庁による行政処分、評判の悪化といった事態に陥る可能性があります。

- ・証券決済ができないことによる損害
- ・役員や従業員が正確な事務を怠ることによる損害、たとえば証券取引所に対する誤発注による損害
- ・コンピュータシステムのダウン、誤作動などシステムの不備に伴い損失を被るリスク。（当社のシステムの多くは関連会社である株式会社野村総合研究所により開発・維持されています）
- ・大規模災害やテロ行為等で当社の施設やシステムが直接あるいは間接的に被害を受けることに伴う損害

当社のビジネスは、重要なリーガル・リスクや規制上のリスク、規制の変更、さらにさまざまなレピュテーション・リスクに影響される可能性があります

当社が負う重要な法的責任や当社に対する重大な規制措置によって、財務上の大きな影響が生じるか、当社の世評が低下し、その結果、事業の将来性が大きく損なわれる可能性があります。また、当社や市場に適用される規制に重要な変更がなされた場合、これが当社のビジネスに悪影響を与える可能性があります。

#### 法的責任に対する当社エクスポージャーの重要性

当社は、ビジネスにおいて大きな法的責任に晒されています。これらのリスクには証券取引法やその他の法令における、証券引受・販売などの取引に関する重大な虚偽または誤認表示に対する責任や、当社が法人取引において提供するアドバイスに対する潜在的な責任、複雑なトレーディングの条件に関する紛争、当社との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、あるいは自己資金投資業務に関する法的紛争などが含まれます。市場の低迷が長引くと、当社に対する請求が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起されることもあります。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟により当社の世評が傷つけられる可能性もあります。さらに、昨今は違法行為にあたる断定できない場合であっても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。これらのリスクの見積もりや数量化は困難であり、リスクの存在とその大きさが相当期間認識されない状況が続くという可能性もあります。

#### 当社に対する広範な規制により業務が制限され、また重大な処分を受ける可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。当社は、国内では日本政府や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外では業務を行っているそれぞれの国の規制を受けています。これらの規制は金融市場の健全性の確保や、当社のお客様や当社と取引を行う第三者の保護を目的としています。これらの規制は必ずしも当社の株主を保護することを目的とはしておらず、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて、しばしば当社の活動を制限します。また、広範な検査・監督行為や、当社にとって費用がかさむ、あるいは制限を課される新たな規制の採用、または多額の課徴金を伴う重大な処分などを通じて、規制当局が当社のビジネスに干渉してくるリスクに晒されています。当社は、罰金、営業の一部停止、営業の一時または長期の停止、もしくは営業認可等の取消などの処分を科される可能性があります。当社に対する行政上または司法上の制裁が科せられた場合、当社の風評が損なわれる可能性があります。また、それらの制裁によって、顧客、特に公的な機関が当社との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ制裁終了後であっても、当社が一定期間ビジネス機会を喪失する可能性があります。

#### 当社や市場に適用される規制の重要な変更が当社のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります

当社のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、当社は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがあります。例えば、証券取引法の改正により平成16年12月に銀行に証券仲介業務が解禁されました。また、銀行と証券間のファイアーウォール規制のあり方について効率化等、さまざまな観点を踏まえて必要十分なものとなることが必要との議論があがっております。ファイアーウォール規制が緩和された場合、当社と銀行業界との競争が激化する可能性があります。さらに、この9月に施行予定の金融商品取引法に基づく証券会社に対する行為規制の強化により、当社の広告等の営業行為が制約を受ける可能性があります。

#### 従業員、取締役、執行役の不正行為が当社に損害を与える可能性があります、この発見・防止は容易ではありません

当社は、従業員や取締役、執行役による不正行為が行われるというリスクに晒されています。従業員、取締役、執行役等が上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不法行為を行うことにより、当社のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります。その結果、不正行為が把握されない、もしくは管理されていないリスクや損失が生じる可能性があります。従業員、取締役、執行役による不正行為には、非公開情報の不適切な使用・漏洩も含まれます。これらの不正行為は規制上の制裁や法的責任を伴い、また当社の世評が大きく損なわれたり、当社に財務上の損害が生じる可能性があります。従業員、取締役、執行役による不正行為は常に防止できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。

#### 当社の保有する個人情報の漏洩により、当社のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

当社は業務に関連してお客様から取得する情報を保管、管理しています。近年、報道等によれば、企業が保有する個人情報や記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多く発生しています。当社は個人情報保護法に違反した場合には、それにより生じたお客様の経済的損失や精神的苦痛について損害賠償義務を負う可能性があります。個人情報保護法は平成17年4月1日より適用されています。

当社は個人情報の保護に留意し、そのセキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、当社のビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、個人情報の不正開示によりお客様に損失が発生した場合には、当社はお客様からクレームや損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自ら進んで行うにせよ、行政上の命令やその他規制上の措置の対応として行うにせよ、当社のセキュリティ・システムの変更や当社のブランド・イメージや世評の悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために、追加的な費用が発生する可能性があります。また、不正漏洩の結果、当社に対する世評が損なわれることによって、新規のお客様の減少や既存のお客様の喪失が生じる可能性があります。

#### **プライベート・エクイティ投資において当社が期待収益を実現できない可能性があります**

当社は平成14年に欧州におけるプライベート・エクイティ事業の再編成を行いました。この再編成により、旧プリンシパル・ファイナンス・グループが保有していた投資資産は、現在は、当社の元社員により設立され、独立したプライベート・エクイティ投資会社であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミテッド（以下「TFCPL」）により運営管理されています。当事者間の法的な合意により、TFCPLは一任契約における単独の管理者として選任されており、経営者の指名、戦略の方針に関する決定もしくは同意、最終的な投資回収の方法および時期を含む本件投資（以下「テラ・ファーマ投資」）に関する運営管理についてのすべての意思決定を自ら行う権能を有しています。テラ・ファーマ投資に関して当社は、TFCPLもしくはテラ・ファーマ投資を構成する個々の投資に対していかなる措置を講じることができず、また投資先企業の取締役会に出席することもない、受動的な投資家です。テラ・ファーマとの法的な合意は、投資家としての当社の利害と一任契約における管理者としてのTFCPLの利害の一致を図るべく設計されていますが、当社は事由なしに本件合意を解除することはできません。

テラ・ファーマ投資の成果は当社の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。そしてこの成果は、各投資の価値を最大化するTFCPLの能力と一般的な市場環境に左右されることとなります。テラ・ファーマ投資の対象は、居住用不動産、家電等賃貸、小売および事務代行等の業種に亘っており、したがって欧州における該当する業種の市場環境の悪化は、当社の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。特に英国においては居住用不動産の市場環境が悪化した場合、当該業種への投資金額の大きさから、影響が顕著に現れる可能性があります。さらに、テラ・ファーマ投資の大きさや流動性の低さから、その管理を行うTFCPLが期待する水準、時期、もしくは方法で個々の投資の価値を実現させることができない状況も考えられます。テラ・ファーマ投資を構成する投資資産を売却できない場合には、当社の将来の財務諸表が重要な影響を受ける可能性があります。

当社は日本においてもプライベート・エクイティ投資事業を拡大しています。当該業務による投資は、主として日本の製造業、外食産業ならびに観光業に対して行われています。業務規模の拡大により、該当する業種における市場環境の悪化、あるいは当社が期待する水準、時期もしくは方法でプライベート・エクイティ投資を売却できない状況が、当社の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

#### **投資持分証券を当社が期待する時期または期間に売却できない可能性があります**

当社は多額の投資持分証券を保有しています。投資持分証券とは、当社が保有する関連会社以外の株式で現在および将来の取引関係拡大を目的に長期的に保有している証券をいいます。これらの投資持分証券の大部分は日本の上場企業の株式です。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが当社の損益に大きな影響を与えます。日本の株式市場の環境によっては、当社はこれらの株式を期待する時期または期間に売却できない可能性があります。

#### **連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります**

当社は上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。米国会計原則では、当社が保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、会計原則審議会意見書第18号「持分法投資にかかる会計処理」の規定に基づき価格の下落が一時的ではないと当社が判断したときには、当社に対応する会計年度に減損を認識しなければなりません。

#### **当社が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります**

当社は、リスク許容度の異なるお客様のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供しています。マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドおよび長期公社債投信は低リスク商品と位置づけられています。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、金利上昇および資金の動向による損失の発生やファンドのポートフォリオに組み込まれた債券がデフォルトに陥ることにより、元本割れを起こす場合があります。さらに、当社が提供した債券が債務不履行に陥ったり、利息や元本の支払が遅延する場合があります。当社が提供した商品に損失が生じた場合、当社はおお客様の信頼を失う可能性があり、ひいては当社が保管する顧客からの預り資産の流出につながる可能性があります。

#### **4 【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

#### **5 【研究開発活動】**

該当事項はありません。



## 6 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 経営成績

#### 当期の経営成績の分析

「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要]」をご参照ください。

なお、「第2 [事業の状況] 2 [対処すべき課題] および3 [事業等のリスク]」をあわせてご参照ください。

### (2) 重要な会計方針および見積り

#### 財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積り額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

#### 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、強制された売買または清算に伴う売買ではなく、自発的な相手先とその時点において取引された場合に交換され则认为される価額です。金融商品の公正価値は、市場取引価格、業者間取引価格ないしその時点における市場において取引を決済した場合の見積価格に基づいております。市場取引されている有価証券および市場取引されている特定のデリバティブ取引は、通常、市場取引価格ないし業者間取引価格に基づいております。市場取引価格および業者間取引価格が存在しない場合、公正価値の算定は、類似商品の価格や時価評価モデルに基づいて行われます。時価評価モデルは、時間的価値、ボラティリティおよび関連商品や類似商品についての統計的な計測数値などが考慮されており、商品の残存期間中の管理費用および市場流動性などの調整も考慮されております。これらの調整は、公正価値算定上の基本的な構成要素です。

デリバティブ取引を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、公正価値により評価され評価損益はトレーディング損益として反映されております。公正価値は、利用可能な場合には、市場取引価格または業者間取引価格に基づいております。市場取引価格または業者間取引価格が存在しないか、もしくは当社の保有ポジションの売却が市場取引価格に影響を及ぼすと合理的に予想される場合においては、公正価値は、原金融資産の時間的価値、金利、配当率、ボラティリティの要素を加味した時価評価モデルによって算出されます。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、評価損益の金額および計上時期に影響を与えます。したがって、異なる時価評価モデルもしくは基礎となる仮定を使用することにより、異なった財務数値が計上される可能性があります。債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング収益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

当社は、公正価値を決定する際に以下のように金融商品を六種類に分類しております。

	平成19年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
トレーディング有価証券（担保差入有価証券を含む）(1)	12,001	3,783
トレーディング目的以外の負債証券（担保差入有価証券を含む）	256	
投資持分証券	195	
その他の資産 - その他に分類される営業目的以外の投資持分証券	45	
プライベート・エクイティ投資	347	
デリバティブ取引(1)	830	1,017

	平成18年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
トレーディング有価証券（担保差入有価証券を含む）(1)	12,603	5,614
トレーディング目的以外の負債証券（担保差入有価証券を含む）	221	
投資持分証券	219	
その他の資産 - その他に分類される営業目的以外の投資持分証券	27	
プライベート・エクイティ投資	365	
デリバティブ取引(1)	730	913

(1) 証券オプションはデリバティブ取引に区分されております。

以下の表では、トレーディング有価証券、トレーディング目的以外の負債証券、投資持分証券、およびプライベート・エクイティ投資の評価価額を価格客観性の程度に応じて分類しております。

	平成19年3月31日 (十億円)		
	価格客観性があるもの	価格客観性が低い、もしくは無いもの	合計
トレーディング有価証券 - 資産 (担保差入有価証券を含む)	9,992	2,009	12,001
トレーディング有価証券 - 負債	3,782	1	3,783
トレーディング目的以外の負債証券 (担保差入有価証券を含む)	186	70	256
投資持分証券	164	31	195
その他の資産 - その他に分類される営業目的以外の投資持分証券	35	10	45
プライベート・エクイティ投資	14	333	347

	平成18年3月31日 (十億円)		
	価格客観性があるもの	価格客観性が低い、もしくは無いもの	合計
トレーディング有価証券 - 資産 (担保差入有価証券を含む)	11,481	1,122	12,603
トレーディング有価証券 - 負債	5,583	31	5,614
トレーディング目的以外の負債証券 (担保差入有価証券を含む)	195	26	221
投資持分証券	205	14	219
その他の資産 - その他に分類される営業目的以外の投資持分証券	16	11	27
プライベート・エクイティ投資	24	341	365

トレーディング有価証券、トレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券の公正価値は、一般的に市場取引価格、もしくは合理的な水準の価格客観性を持つ業者間取引価格、変数が直接観察可能な類似の金融商品を参照して得た価格に基づいております。

このような方法で時価評価されている金融商品は、上場株式、主要な政府および政府系機関債、国際金融機関債、地方機関債、社債、流動性のあるモーゲージ担保証券、短期金融市場商品となっております。

トレーディング有価証券およびトレーディング目的以外の負債証券のなかには流動性に欠ける商品が含まれており、そのような商品に関しては経営者による最善の見積公正価値を利用して価格決定がなされております。これらの金融商品には、投資不適格ないしは経営の行き詰まった企業の社債、新興市場債券、担保付融資、商業貸出、モーゲージ・デリバティブ、仕組債の劣後部分、エキゾチック・オプションが組み込まれた債券が含まれます。

#### プライベート・エクイティ事業

「第5 [ 経理の状況 ] 1 [ 連結財務諸表等 ] [ 連結財務諸表注記 ] 2 会計方針の要旨： プライベート・エクイティ事業 および 4 プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの公正価値は、通常市場取引価格によって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブの資産および負債は以下のようになっております。

	平成19年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
上場デリバティブ	64	66
店頭取引デリバティブ	766	951
合計	830	1,017

	平成18年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
上場デリバティブ	75	79
店頭取引デリバティブ	655	834
合計	730	913

平成18年3月31日現在および平成19年3月31日現在における、契約上の残存満期年限ごとに分類した店頭取引デリバティブ資産および負債の公正価値は以下のとおりであります。

	平成19年3月31日 (十億円)						
	満期年限					異なる満期 間の相殺 <sup>(1)</sup>	公正価値の 合計
	1年以内	1~3年	3~5年	5~7年	7年超		
店頭取引デリバティブ - 資産	174	251	224	110	370	363	766
店頭取引デリバティブ - 負債	286	304	204	122	368	333	951

	平成18年3月31日 (十億円)						
	満期年限					異なる満期 間の相殺 <sup>(1)</sup>	公正価値の 合計
	1年以内	1~3年	3~5年	5~7年	7年超		
店頭取引デリバティブ - 資産	128	210	183	81	306	253	655
店頭取引デリバティブ - 負債	183	315	182	110	269	225	834

(1) 同じ取引相手先において、異なる満期間の公正価値を相殺する場合、この欄で相殺の金額を表示しております。同じ満期間の相殺はその年限内にて相殺しております。

店頭取引デリバティブの公正価値は見積将来キャッシュ・フローの正味現在価値に基づいた価格計算モデルを用いて見積もられております。店頭取引デリバティブの価格客観性は金融商品の種類、償還日、または契約の複雑性により変化します。為替予約取引、金利スワップ取引、または主要通貨による通貨スワップ取引は、容易に観察可能な市場変数を利用したモデルによって時価評価されるため、高度に価格客観性のあるデリバティブであると言えます。長期為替オプション取引、クレジット・バスケット・デフォルト・スワップ取引、複数コール条件付スワップ、その他の複雑なデリバティブ取引は、ある程度の仮定や判断を必要とする、相関性やボラティリティに基づいて時価評価されることが多く、このためこれらの金融商品の価格客観性は低いと考えられます。

#### 新しい会計基準の公表

「第5 [ 経理の状況 ] 1 [ 連結財務諸表等 ] [ 連結財務諸表注記 ] 2 会計方針の要旨： 会計方針の変更および新しい会計基準の公表」をご参照ください。

### (3) リスクについての定量・定性的開示

#### 1. 当社のリスク管理

当社のビジネス活動は内在的にさまざまなリスクに晒されています。当社はこれらのリスクを管理することが財務の健全性を確保すること及び企業価値の維持・拡大に資する最も重要な責務と考えています。当社のリスクマネジメント・フレームワークおよびガバナンスはこれらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告できるよう構築されています。

#### 2. リスク管理体制

##### 1) ガバナンス

当社では、業務部門それぞれが行うリスク管理に加え、組織的に独立した東京を本部とするグローバル・リスク・マネジメント部門を置いています。グローバル・リスク・マネジメント部門は代表執行役会およびリスク・マネジメント担当執行役におけるリスク管理の統括機能を補佐し、リスク管理体制の整備の実務にあたるとともに、各種リスクを統括管理します。ここでいう統括管理とは、グループ全体のリスク管理の枠組みを構築し、グループ全体への浸透・定着を図り、リスク管理が適切に行われているかモニタリングを行うことおよびグループ全体のリスクの計測・分析を行うことを指します。具体的には各種規定の策定と整備を行い、対フロント部門に対してはリスク管理に必要な情報を集め、リスク管理手法に準拠したリスク管理を実施しています。また、経営者に対してはリスクの現況と分析結果を報告します。これらのプロセスに関しては、インターナル・オーディットによる定期的な監査が行われています。

上記の体制に加え、流動性の低いポジション及びリスク管理における重要性の高いポジションにかかるリスクを管理する為のコミットメント委員会を設けています。同委員会の委員長は執行役社長により任命され、その委員長がメンバーを指名します。

##### 2) リスク・コントロール

当社は、当社グループのキャピタル・アロケーションの枠組みであるエコノミック・キャピタルのリミット/ガイドライン運用と整合しながら、各フロント部門及び各地域固有のビジネスに対して柔軟且つダイナミックで効果的なリスク・コントロールを行っています。配賦資本によるリスク・コントロールは部門ごとのエコノミック・キャピタル・リミット設定にとどめ、ビジネス遂行のための柔軟性を持たせた上で、よりトレーディングデスクに近いレベルでのリスク・コントロールを確実に行うためのポリシー・ルールの策定とリミットを設定しています。ビジネス・ラインの中で、中核となるビジネス・ユニットに対してエコノミック・ガイドラインを設定しています。このガイドラインを介して上位エコノミック・キャピタルによるキャピタル・マネジメントと下位VaR等によるリスク・コントロールがリンクする仕組みになっています。

##### 3) グローバル・リスク・マネジメント・システム

リスク・マネジメント部門はビジネスの適切な計量化のためシステムの開発と整備を行っています。現在のシステムは、各地域リスク管理者から提供されるグローバル・ベースのマーケット・データ、取引相手情報、エクスポージャー情報等の基礎データをもとに、VaRを含むリスク計数を算出すると共に、与信に関するさまざまな分析をおこなうことができます。経営者、グローバル・リスク・マネジャーは、こうした計数や分析結果

をベースにリスク管理を行っています。

また、リスクの計測に関しては、各地域に共通の手法を採用しています。共通の手法を採用することにより、リスク調整後の各ビジネスの収益性をより適正に比較評価できます。経営者はこの情報をもとに、収入の多様化とエクスポージャーの管理を行いパフォーマンスを追及します。

#### 4) モデルの検証

当社は、市場で時価が直接的に観察されない商品や取引等のポジションに対して価格評価モデルによる評価を行っています。モデルは、価格評価だけでなく、リミット・レポートのようなリスク・ポジションの管理にも使用しています。リスク・マネジメント部門はビジネス部門から独立してモデルの適切性や一貫性を検証しています。

モデルの検証においては、金融商品の価格評価やリスク管理に対するモデルの適切性に関する多くのファクターを検討します。

#### 5) バックテスト・ストレステスト

当社は、市場性が存在する有価証券においてVaRの値と実際の損益を比較しリスク計測するモデルの精度を検証しています。VaRを超過する実際の結果の回数をカウントし、所定の回数に収まっているかを検証します。

また、当社はストレステストによるリスク管理も行っています。テロの発生や市場の大暴落等が当社に与える影響を評価します。VaRを超過し「分布の裾野」に対応する損失を検証します。加えて、部門別のエコノミック・キャピタルの大きさが適切であるか検証します。

### 3. 管理されるリスクの定義及び分類

リスクは、業務において不測の損失を生じせしめ資本を毀損する可能性、および業務運営の質（効率性・有効性）が低下することにより当初想定した結果や期待した水準に到達しない可能性とされます。

当社はリスクをポートフォリオ・リスク（保有するポートフォリオ資産の価値が種々の要因で変動、消失し損失を被るリスク）とノン・ポートフォリオ・リスクに分類しています。ポートフォリオ・リスクには市場リスク、信用リスク、プライベート・エクイティ・リスクがあり、ノン・ポートフォリオ・リスクにはオペレーショナル・リスクが含まれます。

#### 市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関またはその他の市場要因の変化によって発生する潜在的な損失と定義されます。当社は主にそのトレーディング活動に関連し、この種のリスクに晒されています。市場リスクを適切にモニター・管理するためには、複雑で絶えず変化する資本市場環境を世界規模で分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を迅速に把握する能力が必要となります。

VaR：統計的な技法として知られるバリュアットリスク（VaR）は、トレーディング・ポートフォリオの市場リスクを計測するために当社が使用する手法の一つであり、ある一定期間内に一定の信頼区間内で、マーケットの変

動により、統計的に発生しうる最大損失額と定義できます。

当社では、期間を1日、信頼区間を99%と設定して、VaRを計算しています。これは、統計的には、100営業日のうち、1日の割合で、実際の損失が計測されたVaRの数値を上回る可能性があるということを意味します。

*VaRに関する前提およびその限界* : VaR算出における当社のトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関しては、多くの前提や近似値が用いられます。当社の用いる前提や近似値は合理的なものであると考えますが、前提や近似値が異なれば、VaRの値が大きく異なってくる可能性があります。

当社では、期間を1日、信頼区間を99%と設定した上で、VaRを計測しています。VaRモデルに含まれる市場リスクとしては、株価、金利、為替、および関連するボラティリティや相関があります。時系列でより直近のヒストリカルデータに比重をかけて、ボラティリティや相関を計算しています。VaRは、ヒストリカルデータに基づくという点でマーケット環境に不測の事態が発生しない限りは、非常に有効なリスク推計の手法といえます。一方、VaRに内在する限界として、たとえ直近のヒストリカルデータに比重をかけて計測しても、今までのマーケットトレンドが必ずしも正確に将来の市場リスクを予測するとは限らない、という点があります。あるいは、期間1日では、ヘッジやポジション解消に1日以上掛かるポジションのリスクについて正確に捉えられない可能性もあります。

VaRにはその他の限界も存在します。例えば、VaRは、ポートフォリオのリターンについて正規分布を前提としていますが、当社が取扱う商品の中には、非線形のリスクエクスポージャーによってリターンが正規分布とならないオプション等の商品も含まれます。リターンの分布に関する前提が異なれば計測されるVaRに大きな違いがでる可能性があります。

### **トレーディング・ポートフォリオ以外での市場リスク**

トレーディング・ポートフォリオ以外での主要な市場リスクは取引関係目的で長期的に保有している投資持分証券にかかるもので、主に日本の株式市場の下落リスクに晒されています。このポートフォリオの市場リスクを推定する方法として、東京証券取引所1部上場銘柄に対する主要インデックスであるTOPIX（東証株価指数）の変化に対する当該ポートフォリオの感応度を分析する手法があります。

具体的には、過去90営業日に亘るTOPIXおよび当社の投資持分証券の時価総額の変動に対する回帰分析です。シミュレーション結果によりますと、TOPIXが10%変化（下落）した場合、平成18年3月末および平成19年3月末ではそれぞれ約218億円、約169億円の損失が予想されます。平成18年3月末と平成19年3月末で予想損失額が減少している主要な理由は、平成19年3月末の保有残高について、株価下落により時価総額が減少したことによります。平成18年3月末および平成19年3月末のTOPIXはそれぞれ1,728.16ポイント、1,713.61ポイントです。なお、この予想値は当社の投資持分証券全体を一括りとしたシミュレーションであり、当社の投資持分証券の時価総額の変動は、個々の株価の変動如何によっては、想定と大きく異なる可能性があります。

### **市場流動性リスク**

市場流動性リスクは通常の市場取引の取引高で解消できない大きなポジションを保有していることにより追加的

に発生する潜在的な損失と定義されます。そういったポジションを長期に保有すればするほど、価格変動やマーケット状況の変化に伴うリスクが増大します。資金調達リスクについては（４）流動性資金調達の管理をご覧ください。

## 信用リスク

信用リスクは、取引相手もしくは発行体が契約上の債務を履行しないことにより発生する潜在的な損失と定義されます。このリスクは、分散投資、取引相手の信用調査、取引相手や国別のクレジット枠管理、相殺契約、担保の受入等で軽減することができます。また、当社は、クレジット・デリバティブを用いてエクスポージャーを減らす、もしくは、発行体にかかるリスクをヘッジしています。各地域のクレジット・マネージャーは日々信用リスクをモニターするとともに、各地域のクレジット情報・懸念先情報を東京のグローバル・リスク・マネジメント部門に報告しています。

当社ではデリバティブ取引相手に対する与信相当額を、公正価値で日々評価される現時点でのエクスポージャーと、取引の満期までの潜在的なエクスポージャーの合計として算出しています。すべてのデリバティブ取引のクレジットライン管理は東京のグローバル・リスク・マネジメント部門で行われています。

当社ではデリバティブ取引に関し、国際スワップス・デリバティブズ協会（ISDA）の包括契約もしくは同様の法的効果のあるマスター・ネットリング契約を取引相手と結びます。マスター・ネットリング契約により、取引相手の債務不履行に対するリスクを軽減すると共に、同一取引相手に対するエクスポージャー相殺後のより実体に則した数値を、連結財務諸表上に開示しています。

加えて、債務不履行リスクを軽減する手当てとして、現金あるいは米国国債や日本国債などの流動性の高い証券を必要に応じて担保として要求することとしています。

平成19年3月末における当社のトレーディング目的のデリバティブ取引の信用格付等は以下のとおりで、取引相手格付毎・年限毎に公正価値の金額を表示しております。適用されている格付は外部格付を参考に当社クレジット部門で決定された社内格付です。

(単位:十億円)

信用格付	満期までの年限					異なる満期間の相殺 <sup>(1)</sup>	公正価値の合計 (a)	受入担保額 (b)	再構築コスト (a) - (b)
	1年未満	1年から3年	3年から5年	5年から7年	7年超				
AAA	31	18	28	5	119	48	153	-	153
AA	100	115	122	77	131	233	312	54	258
A	32	97	52	25	83	72	217	23	194
BBB	2	2	20	1	5	4	26	2	24
BB	1	14	1	0	0	4	12	1	11
その他 <sup>(2)</sup>	8	5	1	2	32	2	46	3	43
小計（店頭取引デリバティブ）	174	251	224	110	370	363	766	83	683
上場デリバティブ	44	17	3	0	-	-	64	-	64
合計	218	268	227	110	370	363	830	83	747



注：(1) 同じ取引相手先において、異なる満期間の公正価値を相殺する場合、この欄で相殺の金額を表示しております。同じ満期間の公正価値はその年限内にて相殺しております。

(2) その他は当社が発行する特定の社債から区分処理された組込デリバティブを含んでおり、必ずしも、取引先の信用格付が投資不適格であることを意味しておりません。

### **ローン信用リスク**

当社は、ローンを提供しています。ローン・エクスポージャーは、ローン信用リスクとして管理しています。

ローン提供に際しては、フロント部門、リスク・マネジメント部門および関連部署間で、与信先の業績動向・信用力などの多角的な審査を行います。審査の結果として、格付けを付与し、これに基づく損失発生時の損失見込み額を合理的に算出します。ローン提供後は、フロント部門およびリスク・マネジメント部門でローン信用リスクのモニタリングおよび管理を行います。

### **プライベート・エクイティ・リスク**

当社は、マーチャントバンキングビジネスの一環として、プライベート・エクイティ資産に大きなエクスポージャーを有しています。これらの資産は、他のトレーディング資産と比較して、流動性が低く、その結果他のトレーディング資産と違った評価方法が必要とされます。加えて、場合によってはトレーディング資産よりリスクの集中度合いが高いケースがあるうえに、個別企業毎にリスクの性格が異なります。したがって、日々のマーケットの変化に基づく市場リスク計測は不適切であるため、プライベート・エクイティ投資においてはプライベート・エクイティ・リスクとして管理しています。

当社ではプライベート・エクイティ投資のリスク計測を他のリスク・カテゴリーにかかるリスクと同じ信頼区間で計量化できる内部モデルで行っています。

### **オペレーショナル・リスク**

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス、人、システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスク」と定義されています。この定義にはリーガル・リスクを含みますが、戦略的リスクと風評リスクは含みません。

オペレーショナル・リスクには幅広いタイプの事象が含まれます。その事象とは、たとえば、当社の役員・社員による犯罪や不適切な行動、またはシステムの障害やシステムが正常に稼働しないこと、または自然災害のような外的現象の発生などを指します。

近年、証券業務の高度化、業務の効率化に向けた外部業務委託やシステム化の進展等により、オペレーショナル・リスク管理の重要度が年々高まっています。当社は、オペレーショナル・リスクを以下のように管理しております。

**事務リスク**：事務リスクとはオペレーショナル・リスクの一つであり、「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等をおこすことにより会社が損失を被るリスク」と定義されます。

事務リスクを軽減するために、当社は「事務制度の制定および管理に関する規程」を定め、正確かつ迅速な事務処理を遂行するように努めております。また、事務処理のシステム化により手作業を減らし、処理の信頼性を向上させる等の方法により、業務の適切な運営を確保するべく努めております。

システム・リスク：システム・リスクとはオペレーショナル・リスクの一つであり、「コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスク」と定義されます。これには、セキュリティ侵害や電力障害など外的要因によるものも含まれます。

このリスクを軽減するために、当社では「情報セキュリティ管理規程」を定め、セキュリティ・ポリシーとして導入しております。さらに当社は、情報セキュリティ関連規程類の整備と周知徹底・遵守に努めております。また、システム開発時からユーザーと開発者が共同してこれにあたり、実際の業務に即したシステムの構築を目指す一方、重要なシステムのリリース時における総合テストにはユーザーが参加するなど、適切な検収によるシステム・リスク軽減にも努めております。さらに、重要システムについては24時間365日の監視体制を整備しており、障害の早期検知と復旧に努めております。

#### リーガル・リスク

リーガル・リスクとは、適用される法令および規制上の要件が遵守されないリスク、ならびに契約に法的強制力がないために取引先から本来受けるべき支払を回収できないことによる潜在的な損失と定義されます。この種のリスクを管理するためには、当社がビジネスを行う上で課される各種規制に対応できる専門性および、各国の規制制度間で相違・矛盾する要件を充足するようなクロスボーダー商品ならびにサービスを開発できる能力が不可欠です。リーガル・リスクは一義的には各地域ベースで管理されております。この地域ベースのリーガル・リスク管理に加え、当社は、平成19年4月1日付でグループ・コンプライアンス統括責任者を任命しており、また、同年7月1日付でグループベースのコンプライアンス管理を実施する部署としてグループ・コンプライアンス部を設置いたします。当社は、グループ全体の企業行動の適正化の推進と、内部統制手続の強化のため、経営管理委員会を設置しております。経営管理委員会は、執行役社長ならびに数名の執行役および非執行取締役で構成されております。さらに、日本における証券業務については、執行役社長と数名の執行役ならびに社外弁護士2名によって構成される野村証券株式会社の内部管理役員会が、コンプライアンス上の重要事項について検討しております。また、グローバル・ビジネスにおけるリーガル・リスクへの取組みの一環として、グローバル・リーガル会議およびグローバル・コンプライアンス会議を定期的開催し、クロスボーダー・ビジネスにかかる問題について検討を行っております。

野村グループでは現在オペレーショナル・リスク管理の新たな枠組みを構築中です。新たな枠組みは、バーゼルの要件を満たしたリスク評価手法やリスク計量化手法などを反映する予定です。

#### (4) 流動性資金調達の管理

##### 流動性の管理

###### 概況

金融セクターにある他の企業同様、当社にとっても流動性の管理は非常に重要です。当社では、流動性リスクとは、満期が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的なリスクと定義しております。当社は、マーケットサイクルを通じて、そして、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。野村グループの資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間に亘り無担保による新規資金調達又は再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としております。このために、当社は保有する資産を維持するために必要となる流動性を補完するに十分な株主資本および長期調達資金を保持するとともに、トレーディング資産とは別に、現金および即時換金可能資産からなる流動性ポートフォリオを維持しています。

財務統括責任者は、野村グループの財務戦略全般を統括し、資金流動性管理に関し、代表執行役会等の付議事項を除く重要事項についての決定権を有しており、グロ-バル・トレジャリ-部門は、資金流動性管理に関する経営方針及び財務統括責任者の決定に従うほか、野村グループの資金流動性管理の基本方針を達成するための諸施策を実行しております。

###### 流動性管理の目的

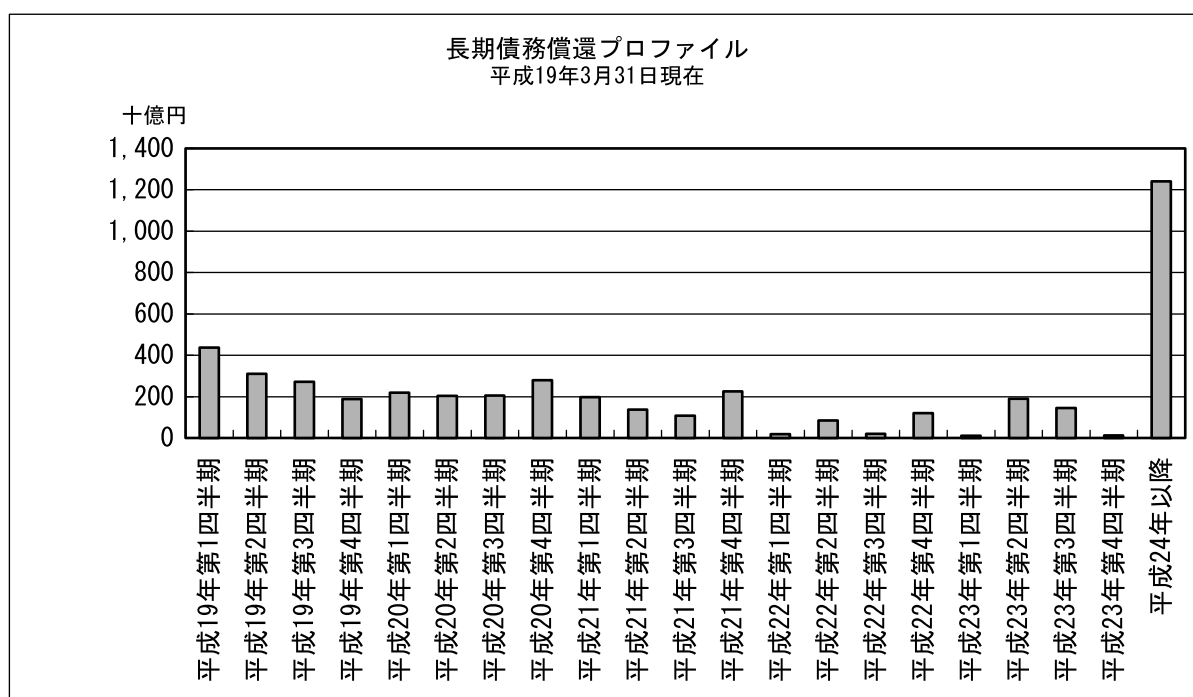
当社は、金融市場の環境変化等に起因して1年程度の期間にわたり新たな無担保調達が行えない場合であっても、トレーディング資産等の売却を迫られることなく業務継続を可能とすることを流動性管理の目的としています。このため当社は、1年間に及ぶ金融市場の混乱を想定し、かかる状況においても資金流動性を維持することを目的に流動性管理規定を設定しておりますが、通常の事業活動や事業戦略目的のためにこれらの資産の売却等を行うこともあります。当社は、こうした目的を達成するために以下に掲げる流動性維持に係る基本方針を定め、当該基本方針に則って流動性管理を行うとともに、定期的なモニタリングを行っております。

**1. 適正な負債期間構造の維持：**当社は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を十分な水準に維持するように努めています。長期性資金必要額は、以下のものを考慮に入れて計算されます。

- ・ レボ契約や証券貸付取引等における当該資産の担保価値。長期性資金必要額は、ストレスシナリオ下で、資産を担保にした借入の保守的な見積もりを使って計算されています。
- ・ のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産及びその他固定資産
- ・ 当社信用格付けが2ノッチ格下げられた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加的な担保要請。加えて、ほかの契約に関連した未担保差入資産もまた、長期流動性によって資金手当てを受けております。
- ・ 支払要求の可能性に基づいた当社が第三者に提供するコミットメント契約の額
- ・ 当社規制対象関連会社の規制資本等を維持するために必要となる金額

当社は、十分な現金株主資本を維持するように努めております。平成19年3月末現在において、当社のエクイティキャピタルと長期借入は、大きく現金株主資本必要額を上回っております。

また、当社は、コストに見合い、且つ適切な資金調達市場および手段の分散を図り、借入期限到来を平準化することを念頭に債券発行を行っております。プレーン・バニラ債の調達に関しては、平均残存年数が3年以上となるように努めており、平成19年3月末の平均残存年数（残存期間1年超の平均）は、4.03年となっております。また、ミディアム・ターム・ノート（MTN）の発行については、80%程度が、そのリターンと金利、為替、株式やこれらのインデックスにリンクした仕組債です。インデックスによるコール/トリガ - の条件は、個別発行ごとに定められておりますが、様々なデリバティブ取引の経験を有する当社は、それらの償還確率を数理モデルによって継続的に評価し、モニタリングを行っております。平成19年3月末において、仕組債の平均残存期間（残存期間1年超の平均）は、8.02年で、プレーン・バニラ債を合わせた全長期調達では、6.05年となっております。以下のグラフは、長期債務償還プロファイルを示しております。プレーン・バニラは契約上の満期日、仕組債は上記のモデルに基づいた満期を用いた長期調達資金の満期構成を示しております。なお、1年以内に償還期限の到来するものは、長期調達資金にはカウントしておりません。



(1)償還足は、個別銘柄毎の償還確率を考慮したものです。なおストラクチャーに偏りがあることから、一定のストレスをかけた後の確率を使用しています。

2. 資金調達ソースの分散：当社は、無担保調達による調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散しております。また、調達する金額のかなりの部分については、当社のセールスを通して自社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、資金調達先の分散のメリットを享受しています。当社は、流動性管理規定が長期調達と短期調達のミックスによるところが大きいものとして考えております。したがって、当社は、無担保長期債務が大きく短期資金調達ポートフォリオ(長期負債のうちの満期1年未満部分を含む)を上回るように資金調達ミックスを維持しております。

(単位：十億円)

	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
短期の無担保調達資金 <sup>(1)(2)</sup>	1,249.5	19.3%	1,810.9	21.7%
短期銀行借入	318.9		529.5	
その他の短期借入	81.2		25.9	
コマーシャル・ペーパー	370.6		526.2	
銀行業務受入預金	302.5		349.6	
譲渡性預金	70.4		62.1	
償還まで1年以内の社債	105.9		317.6	
長期の無担保調達資金 <sup>(1)</sup>	3,175.9	48.9%	4,360.4	52.1%
長期銀行借入	552.3		845.4	
その他の長期借入	68.6		135.9	
社債	2,555.0		3,379.1	
株主資本	2,063.3	31.8%	2,185.9	26.2%

(1) プライベート・エクイティ投資先企業の債務はここから除外しています。

(2) 短期の無担保調達資金には、当初1年超の調達のうち残存期間が1年以内となったものを含んでいます。

通貨別の分散につきましては、また、平成18年3月末において日本円以外の調達が全体の12.6%であったの対しまして、平成19年3月末においては、23.4%となりました。

また、規制対象ブローカー或いは銀行における発行は、グループ会社間の資金流動性を妨げる可能性があり、限定的に行っております。当社はこれらの発行体では、限定的にしか発行しておりません。原則として、当社は、資金調達の親会社或いは、当社の主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、当社は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、様々なグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めるメリットを享受しております。

**3.流動性ポートフォリオの維持：**当社の流動性ポートフォリオは、法規制面における制約などから連結子会社間、あるいは子会社から親会社へ自由な資金供給ができない場合もありうるという前提に立ち、流動性ポートフォリオの構成を考えております。当社では、現金及び流動性を保たせるために、売却或いは担保差入対象になる担保差入対象となっていない流動性の高い証券で構成されるポートフォリオを維持するように努めております。無担保による資金調達のコストおよび調達可能金額は、一般的格付会社による長期あるいは短期の信用格付に左右され、当社の信用格付の低下、または、財務比率やその他の投資尺度の悪化は、当社の無担保資金調達コストを上昇させる可能性があります。例えば、コマーシャル・ペーパーの発行による資金調達は、格付会社による当社の短期信用格付の格下げの影響を大きく受けると想定されております。このため、当社は、1年間に及ぶ金融市場での混乱を想定し、かかる状況においても流動性を維持することを目的に、適切な資金調達構成を決定しております。当社では、以下に掲げる事象から発生しうる突発的な資金需要も勘案し、流動性ポートフォリオの金額と構成を決定しております。

- i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- iii) 流動性の低い資産を維持するため担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- iv) 大規模災害に伴う市場インフラの一時的機能停止

当社の流動性ポートフォリオは、主に米国債や日本国債、マネーマーケットファンド、主に日本円と米ドルの銀行預金を含む流動性の高い商品に投資されております。平成19年3月末において、現金と主に日本円や米国ドル建ての即座に換金可能な資産および国債から構成される流動性ポートフォリオを1兆9,372億円維持してまいりました（プライベート・エクイティ投資先企業を除く）。

（単位：十億円）

	平成18年3月31日	平成19年3月31日
流動性ポートフォリオ <sup>(1)</sup>	2,278.9	1,937.2
現金預金/インターバンク・デポ	1,488.0	910.0
翌日物コール・ローン	53.5	85.2
国債	737.4	942.0

- (1) プライベート・エクイティ投資先企業を除く。平成18年3月末および平成19年3月末にプライベート・エクイティ投資先企業が保有していた現金と現金同等物および定期預金は、それぞれ221億円と467億円でした。

流動性ポートフォリオに加えて、当社では、追加で担保付資金調達に使うことのできる担保差入れの行われていない担保未差入れ資産を所有しております。平成19年3月末において、当社の流動性ポートフォリオとその他担保未差入れ資産は、4兆3,058億円でした。これは、当社の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計の269%に相当します。

（単位：十億円）

	平成18年3月31日	平成19年3月31日
その他担保未提供資産の担保価値	1,634.0	2,368.6
流動性ポートフォリオ <sup>(1)</sup>	2,278.9	1,937.2
合計	3,912.9	4,305.8

- (1) プライベート・エクイティ投資先企業を除く。平成18年3月末および平成19年3月末にプライベート・エクイティ投資先企業が保有していた現金と現金同等物および定期預金は、それぞれ221億円と467億円でした。

**4.コミットメント・ファシリティの維持：**当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する銀行との間で複数のコミットメント契約をシンジケート方式あるいは相対で締結し、一定量の未使用コミットメント・ファシリティを維持しています。これらのファシリティは、リクイディティ・モデルで求められている流動性に加えて潜在的なバッファーをもたらしております。これらのコミットメント・ファシリティの契約期限は、複数のコミットメント・ファシリティの契約更改が一時期に重ならないようにその分散が図られています。現時点において、当社はこれらの財務制限条項に抵触することにより、ファシリティの利用が制限される状況にはなり得ないと考えます。

プライベート・エクイティ投資先企業を除き、平成19年3月末における当社の未使用コミットメント・ファシリティの総額は3,958億円でした。前年と比べて、一部のコミットメント・ファシリティを長期借入に切り替えたことにより未使用コミットメント・ファシリティは2,081億円減少しました。

**5.非常時の資金調達プランの維持及びテスト：**当社は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を持っております。これは、親会社が規制上、法的、或いは税務上の制限によって、子会社レベルでの資金へのアクセスができなくなったことを想定し、現地の各子会社レベルで、個別の資金需要に応えうるよう作られました。

CFPの一部として、当社は、リクイディティイベントの範囲の分析と特定方法を作りました。このことにより、当社は、当社特有及びマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定できるようになりました。CFPIは、キーとなる内部及び外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。当社は、定期的に様々なマーケットや当社特有のイベントに対する資金調達プランの有効性をテストしております。

#### **キャッシュ・フロー**

現金および現金同等物の平成19年3月末の残高は、前期末と比較し5,819億円減少しました。継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フローでは、トレーディング関連残高（資産・負債の純額）およびプライベート・エクイティ投資の増加等により、1兆6,272億円のマイナスとなりました。継続事業からの投資活動によるキャッシュ・フローは、建物、土地、器具備品及び設備の購入、その他投資（事業の取得、関連会社に対する投資等）の増加により、5,338億円のマイナスとなりました。継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フローは、借入の増加等により、1兆5,687億円のプラスとなりました。

## 貸借対照表および財務レバレッジ

当期末の資産合計は、貸付金および受取債権、担保付契約ならびにその他の資産が増加したこと等により、前期末比8,473億円増加し、35兆8,734億円となりました。また、負債は担保付調達および借入の増加等により、前期末比7,247億円増加し、33兆6,875億円となりました。資本合計は、利益剰余金の増加等により、前期末比1,226億円増加の2兆1,859億円となりました。

当社は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めています。当社の適正資本の維持に係る基本方針は経営が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに由来する経済的なリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っていますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

当社の平成19年3月末の株主資本は平成18年3月末の2兆633億円に対し、2兆1,859億円でした。この結果、当社の財務レバレッジは、平成18年3月末の17.0倍から平成19年3月末には16.4倍に低下しました。

以下のテーブルは、当社の株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位：十億円)

	平成18年3月31日	平成19年3月31日
株主資本	2,063.3	2,185.9
総資産	35,026.0	35,873.4
調整後総資産 <sup>(1)</sup>	17,998.2	18,035.1
レバレッジ・レシオ <sup>(2)</sup>	17.0倍	16.4倍
調整後レバレッジ・レシオ <sup>(3)</sup>	8.7倍	8.3倍

(1) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものとなります。

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を資本の額で除して得られる比です。



## 格付会社による信用格付

無担保資金の調達コストおよび調達可能金額は一般的に格付会社による長期あるいは短期の信用格付に左右されます。野村ホールディングスおよび野村証券には、大手の格付会社により短期および長期の信用格付が付与されています。格付会社により付与された当社の信用格付には、総合的な事業環境の分析、当社のマーケットにおける位置、世評、当社の収益構造とそのトレンドおよび変動性、リスク管理手法の優劣、流動性の状況や資本政策に対する格付会社の判断が織り込まれていると考えられます。したがって、これらのいずれかの要因が悪化することにより当社の信用格付が引き下げられる可能性があり、その結果、当社の資金調達コストが上昇すること、起債が制約されること、契約に基づく増担保を請求されることや既存契約の解約事由となることもあり得ます。加えて、例えばデリバティブ店頭取引のように取引相手の長期にわたる堅実性が重要視される取引においては、格付会社により付与された当社の信用格付の変動が当該取引に係る当社収益にインパクトを与えることがあります。

平成19年3月31日現在における野村ホールディングスおよび野村証券の格付会社による格付は以下のとおりです。

野村ホールディングス（株）	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A-2	A-
Moody's Investors Service	-	A3
格付投資情報センター	a-1+	AA-
日本格付研究所	-	AA

野村証券（株）	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A-1	A
Moody's Investors Service	P-1	A2
格付投資情報センター	a-1+	AA-
日本格付研究所	-	AA

格付投資情報センターおよび日本格付研究所は、日本の大手格付会社であり、これらの格付会社による当社の短期債務および長期債務に対する格付は、Standard & Poor's社やMoody's Investors Service社による当社格付とともに、当社の無担保調達などの財務活動や、トレーディング活動その他のビジネスに影響を与えます。格付投資情報センターによる格付の定義によれば、“a-1”は短期債務に対する5段階の格付のうちの最上位であり、“債務履行の確実性は高い”ことを意味し、“A”は長期債務に対する9段階の格付のうち3番目の上位格付であり、“債務履行の確実性は高く、部分的に優れた要素がある”ことを意味します。なお、上位格に近いものにプラス(+)、下位格に近いものにマイナス(-)表示をすることがあります。また、日本格付研究所による格付の定義によれば、“AA”は長期債務に対する10段階の格付のうち2番目の上位格付であり、“債務履行の確実性は非常に高い”ことを意味し、同一等級内の相対的な位置を示す符号として、プラス(+ )もしくはマイナス(-)の符号による区分があります。

平成18年6月13日にStandard & Poor's社は、野村グループにおいて、業績の安定性が向上していること、収益に占める株式委託手数料への依存度を引き下げたこと、また、適切なリスク管理が行われていることを受け、野村グループの4社の長期格付けを引き上げることを発表しました。野村ホールディングスおよび野村信託銀行の長期格付けは BBB+ から A- に引き上げられ、ノムラ・バンク・インターナショナルの同格付けは BBB から

BBB+ に引き上げられました。また、野村証券の長期および短期格付けは A-/A-2 から A/A-1 に引き上げられました。格付のアウトルックは、ノムラ・バンク・インターナショナルが「ポジティブ」であるほかは、いずれも「安定的」であるとしています。

平成18年10月11日に格付投資情報センターは、野村ホールディングスと野村証券の格付を引き上げました。格付のアウトルックは「安定的」となっております。格付評価の要約では以下のように公表がなされております。野村グループは、「国内最大手の証券会社グループ。グループに国内でトップの顧客基盤を持つ野村証券のほか、野村アセットマネジメントなど有力企業を抱え、商品開発力や情報サービス力に優れる。財務基盤は強固であり、事業展開余力が大きい。中期的にみても強い競争力を維持できるとみている。リテールでは、顧客基盤の拡大や質の高い金融サービスの実現を目標に掲げ、ここ数年で顧客資産が大きく伸びるなど成果をあげている。顧客接点の拡大や商品の多様化に向けた今後のさらなる展開に注目している。ホールセールでは、強固な自己資本基盤を活用したビジネスで圧倒的な市場地位を確保している他、株式引き受けやM&A など多くの分野で強固な市場地位を確保し続けている。流動性管理やリスク管理・経済資本運営の高度化には大きな進展がある。A Aゾーンの金融グループには(1)安定した調達基盤もしくは厳格な流動性管理(2) A Aゾーンに見合うリスク耐久力の安定的な確保 などが重要となってくる。野村グループの場合、厳格な流動性管理が定着してきたことに加え、リスク管理・経済資本運営が高度化し定着していく中で、将来にわたりリスクプロファイルを適切にコントロールしていく可能性が高く、A Aゾーンに見合うリスク耐久力の安定的確保も可能と判断した。」

#### (5) オフ・バランス・シート取引

当社の業務に関連して、当社は将来支払い義務が発生する可能性のあるさまざまなオフ・バランス・シート取引を行っています。当社は、商業ローン、モーゲージローン、国債および社債等の多様な金融資産を特別目的事業体を利用して証券化を行っております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体の管理者としての役割を果たすこと、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は証券化により譲渡した金融資産を、これらの資産に対する支配を喪失した場合にオフ・バランス処理しております。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益として認識しております。当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体の管理、変動持分事業体が発行した資産パッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っています。当社はまた、マーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体の変動持分の売買を行っています。特別目的事業体および変動持分事業体を利用したオフ・バランス・シート取引の追加的情報は、連結財務諸表の注記6をご参照ください。また、その他のオフ・バランス・シート取引としましては、債務保証契約、デリバティブ取引、貸出コミットメント、パートナーシップへ投資するコミットメント、リース取引があります。

当社は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引

相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。当該取引にかかる追加的情報は、連結財務諸表の注記18をご参照ください。

当社は、金利、市場価格、通貨に対するエクスポージャーを適切に管理するため、デリバティブ取引をトレーディング活動で行っております。また、金利、市場価格、通貨に対するエクスポージャーを適切に管理するため、または、トレーディング目的以外の特定の資産および負債の金利を調整するためデリバティブ取引をトレーディング目的以外の活動で行っております。当社は通常それぞれの取引相手と国際スワップス・デリバティブ協会のマスター契約によって、特定の環境下で倒産隔離が可能となり、これらの取引から生じる信用リスクを減少させます。これらの契約により、場合によって、当社がデリバティブ金融商品を相対で取引する際に生じる評価額を注釈書第39号に従い取引相手ごとに純額表示することが可能となります。時価評価の結果、純評価損が発生している取引先との契約は評価損とともに負債計上を行っております。当該取引にかかる追加的情報は、連結財務諸表の注記3をご参照ください。

当社は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、こうした契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。当該取引にかかる追加的情報は、連結財務諸表の注記18をご参照ください。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップに資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップへ投資するコミットメントに含まれております。当該取引にかかる追加的情報は、連結財務諸表の注記18をご参照ください。

平成19年3月31日現在の重要なオフ・バランス・シート取引は、以下のとおりであります。

	平成19年3月31日 契約金額 (百万円)
スタンバイ信用状およびその他の債務保証	18,509
デリバティブ取引 (1)	1,017,097
オペレーティング・リース・コミットメント	63,145
キャピタル・リース・コミットメント	7,089
貸出コミットメント	204,167
パートナーシップへ投資するコミットメント	213,623

(1) 平成19年3月31日現在のデリバティブ取引の負債残高を表示しております。

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なったものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

加えて、当社は担保付契約、担保付調達および現先取引に関連する額を含む売戻契約および買戻契約という契約上の義務を負っております。これらのコミットメントは平成19年3月31日現在、売戻契約に対して3,251十億円および買戻契約に対して5,788十億円となっております。

(6) 契約上の義務の開示

当社の業務に関連し、当社は将来支払いが必要となるかもしれないさまざまな契約上の義務および偶発的コミットメントを有しております。当社は資金調達政策に従い、変動および固定金利による日本円建ておよび日本円建て以外の長期借入を行っております。当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また当社は、特定の器具備品および施設をキャピタル・リース契約および解約不能オペレーティング・リース契約により賃借しております。

下記の表は平成19年3月31日現在での満期年限別の契約上の義務および偶発的コミットメントを表示しております。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
長期借入	5,002,890	328,276	1,199,168	879,911	2,595,535
オペレーティング・リース・コミットメント	63,145	12,217	19,010	12,387	19,531
キャピタル・リース・コミットメント	7,089	1,861	2,847	1,586	795
購入義務(1)	12,464	10,981	1,085	398	
貸出コミットメント	204,167	83,026	85,387	35,754	
パートナーシップへ投資するコミットメント	213,623	130,462	17,638	1,015	64,508
合計	5,503,378	566,823	1,325,135	931,051	2,680,369

(1) 物品およびサービスを購入する義務には、建物設備等の工事、事務委託、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約が該当します。購入義務の金額は、重要な条件がすべて特定されている法的な強制力のある契約に基づく、契約上の義務となる最低金額が記載されています。購入義務の金額には、既に貸借対照表に負債（支払債務）として計上されているものは除かれています。

上記に記載されている契約上の義務および偶発的コミットメントには、通常の場合短期の義務の性格を有する短期借入、受入銀行預金、その他の支払債務、担保付契約および担保付調達(例えば売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引)およびトレーディング負債などを含んでおりません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

多様化するお客様のニーズに的確に応えながら、質の高い金融サービスを提供できるように、地域の特性にあった特色ある店舗を積極的に展開していくという戦略に基づき、平成19年3月期は、野村證券株式会社において、14支店を新たに開設いたしました。平成19年3月期は、主要な設備である店舗等の建物および構築物に関し、10,486百万円の投資を行いました。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成19年3月31日現在

事業所名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数 (人)	摘要 (注)3、4、5
		帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
本店	東京都中央区		1,269				21	賃借 (一部所有) (注)6
大手町本社	東京都千代田区		621					賃借

##### (2) 国内子会社

平成19年3月31日現在

会社(事業所)名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数 (人)	摘要 (注)3、4、5
		帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
野村證券株式会社本店	東京都中央区	5,278	38,939	8,196	1,641	13,474	3,153	賃借 (一部所有)
野村證券株式会社 大手町本社	東京都千代田区	2,264	46,765			2,264		賃借
野村證券株式会社 大阪支店	大阪市中央区	287	12,069			287	113	賃借
野村證券株式会社 名古屋支店	名古屋市中区	983	7,185	2,736	1,536	3,719	91	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社ビル	東京都中央区	2,386	7,966	5,810	910	8,196	239	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社分室	東京都中央区	97	7,907			97	361	賃借 (一部所有) (注)6
野村信託銀行株式会社 本社	東京都千代田区	174	3,565			174	189	賃借
野村バブコックアンド ブラウン株式会社本社	東京都千代田区	75	1,160			75	35	賃借
野村インベスター・リ レーションズ株式会社 本社	東京都中央区	29	1,180			29	66	賃借
野村ビジネスサービス 株式会社本社	東京都中央区	8	768			8	24	賃借
野村ビジネスサービス 株式会社横浜支店	横浜市保土ヶ谷区	88	8,319			88	59	賃借
野村ビジネスサービス 株式会社大阪支店	大阪市西区	31	2,400			31	41	賃借
野村ファシリティーズ 株式会社本社	東京都中央区	96	1,002			96	77	賃借

## (3) 在外子会社

平成19年3月31日現在

会社(事業所)名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数 (人)	摘要 (注)3、4、5
		帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
ノムラ・セキュリ ティーズ・インタ ーナショナルInc. 本社	アメリカ、 ニューヨーク市	546	17,879			546	974	賃借
ノムラ・インター ナショナルPLC本 社	イギリス、 ロンドン市	24,507	36,608	13,692	4,514	38,199	1,117	所有
ノムラ・インター ナショナル(ホン コン)LIMITED本 社	香港	160	6,790			160	379	賃借
ノムラ・シンガポ ールLIMITED本 社	シンガポール、 シンガポール市	47	3,420			47	193	賃借

- (注) 1 賃借物件の場合、建物造作工事にかかる額を記載しております。  
 2 連結会社の所有にかかる金額が含まれております。  
 3 所有物件には、連結会社による所有が含まれております。  
 4 平成19年3月期の支払賃借料(建物および構築物ならびに器具備品および設備等にかかるものを含む)は33,731百万円であります。  
 5 賃借物件には、関連会社である野村土地建物株式会社およびその連結子会社からの賃借が含まれております。平成19年3月期の当該会社に対する支払賃借料は3,549百万円であります。  
 6 帳簿価額は野村証券株式会社本店の建物および構築物に含まれております。  
 7 上記のほか、連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の設備の帳簿価額は、建物および構築物が24,510百万円、土地が24,825百万円、合計49,335百万円、従業員数は6,812人であります。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### <1> 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

##### <2> 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日現在)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月28日現在)	上場証券取引所名 または登録証券業協会名	内容
普通株式	1,965,919,860	1,965,919,860	東京証券取引所(注3) 大阪証券取引所(注3) 名古屋証券取引所(注3) シンガポール証券 取引所(注4) ニューヨーク 証券取引所(注5)	
計	1,965,919,860	1,965,919,860		

(注) 1 議決権を有しております。

2 提出日(平成19年6月28日)現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

3 各市場第一部

4 原株を上場

5 米国預託証券(ADS)を上場



## (2) 【新株予約権等の状況】

## &lt;1&gt;新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日）		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,296(注1)	1,240(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,296,000	1,240,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,801円	1株当たり 1,797円
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,801円 資本組入額 901円	発行価格 1,797円 資本組入額 899円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、監査役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は監査役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 3 執行役については取締役基準に準じて取り扱うことといたします。

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,407(注1)	1,326(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,407,000	1,326,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,626円	1株当たり 1,622円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,626円 資本組入額 813円	発行価格 1,622円 資本組入額 811円
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	503(注1)	428(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	503,000	428,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～ 平成23年6月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役員又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,296(注1)	1,282(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,296,000	1,282,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,613円	1株当たり 1,610円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,613円 資本組入額 807円	発行価格 1,610円 資本組入額 805円
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$



株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,227(注1)	355(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,227,000	355,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～ 平成24年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p>	同左

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
	3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	805(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	805,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～ 平成24年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役員又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日現在)
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	2,487(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	248,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月26日～ 平成24年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役員又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

（注）新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	17,120(注1)	17,090(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,712,000	1,709,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,413円	1株当たり 1,410円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,413円 資本組入額 707円	発行価格 1,410円 資本組入額 705円
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$



株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	26,567(注)	26,491(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,656,700	2,649,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～ 平成25年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	10,045(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,004,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～ 平成25年6月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

（注） 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	18,160(注1)	18,130(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,816,000	1,813,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,210円	1株当たり2,205円
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～ 平成25年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,210円 資本組入額 1,348円	発行価格 2,205円 資本組入額 1,346円
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項		

- (注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の数(個)	236(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～ 平成25年10月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注） 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。



株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の数(個)		46,800(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		4,680,000
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成21年4月26日～ 平成26年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額		発行価格 1円 資本組入額 1,165円
新株予約権の行使の条件		<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）（以下、取締役、執行役および監査役を併せて「役員」といい、役員および使用人を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・社員を兼務している者ならびに海外子会社に向向している者も含む。）定年退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p>

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の行使の条件		<p>ウ 当社の海外子会社の役員・社員（当社又は当社の国内子会社の役員・社員を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）</p> <p>アおよびイに掲げる事由。但し、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

<2> 新株予約権付社債

該当事項はありません。

<3> 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債ならびに  
新株引受権付社債

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成14年3月31日(注)	2,942,019	1,965,919,860	3,001	182,799,789	6,940,275	112,504,265

(注) 新株引受権の行使、ならびに野村アセットマネジメント株式会社との株式交換によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府 および 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	389	108	3,393	956	85	233,856	238,788	
所有株式数 (単元)	260	4,992,557	241,887	1,429,296	8,650,364	1,237	4,320,170	19,635,771	2,342,760
所有株式数 の割合 (%)	0.00	25.43	1.23	7.28	44.05	0.01	22.00	100.00	

(注) 1 自己株式57,733,371株のうち、577,333単元は「個人その他」に、71株は「単元未満株式の状況」に含まれております。なお、自己株式57,733,371株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は57,730,371株であります。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が892単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	102,679	5.22
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	95,071	4.84
デポジタリー・ノミニーズ インコーポレーション (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレーズトリート101 バンク・オブ・ニューヨーク気付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	76,404	3.89
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	58,715	2.99
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	55,442	2.82
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	43,687	2.22
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	連合王国ロンドン市ECコールマン通り ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町6-7)	30,696	1.56
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	19,007	0.97
メロンバンクエヌエーアズエー ジェントフォーイックライアント メロンオムニバスユーエスベン ション (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	米国マサチューセッツ州、ボストン ワン ポストン プレイス (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	18,462	0.94
資産管理サービス信託銀行株式 会社(信託B口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイラン ドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	17,384	0.88
計		517,547	26.33

(注) 当社は、平成19年3月31日現在、自己株式を57,730千株保有しておりますが、上記大株主からは除外して  
おります。

(7) 【議決権の状況】  
 <1> 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 57,730,300		
	(相互保有株式) 普通株式 3,000,000		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,902,846,800	19,027,546	
単元未満株式	普通株式 2,342,760		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,965,919,860		
総株主の議決権		19,027,546	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が89,200株含まれております。また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式71株が含まれております。

<2> 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	57,730,300		57,730,300	2.94
(相互保有株式) 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内 1丁目8-2	2,000,000		2,000,000	0.10
	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000	1,000,000	0.05
計		60,730,300		60,730,300	3.09

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が3,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

<1> 平成14年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成14年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成14年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員277名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

<2> 平成15年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し下記2種類の新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員265名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員70名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

<3> 平成16年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し下記3種類の新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員354名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員137名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上



<4> 平成17年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し下記4種類の新株予約権を発行することを平成17年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員469名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員291名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員191名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

<5> 平成18年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人に対し下記2種類の新株予約権を発行することを平成18年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人545名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人409名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および使用人229名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,204,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）</p> <p>アおよびイに掲げる事由。但し、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>(3) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<6> 平成19年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役、監査役）および使用人に対して、下記2種類の新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,500,000
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日における株式会社東京証券取引所の当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日から7年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する。
新株予約権の行使の条件	1. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2. その他の権利行使の条件は、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）詳細につきましては提出日以降、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する予定です。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	15,000,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1円
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日から7年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する。
新株予約権の行使の条件	1. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2. その他の権利行使の条件は、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）詳細につきましては提出日以降、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する予定です。

なお、当社の取締役、執行役および使用人に対して付与するストックオプションについては、会社法上、職務と対価性のある報酬の支払いと整理されることとなり、会社法第238条第3項第1号に規定する「特に有利な条件」による付与に該当しないとされたことから、株主総会の決議は行われておりません。役員へのストックオプションの付与については、報酬委員会が定めた「取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」に従って、株式関連報酬として連結ベースの当期純利益やROEの水準といった要素に加え、基本報酬・年次賞与とのバランス等を総合的に考慮のうえ報酬委員会が個人別に決定いたします。当社の使用人へのストックオプションの付与については、執行役が個人別に諸要素を勘案して決定いたします。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項および会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	89,517	203,860,446
当期間における取得自己株式	13,102	31,438,015

(注) 1 単元未満株式の買取請求に伴うものであります。

2 平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(注1)	2,181,412	2,935,138,228	1,098,706	1,479,344,343
保有自己株式数	57,730,371		56,644,767	

(注) 1 単元未満株式の買増に伴う処分および新株予約権の行使に伴う処分を行ったものであります。

2 平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増に伴う処分および新株予約権の行使に伴う処分は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・ 事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・ 監督規制上求められる水準を充足していること
- ・ グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

配当につきましては、株主資本配当率（DOE）3%をベースとして基準配当額（配当の下限水準）を決定するとともに、一定の経営成績が得られた場合には、基準配当金額に業績に応じた利益還元分を加え、配当性向が30%以上となるように利益還元を行ってまいります。なお、基準配当金額は中長期的に増加させていくことを目指します。

また当社は、会社法第459条に基づき、6月30日、9月30日、12月31日および3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めております。上記の方針に基づき、当期は基準配当金額を32円と定め、その基準配当金額を4分割した金額（8円）をそれぞれ第1四半期、第2四半期、第3四半期とお支払いし、期末配当として基準配当金額に加え、利益還元分として1株につき12円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき44円となりました。

なお、内部留保金につきましては、株主価値の向上に繋げるべく、インフラの整備・拡充も含め、高い収益性・成長性を見込める事業分野に引き続き有効投資してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりであります。

決議年月日	該当四半期	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日
平成18年7月26日 取締役会	第1四半期	15,257	8.00	平成18年6月30日
平成18年10月25日 取締役会	第2四半期	15,259	8.00	平成18年9月30日
平成19年1月29日 取締役会	第3四半期	15,260	8.00	平成18年12月31日
平成19年4月26日 取締役会	期末	38,164(注)	20.00(注)	平成19年3月31日

(注) 資本政策に則り、一定の経営成績が得られた場合には、基準配当金額に業績に応じた利益還元分を加え、連結配当性向が30%以上となるように期末配当が支払われます。



#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	2,190	2,125	1,966	2,630	2,870
最低(円)	1,205	1,087	1,278	1,295	1,843

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

##### (2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年 10月	11月	12月	平成19年 1月	2月	3月
最高(円)	2,250	2,085	2,265	2,455	2,870	2,625
最低(円)	2,020	1,843	2,010	2,205	2,340	2,310

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

## 5 【役員の状況】

### (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		氏 家 純 一	昭和20年10月12日生	昭和50年11月 平成2年6月 平成4年6月 平成7年6月  平成8年6月 平成9年5月 平成15年4月 平成15年6月 平成18年4月  当社入社 取締役 米州本部長 常務取締役 米州本部長 審査本部担当 取締役社長 取締役会長 取締役会長兼執行役 取締役会長 < 主要な兼職 > 株式会社野村資本市場研究所取締役兼執行役社長	(注1)	130
取締役		古 賀 信 行	昭和25年8月22日生	昭和49年4月 平成7年6月  平成9年5月 平成10年6月 平成11年4月  平成12年6月 平成15年4月 平成15年6月  当社入社 取締役 人事厚生担当 企画担当 企画部門担当 常務取締役 企画部門担当 取締役副社長 取締役社長 取締役兼執行役社長 最高経営責任者(CEO)(現職) < 主要な兼職 > 野村證券株式会社取締役兼執行役社長	(注1)	81
取締役		戸 田 博 史	昭和26年9月12日生	昭和50年4月 平成9年6月  平成10年10月 平成12年6月  平成13年10月 平成15年4月 平成15年6月  当社入社 取締役 金融市場本部担当 グローバル金融市場担当 専務取締役 インベストメント・バンキング部門管掌 取締役 取締役副社長 取締役兼執行役副社長 業務執行責任者(COO)、海外ビジネス統括責任者(現職) < 主要な兼職 > ノムラ・アジア・ホールディングN.V.社長兼CEO	(注1)	30
取締役		稲 野 和 利	昭和28年9月4日生	昭和51年4月 平成9年6月  平成11年4月 平成11年6月  平成12年6月  平成13年10月 平成15年4月 平成15年6月  平成19年4月  当社入社 取締役 人事担当 営業業務本部担当 営業業務本部担当兼法人開発部担当 専務取締役 営業部門管掌 取締役 取締役副社長 取締役兼執行役副社長 共同業務執行責任者(Co-COO)(現職) グループ・コンプライアンス統括責任者(現職)	(注1)	90

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		板谷 正徳	昭和28年10月13日生	昭和51年4月 当社入社 平成10年6月 取締役 広報・IR担当 平成12年6月 企画部門兼広報担当 平成13年10月 総合管理部担当 平成15年6月 執行役 グローバル広報担当(総合管理部 兼秘書室担当) 平成16年4月 インターナル・オーディット担当 平成18年4月 常務執行役 平成19年6月 インターナル・オーディット担当 取締役 監査特命取締役	(注1)	53
取締役		鈴木 行生	昭和25年6月3日生	昭和50年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成8年6月 同社取締役 平成9年3月 同社取締役退任 平成9年4月 当社顧問金融研究所長 平成9年6月 当社取締役金融研究所長 平成11年4月 取締役退任 平成11年5月 当社顧問 平成11年5月 顧問退任 平成11年6月 野村アセット・マネジメント投信 (株)(現、野村アセットマネジメン ト株)執行役員調査本部担当 平成12年6月 同社常務執行役員調査本部担当 平成15年6月 同社常務執行役 平成17年3月 同社常務執行役退任 平成17年4月 当社顧問 平成17年6月 取締役 監査特命取締役	(注1)	11
取締役		柴田 昌治	昭和12年2月21日生	昭和34年4月 日本ガイシ株式会社入社 昭和58年6月 同社取締役 昭和62年6月 同社常務取締役 平成3年6月 同社専務取締役 平成6年6月 同社取締役社長 平成13年10月 当社取締役 平成14年6月 日本ガイシ株式会社取締役会長 <主要な兼職> 日本ガイシ株式会社取締役会長 エヌジーケイ・テクニカ株式会社 取締役会長	(注1)	5
取締役		久保利 英明	昭和19年8月29日生	昭和46年4月 弁護士登録・森綜合法律事務所入 所 平成10年3月 同事務所退所 平成10年4月 日比谷パーク法律事務所代表(現 任) 平成13年4月 第二東京弁護士会会長・日本弁護 士連合会副会長 平成13年10月 当社取締役 平成14年3月 第二東京弁護士会会長・日本弁護 士連合会副会長退任	(注1)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		辻 晴 雄	昭和7年12月6日生	昭和30年3月 昭和61年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月	早川電機工業株式会社入社 (昭和45年シャープ株式会社に変更) 同社取締役社長 同社相談役(現任) 当社監査役 当社取締役	(注1)	4
取締役		野 村 文 英	昭和9年4月13日生	昭和32年4月 昭和45年6月 昭和51年12月 昭和54年12月 昭和57年12月 平成15年6月	当社入社 本社勤務 〔バンコック・ノムラ・インター ナショナル・セキュリティーズ社 長〕 取締役 常務取締役 監査役 取締役 <主要な兼職> 野村殖産株式会社取締役社長	(注1)	189
取締役		田 近 耕 次	昭和11年1月7日生	昭和36年12月 昭和40年5月 昭和45年5月 昭和46年8月 昭和47年2月 昭和63年6月 平成5年6月 平成9年6月 平成11年5月 平成11年6月 平成12年5月 平成13年6月 平成14年5月 平成15年6月	ブライス・ウォーターハウス会計 事務所入所 公認会計士登録 等松・青木監査法人入所 (平成2年監査法人トーマツと名 称変更) 社員 代表社員 専務代表社員 包括代表社員 会長・包括代表社員 会長・包括代表社員退任 デロイト トウシュ トーマツ チェアマン就任 デロイト トウシュ トーマツ チェアマン退任 監査法人トーマツ顧問就任 監査法人トーマツ顧問退任 当社取締役	(注1)	
計							594

(注) 1 取締役の任期は平成19年6月27日の定時株主総会から1年であります。

2 取締役 柴田昌治、久保利英明、辻晴雄および田近耕次は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長	氏家 純一
	委員	柴田 昌治
	委員	久保利英明

監査委員会	委員長	辻 晴雄
	委員	野村 文英
	委員	田近 耕次

報酬委員会	委員長	氏家 純一
	委員	柴田 昌治
	委員	久保利英明

## (2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
代表執行役 執行役社長	最高経営 責任者 (CEO)	古賀 信行	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)	
代表執行役 執行役 副社長	業務執行 責任者 (COO) 海外 ビジネス 統括責任者	戸田 博史	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)	
代表執行役 執行役 副社長	共同業務 執行責任者 (Co-COO) グループ・ コンプライ アンス統括 責任者	稲野 和利	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)	
常務執行役	IT統括 責任者 (CIO)	中村 昭彦	昭和29年4月14日生	昭和53年4月 平成8年6月 平成12年6月 平成13年6月  平成13年9月 平成13年10月 平成15年6月 平成16年4月  平成18年4月	当社入社 システム企画部長 営業企画部長 取締役 営業業務本部兼法人開発部担当 退任 野村證券株式会社取締役 同社執行役 当社執行役 グローバルIT・オペレーション 担当 当社常務執行役 IT統括責任者(CIO) (現職)	(注2)	18
常務執行役	コミュニケ ーション担 当	廣田 俊夫	昭和32年4月21日	昭和56年4月 平成11年6月 平成13年7月 平成13年9月 平成13年10月 平成15年4月 平成15年6月 平成19年4月	当社入社 広報部長 企業金融一部長兼企業金融三部長 当社退社 野村證券株式会社入社 同社取締役 同社執行役 当社常務執行役 コミュニケーション担当 (現職)	(注2)	11
常務執行役	インターナ ル・オーデ ィット担当	高橋 秀行	昭和31年1月10日生	昭和54年4月 平成12年11月  平成13年9月 平成13年10月 平成14年4月 平成15年6月  平成19年6月	当社入社 本社勤務 〔ノムラ・セキュリティーズ・イ ンターナショナルInc. 社長兼 CEO〕 当社退社 野村證券株式会社入社 同社取締役 当社執行役 米州地域担当 常務執行役 インターナル・オーディット担当 (現職)	(注2)	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	人材開発 担当	渡 辺 章 人	昭和32年 5 月24日生	昭和56年 4 月 当社入社 平成12年 6 月 業務部長 平成13年 7 月 持株会社業務準備室長 平成13年 9 月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成16年 4 月 同社執行役 平成16年 4 月 当社執行役 グローバル・リサーチ担当 平成18年 4 月 人材開発担当 (現職) <主要な兼職> 野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社取締役兼執行役社長	(注2)	11
執行役	戦略担当	尾 崎 哲	昭和33年 1 月16日生	昭和57年 4 月 当社入社 平成12年 6 月 人事部長 平成13年 9 月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成16年 4 月 同社執行役 平成16年 4 月 当社執行役 グローバル・エクイティ担当 平成17年 4 月 グローバル広報担当(総合管理部 兼経営企画部担当) 平成17年12月 グローバル広報担当(総合管理部 兼経営企画部・ジョインベスト証 券設立準備室担当) 平成18年 4 月 戦略担当 (現職)	(注2)	15
執行役	財務統括 責任者 (CFO)	仲 田 正 史	昭和33年 7 月30日生	昭和56年 4 月 当社入社 平成13年 9 月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成17年 4 月 同社執行役 平成17年 4 月 当社執行役 財務統括責任者 (CFO) 、グロー バル・リスク・マネジメント兼グ ローバル・コントローラー、グロ ーバルIR担当 (税務室担当) 平成18年 4 月 財務統括責任者 (CFO) (現職)	(注2)	3
執行役	コーポ レート 担当	永 井 智 亮	昭和32年12月1日生	昭和56年4月 当社入社 平成12年 6 月 法務部長 平成13年 9 月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成18年 4 月 同社執行役 平成18年 4 月 当社執行役 コーポレート担当 (現職)	(注2)	11
執行役	米州地域 担当	柏 木 茂 介	昭和34年11月13日生	昭和57年 4 月 当社入社 平成13年 9 月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成16年 4 月 同社執行役 平成16年 4 月 当社執行役 グローバル・フィクスト・インカ ム担当 平成18年 3 月 当社執行役退任 平成19年 4 月 当社執行役 米州地域共同担当 平成19年 6 月 米州地域担当 (現職) <主要な兼職> ノムラ・ホールディング・アメリ カInc. 取締役社長兼CEO ノムラ・セキュリティーズ・イン ターナショナルInc. 取締役会長兼 CEO	(注2)	16

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	欧州地域 担当	石 田 友 豪	昭和32年1月1日生	昭和54年4月 当社入社 平成13年9月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成16年3月 同社退社 平成16年4月 当社執行役 欧州地域共同担当 平成18年4月 欧州地域担当(現職) <主要な兼職> ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC社長 ノムラ・インターナショナルPLC社長	(注2)	13
執行役	アジア地 域・マーケ ティング担 当	郷 喜 順	昭和33年8月13日生	昭和56年4月 当社入社 平成13年9月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成19年3月 同社退社 平成19年4月 当社執行役 アジア地域・マーケティング担当 (現職) <主要な兼職> ノムラ・インターナショナル(ホン コン) LIMITED社長兼CEO ノムラ・フューチャーズ(ホンコ ン) LIMITED社長 ノムラ・セキュリティーズ(ホン コン) LIMITED社長 ノムラ・アジア・ホールディング N.V. 共同社長兼COO	(注2)	9
計 (注3)						115

(注) 1 (1) 取締役の状況参照

- 2 執行役の任期は平成19年6月27日の取締役会から1年であります。
- 3 合計株数に取締役を兼任する執行役の持株数は算入しておりません。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性とスピード感のあるグループ経営を追求し、野村グループ全体として中長期的な企業価値の向上を目指す上で、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識し、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に取り組んでおります。

中でも、経営の透明性の確保に係る改革を積極的に推進し、平成13年10月に持株会社体制へ移行した際、監督機能の強化のための社外取締役の設置、社外取締役も参加する経営管理委員会の設置、過半数が社外取締役からなる報酬委員会の設置、社外の有識者からなるアドバイザー・ボードの設置等を行い、また同年12月にはニューヨーク証券取引所（NYSE）への上場を機に情報開示の更なる充実を図り、透明性の高い経営体制の構築を進めてまいりました。平成15年6月には委員会設置会社に移行し、経営の監督機能と業務執行を分離し、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会を設置することで、より一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上を実現するとともに、執行役に業務執行の権限を大幅に委譲することで、スピード感のある連結経営を行っております。

また、平成16年には「野村グループ倫理規程」を制定し、コーポレート・ガバナンスに関する事項や企業の社会的責任に関する事項について野村グループの役員・社員一人一人が遵守すべき項目を定め、株主のみならず、あらゆるステークホルダーに対する責任を果たすべく努めております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、当社ホームページ（<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/>）からもご覧いただけます。

### 提出会社の企業統治に関する事項

#### 1. 会社の機関の内容

当社は委員会設置会社形態を採用しております。委員会設置会社は、経営の監督と業務執行が分離され、取締役会が執行役に業務執行の権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化と、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会の設置による一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上が図られているため、当社にとって現時点における最適な機関形態であると判断いたしております。

また、当社はNYSE上場企業として、我が国における機関形態の中で、委員会設置会社形態がNYSE上場会社マニュアルに規定されるコーポレート・ガバナンスに関する基準に最も近い機関形態であると考えております。

#### <業務執行の仕組み>

当社は委員会設置会社であるため、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲し、執行役が当社の業務を機動的に執行する体制をとっております。取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務の執行の決定については「代表執行役会」、「コミットメント委員会」および「経営管理委員会」の3つの会議体を設置し、審議・決定することとしております。

また、「執行役会」および「グループ戦略会議」を設置し、当社および野村グループ内の業務執行について経営陣の情報共有を図り、議論を行った上で適切なグループ運営を進めております。各会議体の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。



#### <1>代表執行役会

最高経営責任者（CEO）を議長とし、代表執行役3名から構成される会議体であり、野村グループの事業計画および予算ならびに経営資源のアロケーションをはじめとする、野村グループの経営に係る重要事項について審議・決定しております。代表執行役会は、原則として毎週1回開催されております。

#### <2>コミットメント委員会

業務執行責任者（COO）を議長とし、当社の執行役、部門CEOから構成される会議体であり、野村グループの流動性の低いポジションおよびリスク管理上重要性の高いポジションに係る重要事項について審議・決定しております。コミットメント委員会は、原則として毎週1回開催されております。

#### <3>経営管理委員会

CEOを議長とし、CEO、CEOが指名する者、監査委員会が指名する監査委員、取締役会が指名する取締役（監査特命取締役）から構成される会議体であり、野村グループの業務運営体制に係る内部統制の整備に関する基本事項および企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。経営管理委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催されております。

#### <4>執行役会

当社の執行役から構成される会議体であり、持株会社としての当社の業務執行に関して情報共有を図り、議論を行っております。執行役会は年4回の開催が予定されております。

#### <5>グループ戦略会議

当社および野村グループの主要な経営陣により構成される会議体であり、代表執行役会の下部組織として代表執行役会で審議・決定された事項について当社および野村グループ間で十分な情報共有を図り、議論を行っております。グループ戦略会議は原則として毎週1回開催されております。

以上のうち、取締役会から委任された重要な業務の執行を決定している代表執行役会、コミットメント委員会および経営管理委員会での審議状況について、取締役会は各会議体から3ヶ月に1回以上の報告を受けることとしております。

このほか、経営戦略の立案に社外の視点を活用することを目的に、代表執行役会の諮問機関として著名な経営者からなる「アドバイザー・ボード」を設置しております。

#### <各種委員会について>

当社は委員会設置会社であるため、構成メンバーの過半数が社外取締役からなる法定の指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しております。各委員会の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。

<1>指名委員会

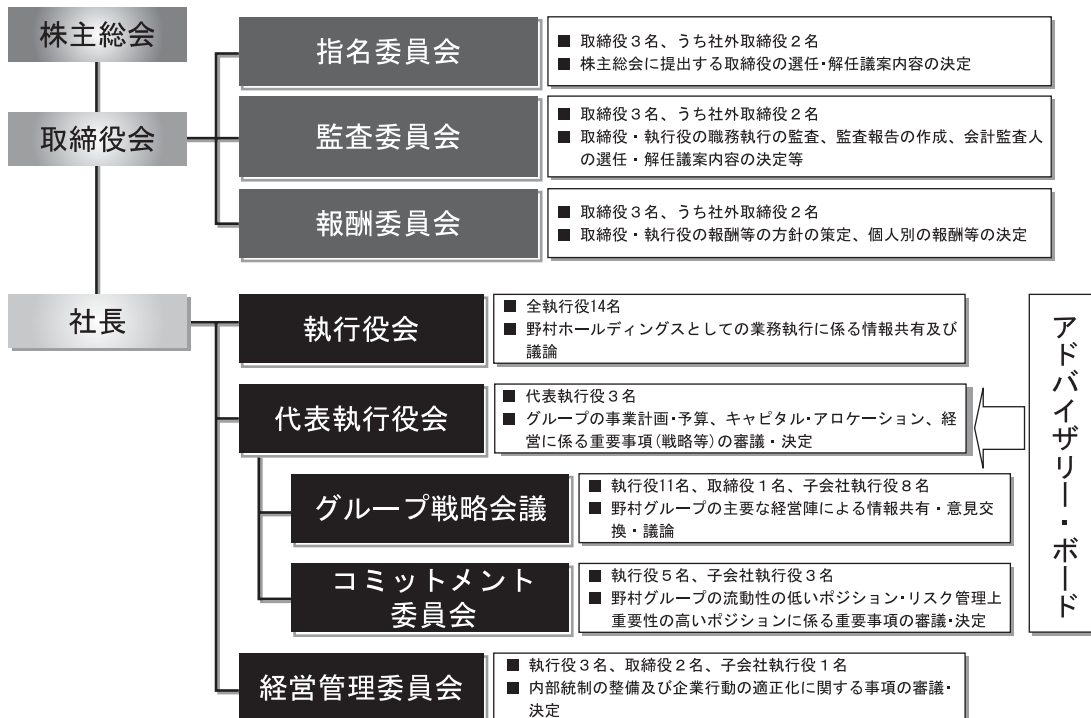
株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。指名委員会は、執行役を兼務しない取締役会長の氏家純一ならびに社外取締役である柴田昌治および久保利英明で構成され、委員長は氏家純一が務めております。指名委員会は、平成19年3月期に3回開催しております。

<2>監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は社外取締役の辻晴雄および田近耕次、ならびに執行役を兼務しない取締役の野村文英の3名で構成され、委員長は辻晴雄が務めております。全ての委員は、米国企業改革法に基づく独立取締役の要件を満たしており、また、田近耕次は同法に基づく財務専門家であります。監査委員会は、平成19年3月期に26回開催しております。

<3>報酬委員会

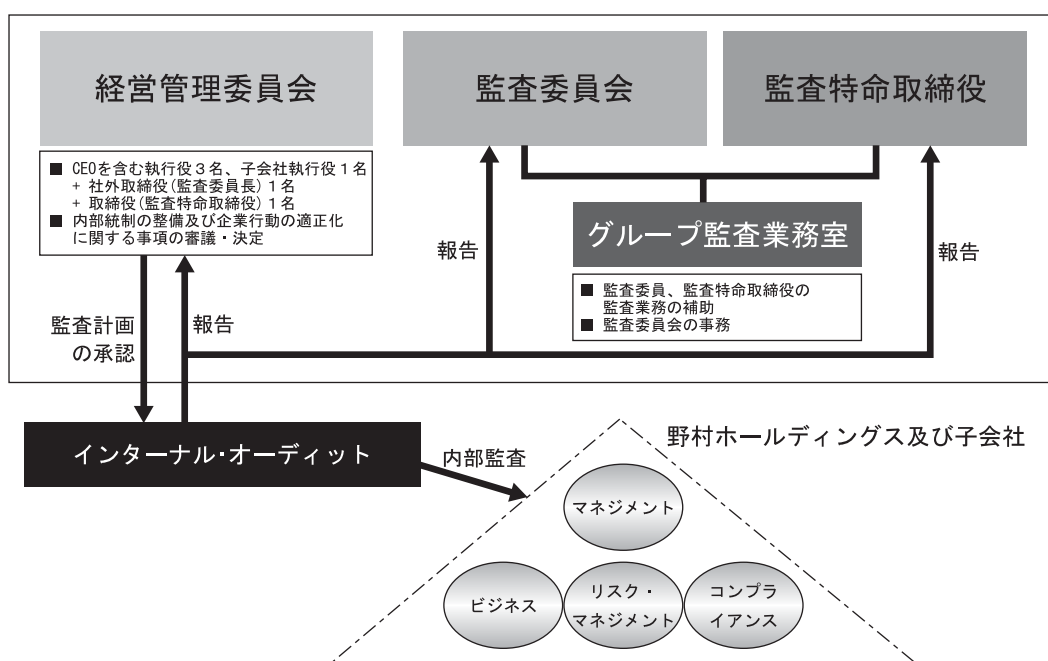
取締役および執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針ならびに個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。指名委員会は、執行役を兼務しない取締役会長の氏家純一ならびに社外取締役である柴田昌治および久保利英明で構成され、委員長は氏家純一が務めております。報酬委員会は、平成19年3月期に3回開催しております。



## 2. 内部統制システム整備の状況

野村グループは、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進といった観点から、グループ全体にわたる企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化・充実に努めております。当社における内部統制システムは、取締役会において、「野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制」として決議しております。

また、内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務ラインとは独立したグループ・インターナル・オーディット部を設置し、同部および傘下の主要な子会社に設置した内部監査専任部署が、当社および子会社における内部監査を実施しております。同部はその業務遂行について、経営管理委員会の指揮に従っております。内部監査の結果については、執行ラインのみならず、監査委員会および監査特命取締役に対しても報告が行われております。



## 3. リスク管理体制の整備の状況

「第2 [事業の状況] 6 [財政状態及び経営成績の分析] (3) リスクについての定量・定性的開示」をご参照ください。

## 4. 役員報酬の内容

社内取締役を支払った報酬	376百万円
社外取締役を支払った報酬	114百万円
執行役に支払った報酬	1,181百万円

(注) 1 取締役と執行役の兼任者の報酬は、執行役の欄に含んでおります。

2 報酬等の額には、ストックオプションによる報酬（株式関連報酬）が244百万円含まれております。

## 5. 監査報酬の内容

当社が新日本監査法人/アーンスト アンド ヤングと締結した監査報酬およびそれ以外の報酬の内容は以下のとおりであります。

提出会社に代えて連結会社の監査報酬について記載しております。

	(単位：百万円)
	平成19年3月期
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬等	
監査報酬(注)	2,916
上記以外の業務に基づく報酬	
監査関連報酬	217
税務業務に対する報酬	112
その他報酬	27
合計	3,272

(注)なお、監査報酬には、連結会社の財務諸表監査の他、法規制によって要求される監査人の証明業務にかかる報酬(コンフォート・レター、特定資産の検証等)を含めて記載しております。

## 6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役4名全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

### **内部監査および監査委員会監査の組織、人員および手続ならびに内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携**

当社は委員会設置会社であるため、経営監視機能の中心的役割は取締役会および社外取締役が過半数を占める監査委員会が担っております。監査委員会については、委員長を社外取締役とすることで、業務執行からの独立性を一層明確にしております。また、監査委員会による監査の実効性を高めるため、野村グループの業務および社内事情に精通した、執行役を兼務しない常勤の取締役2名を、監査委員会の監査を補助する「監査特命取締役」として任命しております。監査特命取締役は監査委員会の指示に従い、重要な会議への出席その他日常の実査等を含めた経営監視を通じ、監査委員会の監査を補助しております。また、監査委員会を補助する組織として「グループ監査業務室」を設置し、監査委員および監査特命取締役の監査業務の補助や、監査委員会の事務を行っております。グループ監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会が指名する監査委員が行っており、グループ監査業務室の使用人に係る採用・異動・懲戒についても監査委員会が指名する監査委員の同意を必要としております。

また、内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務ラインとは独立したグループ・インターナル・オーディット部、傘下の主要な子会社に内部監査の専任部署を設置し、当社および子会社における内部監査を実施しております。内部監査の実施状況は、監査委員および監査特命取締役が出席する「経営管理委員会」に

報告され、経営管理委員会の内容は取締役会に対して報告されております。個別の内部監査の結果についても、監査委員会に対し直接又は監査特命取締役を通じ、原則として月次で定期報告がなされています。また、監査委員は内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について、執行役に対し、計画変更、追加監査および改善策の策定を勧告することができることとしております。

監査委員会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に一度以上の頻度で会計監査に関する報告および説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査するとともに、計算書類等につき検証しています。また、会計監査人に対する監査報酬については、財務統括責任者（CFO）の説明を受け監査委員会として同意しております。これに加えて、会計監査人およびその関連会社が、当社および当社の子会社に対して提供する業務の内容および報酬については、米国企業改革法および関連する米国証券取引委員会（SEC）規則に基づき、CFOの申請を受け、監査委員会で協議・事前承認する手続を定めております。

#### **社外取締役と提出会社の人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係**

該当事項はありません。

#### **取締役の定数**

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

#### **取締役の選任の決議要件**

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

#### **株主総会の特別決議要件**

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### **剰余金の配当等の決定機関**

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。

**業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成**

**1.業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名**

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 業務執行社員 英 公一	新日本監査法人
指定社員 業務執行社員 松村洋季	新日本監査法人
指定社員 業務執行社員 櫻井雄一郎	新日本監査法人

監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

**2.監査業務に係る補助者の構成**

公認会計士 25名

その他 52名

(注)その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第93条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がある国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

(3) 提出会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づいて作成しております。

なお、第102期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第103期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成18年3月期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)および平成19年3月期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表並びに第102期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)および第103期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

<1> 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産)</b>					
現金・預金：					
現金および現金同等物		991,961		410,028	
定期預金		518,111		546,682	
取引所預託金およびその他の顧客分別金		45,564		97,302	
計		1,555,636	4.4	1,054,012	3.0
貸付金および受取債権：					
貸付金	7	682,824		935,711	
顧客に対する受取債権		26,810		47,518	
顧客以外に対する受取債権		656,925		637,209	
貸倒引当金		2,878		2,027	
計		1,363,681	3.9	1,618,411	4.5
担保付契約：					
売戻条件付買入有価証券		8,278,834		8,061,805	
借入有価証券担保金		8,748,973		9,776,422	
計		17,027,807	48.6	17,838,227	49.7
トレーディング資産およびプライベート・ エクイティ投資 (平成18年3月31日現在 5,610,310百万円、平成19年3月 31日現在 5,719,748百万円の担保差入有価証券を 含む)：					
トレーディング資産	3	13,332,165		12,830,826	
プライベート・エクイティ投資	4	365,276		347,394	
計		13,697,441	39.1	13,178,220	36.7
その他の資産：					
建物、土地、器具備品および設備 (平成18年3月31日現在 211,521百万円、 平成19年3月31日現在 249,592百万円の 減価償却累計額控除後)		330,964		422,290	
トレーディング目的以外の負債証券		220,593		255,934	
投資持分証券		219,486		195,238	
関連会社に対する投資および貸付金 (平成18年3月31日現在 -百万円、平成19年3月31日 現在 7,451百万円の担保差入有価証券を含む)	17	223,912		441,536	
その他	9	386,515		869,506	
計		1,381,470	4.0	2,184,504	6.1
資産合計		35,026,035	100.0	35,873,374	100.0



区分	注記 番号	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債および資本)					
短期借入	10	691,759	2.0	1,093,529	3.0
支払債務および受入預金：	7				
顧客に対する支払債務		247,511		304,462	
顧客以外に対する支払債務		619,271		623,143	
受入銀行預金		372,949		418,250	
計		1,239,731	3.5	1,345,855	3.8
担保付調達：					
買戻条件付売却有価証券		10,773,589		11,874,697	
貸付有価証券担保金		6,486,798		7,334,086	
その他の担保付借入		3,002,625		1,390,473	
計		20,263,012	57.9	20,599,256	57.4
トレーディング負債	3	6,527,627	18.6	4,800,403	13.4
その他の負債	9	641,980	1.8	845,522	2.4
長期借入	10	3,598,599	10.3	5,002,890	13.9
負債合計		32,962,708	94.1	33,687,455	93.9
コミットメントおよび偶発事象	18				
資本：	15				
資本金					
無額面：					
授權株式数 -					
平成18年3月31日現在 6,000,000,000株					
平成19年3月31日現在 6,000,000,000株					
発行済株式数 -					
平成18年3月31日現在 1,965,919,860株					
平成19年3月31日現在 1,965,919,860株					
発行済株式数(自己株式控除後) -					
平成18年3月31日現在 1,904,864,196株					
平成19年3月31日現在 1,907,049,871株					
資本剰余金		182,800	0.5	182,800	0.5
利益剰余金		159,527	0.4	165,496	0.5
利益剰余金		1,819,037	5.2	1,910,978	5.3
累積的その他の包括損益		15,225	0.0	6,613	0.0
計		2,146,139	6.1	2,265,887	6.3
自己株式(取得価額)					
自己株式数 -					
平成18年3月31日現在 61,055,664株					
平成19年3月31日現在 58,869,989株					
自己株式		82,812	0.2	79,968	0.2
資本合計		2,063,327	5.9	2,185,919	6.1
負債および資本合計		35,026,035	100.0	35,873,374	100.0

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

<2> 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	平成18年3月期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日		平成19年3月期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
収益：					
委託・投信募集手数料		356,325		337,458	
投資銀行業務手数料		108,819		99,276	
アセットマネジメント業務手数料		102,667		145,977	
トレーディング損益	3	304,223		290,008	
プライベート・エクイティ投資関連損益		12,328		47,590	
金融収益		693,813		981,344	
投資持分証券関連損益		67,702		20,103	
プライベート・エクイティ投資先企業売上高		88,210		100,126	
その他		58,753		67,425	
収益合計		1,792,840	100.0	2,049,101	100.0
金融費用		647,190	36.1	958,000	46.8
収益合計(金融費用控除後)		1,145,650	63.9	1,091,101	53.2
金融費用以外の費用：					
人件費		325,431		345,936	
支払手数料		32,931		50,812	
情報・通信関連費用		89,600		109,987	
不動産関係費		55,049		61,279	
事業促進費用		32,790		38,106	
プライベート・エクイティ投資先企業売上原価		48,802		57,184	
その他		115,447		106,039	
金融費用以外の費用計		700,050	39.0	769,343	37.5
継続事業からの税引前当期純利益		445,600	24.9	321,758	15.7
法人所得税等	14	188,972	10.6	145,930	7.1
継続事業からの当期純利益		256,628	14.3	175,828	8.6
非継続事業					
非継続事業からの税引前当期純利益 (平成18年3月期 74,852百万円の売却益を含む)		99,413	5.6	-	
法人所得税等		51,713	2.9	-	
非継続事業からの当期純利益		47,700	2.7	-	
当期純利益		304,328	17.0	175,828	8.6

		平成18年3月期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成19年3月期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	11		
基本-			
継続事業からの当期純利益		134.10	92.25
非継続事業からの当期純利益		24.92	-
当期純利益		159.02	92.25
希薄化後-			
継続事業からの当期純利益		133.89	92.00
非継続事業からの当期純利益		24.89	-
当期純利益		158.78	92.00

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

<3> 【連結資本勘定変動表】

区分	平成18年3月期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成19年3月期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	182,800	182,800
期末残高	182,800	182,800
資本剰余金		
期首残高	155,947	159,527
自己株式売却損益	192	556
新株予約権の付与	3,388	6,525
期末残高	159,527	165,496
利益剰余金		
期首残高	1,606,136	1,819,037
当期純利益	304,328	175,828
現金配当金	91,427	83,887
期末残高	1,819,037	1,910,978
累積的その他の包括損益 為替換算調整額		
期首残高	18,083	1,129
当期純変動額	16,954	38,018
期末残高	1,129	36,889
確定給付年金制度		
期首残高	24,645	14,096
最小年金債務調整額	10,549	387
財務会計基準書第158号の初年度適用に 伴う調整額 <sup>(1)</sup>	-	15,793
期末残高	14,096	30,276
期末残高	15,225	6,613
自己株式		
期首残高	33,726	82,812
取得	49,507	204
売却	11	25
従業員に対する発行株式	668	2,910
その他の増減(純額)	258	113
期末残高	82,812	79,968
資本合計	2,063,327	2,185,919

(1) 初年度適用のため、調整額は連結包括利益計算書に反映されておりません。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

<4> 【連結包括利益計算書】

	平成18年3月期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成19年3月期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益	304,328	175,828
その他の包括利益 <sup>(1)</sup> ：		
為替換算調整額(税引後)	16,954	38,018
確定給付年金制度：		
最小年金債務調整額	18,412	608
繰延税額	7,863	221
計	10,549	387
その他の包括利益合計	27,503	37,631
包括利益	331,831	213,459

(1) 財務会計基準書第158号の初年度適用に伴う調整額は連結包括利益計算書に反映されておりません。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

<5> 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	平成18年3月期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成19年3月期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
継続事業からの営業活動による キャッシュ・フロー：		
継続事業からの当期純利益	256,628	175,828
継続事業からの当期純利益の営業活動に使用された現金(純額)への調整		
減価償却費および償却費	42,812	50,432
株式報酬費用	3,388	6,525
投資持分証券関連損益	67,702	20,103
持分法投資利益(受取配当金控除後)	26,695	50,274
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	8,777	5,182
繰延税額	23,540	256
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	81,193	24,395
取引所預託金およびその他の顧客分別金	440	30,186
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	2,302,636	1,039,123
トレーディング負債	1,084,026	1,986,980
売戻条件付買入有価証券 および買戻条件付売却有価証券(純額)	3,107,197	1,243,337
借入有価証券担保金 および貸付有価証券担保金(純額)	761,584	177,234
その他の担保付借入	416,566	1,612,879
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)	43,656	95,843
支払債務	126,952	154,665
未払法人所得税(純額)	171,016	184,036
その他(純額)	32,876	91,414
継続事業からの営業活動に使用された 現金(純額)	565,214	1,627,156

	平成18年3月期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成19年3月期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
継続事業からの投資活動による キャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	83,983	101,784
建物、土地、器具備品および設備の売却	1,557	634
投資持分証券の購入	2,126	9,284
投資持分証券の売却	10,523	25,109
銀行貸付金の増加（純額）	32,117	73,611
トレーディング目的以外の 負債証券の増加（減少）（純額）	56,824	37,861
事業の取得および売却（純額）	4,663	172,019
関連会社に対する投資および貸付金の増加 （減少）（純額）	49,268	164,700
その他（純額）	39	297
継続事業からの投資活動に使用された 現金（純額）	4,678	533,813
継続事業からの財務活動による キャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	1,656,317	2,736,688
長期借入の減少	943,086	1,451,500
短期借入の増加（純額）	175,910	377,788
受入銀行預金の増加（純額）	31,004	17,947
自己株式の売却に伴う収入	871	2,379
自己株式の取得に伴う支払	49,507	204
配当金の支払	42,290	114,395
継続事業からの財務活動から得た 現金（純額）	829,219	1,568,703
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額	16,419	10,333
非継続事業：		
非継続事業から得た（に使用された） 現金（純額）		
営業活動にかかるもの	28,856	-
投資活動にかかるもの	19,178	-
財務活動にかかるもの	12,067	-
非継続事業に分類される現金および現金同等物	2,389	-
非継続事業の売却に伴う収入	131,100	-
	131,100	-
現金および現金同等物の減少（増加）額	406,846	581,933
現金および現金同等物の期首残高	585,115	991,961
現金および現金同等物の期末残高	991,961	410,028

区分	平成18年3月期	平成19年3月期
	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示： 期中の現金支出額 -		
利息の支払額	708,107	1,056,820
法人所得税等支払額(純額)	41,496	330,222
現金支出を伴わない投資活動 -		
事業の取得		
平成18年3月期、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き1,836百万円、増加した負債の合計金額は1,576百万円であります。		
平成19年3月期、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き344,299百万円、増加した負債の合計金額は151,106百万円であります。		
事業の売却		
平成18年3月期、該当はありません。		
平成19年3月期、減少した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き7,958百万円、減少した負債の合計金額は8,211百万円であります。		
組替再表示 -		
平成19年3月期において、当社は、過年度において営業活動によるキャッシュ・フローとして区分していた銀行拠点の貸付金を投資活動によるキャッシュ・フローとして区分を開始し、また、過年度においては営業活動によるキャッシュ・フローとして区分していた銀行拠点の受入預金を財務活動によるキャッシュ・フローとして区分を開始しました。当期の開示様式と整合させるために過年度の報告数値の組替を行っております。		

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。



〔連結財務諸表注記〕

## 1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「提出会社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20 - F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年一回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社（以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」）の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。なお、平成19年3月期において当社が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額をあわせて開示しております。

### ・連結の範囲

米国会計原則では、主に議決権所有割合および財務会計基準審議会注釈書第46号「変動持分事業体の連結」（平成15年12月改訂）に従い連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により連結の範囲が決定されます。

### ・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。平成18年3月期および平成19年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、59,320百万円（利益）および38,232百万円（損失）であります。

### ・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

### ・退職金および年金給付

米国会計原則では、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値の差額で測定される年金制度の財政状況が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては、償却は行われず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。また、米国会計原則では、貸方のれんは、発生した期に一括償却することが規定されておりますが、日本会計原則では、貸方のれんについても、20年以内の一定期間において均等償却されます。平成18年3月期および平成19年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ4,199百万円（利益）および5,670百万円（利益）であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は損益またはその他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は純資産の部に計上されます。

・少数株主持分

日本会計原則では少数株主持分は純資産の部の中に含まれます。一方、米国会計原則では資本の部に計上することは認められておらず、当社は負債に区分し、当該金額を注記で開示しております。

## 2 会計方針の要旨：

### 事業の概況

野村ホールディングス株式会社および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております。

当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行われております。

国内営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。グローバル・マーケット部門は、主に国内外の機関投資家を対象として株式や債券、為替のセールスおよびトレーディングをグローバルに展開しております。グローバル・インベストメント・バンキング部門は、世界の主要な金融市場において、債券、株式、その他の引受業務、M&Aの仲介や財務アドバイザー業務など、多様な投資銀行サービスを提供しております。グローバル・マーチャント・バンキング部門は、投資先企業の価値向上を目指しプライベート・エクイティ事業における投資を行っております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。

### 連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、提出会社および提出会社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。提出会社が、事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、修正後の財務会計基準審議会注釈書第46号「変動持分事業体の連結」（以下「注釈書第46号」）の規定に従い、事業体が変動持分事業体であるかどうかを判断しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとは言えない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合にも業務を遂行することができる充分なリスク資本を確保していない事業体であります。提出会社は当社が第一受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。第一受益権者とは、変動持分事業体にかかる予想損失の過半を負担する者、または変動持分事業体にかかる予想残余利益の過半を享受する者、もしくはそのいずれにも該当する者をいいます。変動持分事業体でない事業体においては、提出会社は、議決権の過半を保有し、財務上の支配を保持している事業体を連結しております。なお、証券化取引に利用される特定の特別目的事業体は、財務会計基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」に規定する適格特別目的事業体の条件を充足する場合には、提出会社は連結しておりません。

当社が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常は議決権の20%から50%を保有する場合）事業体への投資については、持分法により処理され、関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上しております。財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体への投資は公正価値に基づき計上されております。

提出会社の主要な子会社には野村証券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル plc などがあります。

提出会社の会計処理および財務報告の方針は、米国の証券会社に一般的に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に従っております。重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

#### 非継続事業

当社は、平成18年1月31日付で株式会社ミレニアムリテイリング（以下「MR」）株式を売却いたしました。MRは当社のプライベート・エクイティ事業における投資先企業であり連結子会社として処理されておりました。平成18年3月期において、財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」に従い、MRにかかる損益およびキャッシュ・フローは非継続事業として扱われ、連結損益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書上で区分表示されております。また、連結財務諸表注記では非継続事業にかかる過年度の金額を全て除いております。

#### 財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

#### 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、強制された売買または清算に伴う売買ではなく、自発的な相手先とその時点において取引された場合に交換されると考えられる価額です。市場取引されている有価証券とデリバティブを含む金融商品の公正価値は、市場取引価格、業者間取引価格ないしその時点における市場において取引を決済した場合の見積価格に基づいております。市場取引価格および業者間取引価格が存在しない場合、公正価値の算定は、類似商品の価格や時価評価モデルに基づいて行われます。時価評価モデルは、契約期間、ポジションの大きさ、基礎となる資産の価格、利子率、配当率、時間的価値、ボラティリティおよび関連商品や類似商品についての統計的な計測数値などが考慮されており、商品の残存期間中の管理費用および市場流動性などの調整も考慮されております。これらの調整は、公正価値算定上の基本的な構成要素です。

デリバティブ取引を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は公正価値により評価され、評価損益はトレーディング損益として反映されております。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、評価損益の金額および計上時期に影響を与えます。したがって、異なる時価評価モデルもしくは基礎となる仮定を使用することにより、異なった財務数値が計上される可能性があります。債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長けれ

ば長いほど、当該モデルの基礎となる客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

#### プライベート・エクイティ事業

プライベート・エクイティ事業における投資は、それぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。プライベート・エクイティ事業における連結子会社は、「プライベート・エクイティ投資先企業」と称しています。

公正価値評価されているプライベート・エクイティ投資は、投資企業ごとの当社の評価に基づいて計上されております。こうした投資先については元来透明性のある価格があるわけではありません。投資当初は公正価値であると見積もられた取得価格で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価格は調整されず、第三者取引が存在しない場合でも、予想される実現価値が帳簿価格を下回ると判断された場合は、帳簿価格を引き下げることがあります。こうした決定に際しては、投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストにより割り引いた値に基づく内部評価モデル、または比較可能な市場のさまざまな評価を使用します。可能な場合にはこれらの評価は、営業キャッシュ・フロー、予算または見積もりに対比した会社や資産からの財務実績、類似の公開企業の価格や利益数値、業種または地域内の傾向、およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。

最終的な見積もり評価を確定させるため、これらの評価に対する変動に対して、特有のリスク要因の影響についてストレス・テストが行われております。プライベート・エクイティ事業の詳細は、注記4 プライベート・エクイティ事業をご参照下さい。

#### 金融資産の譲渡

当社は金融資産の譲渡について、財務会計基準書第140号（以下「基準書第140号」）の規定、すなわち「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」に基づき処理しております。基準書第140号は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。基準書第140号は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、または譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体の管理者としての役割を果たすこと、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は、証券化により譲渡した金融資産を、これらの資産に対する支配を喪失した場合にオフ・バランス処理しております。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべてトレーディング損益として認識しております。

## 外貨換算

提出会社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、資本の部に累積的その他の包括損益として表示しております。

外貨建金銭債権債務は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

## 手数料収入

委託手数料収入は約定日に認識し、当期の損益に計上しております。投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は該当する役務が履行された時に認識されます。アセットマネジメント業務手数料の認識は、アセットマネジメント業務に関連するサービスが提供される期間にわたって発生主義に基づき計上されております。

## トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産ならびにトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、連結損益計算書上、トレーディング損益に計上されております。

## 担保付契約および担保付調達

担保付契約は、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金からなっております。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入からなっております。

レポ取引は、主に国債あるいは政府機関債を顧客との間において売戻し条件付で購入したり、買戻し条件付で売却したりする取引であります。当社は売戻し条件付で有価証券を購入する一方、買戻し条件付で取引相手に担保として有価証券を売却します。当社は、取引の元となっている有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含む）および支払債務とともに日々監視し、適正と思われる水準に追加担保を徴求したりあるいは返還を行ったりします。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付調達取引として会計処理されており、買戻し金額もしくは売戻し金額を連結貸借対照表に計上しております。

レポ取引は、財務会計基準書注釈書第41号「買戻しおよび売戻し契約の残高相殺」に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

現金担保付証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。当該取引において、当社が証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に当社が証券を貸し付ける場合、通常当社は担保金もしくは代用有価証券の差入れを受けます。当社は日々市場価額を把握し、必要な場合には取引が適切に担保されるよう追加の担保を徴求しております。

当社は、日本の金融市場で始まった取引である現先取引を行っております。現先取引は、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金、日本国債、その他さまざまな債券を、短期の資金運用を行おうとする法人などに一旦売却するとともに、特定の日に特定の価格で買戻すことを約定するものであります。当該買戻し価格は、金融市場の金利水準および対象有価証券の利子などを考慮して決められます。現先取引では値洗いの必要はなく、また有価証券差換えの権利もありません。よって、現先取引は連結財務諸表上売買取引として処理されております。したがって、現先取引の対象となる有価証券および有価証券の買戻し債務は、連結貸借対照表に計上されております。

平成13年より、日本の金融市場において新現先取引（以下「現先レポ取引」）が開始されました。現先レポ取引は、値洗いが要求され、有価証券の差換え権を有しあるいは顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利を制限しております。したがって、現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付調達取引として会計処理されており、買戻し金額もしくは売戻し金額を連結貸借対照表に計上しております。

主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの担保付借入からなるその他の担保付借入は、契約金額で計上されております。

なお、インターバンク短期金融市場における金融機関に対する担保付貸付金は、連結貸借対照表上貸付金に含まれております。

トレーディング目的担保付借入は、売却取引ではなく資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債および連結変動持分事業体に関連する負債からなっております。当該借入は、受け取った現金の金額で計上され、連結貸借対照表上、短期借入および長期借入に含まれております。詳細についてはこれらの取引に関する注記10 借入の記述を参照ください。

当社が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有する場合（現先レポ取引分を含む）、基準書第140号に従い、当社は当該有価証券を担保差入有価証券として連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資ならびに関連会社に対する投資および貸付金に括弧書きで記載しております。

## デリバティブ取引

### トレーディング目的

当社はトレーディング取引として、また金利、市場価格、為替等の変動リスクを管理するため、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行っております。

トレーディング目的のデリバティブ取引は、市場価格ないし見積公正価値による評価額を連結貸借対照表価額とし、評価損益は連結損益計算書上、トレーディング損益に計上しております。当社の行う店頭デリバティブ取引の評価額は、財務会計基準書注釈書第39号「特定の契約に基づく債権債務の相殺」に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

#### トレーディング目的以外

当社は、トレーディング取引のほかに、トレーディング取引以外の取引にかかる資産および負債の金利変動リスクや為替変動リスクを管理し金利特性を調整するために、デリバティブ取引を利用しております。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産あるいは負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であるようヘッジ指定されており、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象資産負債の市場価格および公正価値の変化と高い相関性を有しております。当社は公正価値ヘッジ会計をこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融収益または金融費用として認識しております。

負債に組み込まれたデリバティブは、社債や預金といった本契約から区分して時価評価されております。これらのデリバティブにおける評価損益はトレーディング損益に計上されております。当該取引を経済的にヘッジするデリバティブについても時価評価され、その評価損益はトレーディング損益に計上されております。

#### 貸倒引当金

貸付金は、主に銀行拠点における貸付金（以下「銀行業務貸付金」）、アセット・ファイナンス業務などに関連する銀行拠点以外における貸付金（以下「ファイナンス業務貸付金」）、証券業務に関連する信用取引貸付金（以下「信用取引貸付金」）および短期の資金繰りを行うインターバンク短期金融市場における対金融機関貸付金（以下「インターバンク短期金融市場貸付金」）であります。

貸付金は、適用されるべき貸倒引当金を控除した後、残存元金をもって計上されております。ファイナンス業務貸付金および銀行業務貸付金にかかる貸倒引当金については、経営者による最善の見積額を反映させております。見積り際には、貸付金の性格、貸付金の残高、担保の劣化度合、債務者の延滞状況および現在の財政状態の変化などさまざまな要因を考慮し、債務者の返済能力を判断しております。信用取引貸付金およびインターバンク短期金融市場貸付金にかかる貸倒引当金は、主に過去の貸倒実績率に基づいて計上しております。

#### 建物、土地、器具備品および設備

主に建物、土地およびソフトウェアからなる建物、土地、器具備品および設備（プライベート・エクイティ投資先企業により保有される残高を含む。）は、減価償却累計額控除後の取得価額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、当期の費用として処理しております。

有形資産の減価償却（キャピタルリースで報告された資産の償却による費用を含む）は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年から50年
器具備品および装置	2年から10年
ソフトウェア	5年



減価償却費および償却費は、情報・通信関連費用に平成18年3月期は30,817百万円、平成19年3月期は39,265百万円がそれぞれ含まれており、また、不動産関係費に平成18年3月期は11,995百万円、平成19年3月期は11,167百万円がそれぞれ含まれております。

#### 長期性資産

財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分の会計処理」（以下「基準書第144号」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

基準書第144号に従い、長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には必ず、減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

当社は建物、土地、器具備品および設備の評価減により非資金性の減損費用を、平成18年3月期は250百万円、平成19年3月期は214百万円、連結損益計算書上、金融費用以外の費用のその他に計上しております。評価減後の帳簿価額は市場価額または公正価値によっております。

#### 投資持分証券およびトレーディング目的以外の負債証券

投資持分証券には、営業目的およびそれ以外の目的で取得された市場性のある株式ならびに市場性のない株式が含まれております。営業目的で取得されたものは、既存の取引関係ならびに潜在的な取引関係をより強化するために長期間保有されております。この保有取引は株式の持合により株主関係を保つ日本の商慣行に基づいており、主として日本の市中銀行、地方銀行および保険会社のようなさまざまな金融機関の株式からなっております。

営業目的で取得された投資持分証券は、平成18年3月31日現在および平成19年3月31日現在連結貸借対照表において投資持分証券として表示されております。投資持分証券には、平成18年3月31日現在において上場株式205,214百万円と非上場株式14,272百万円が、また平成19年3月31日現在においては上場株式164,570百万円と非上場株式30,668百万円がそれぞれ含まれております。

営業目的以外の目的で取得された投資持分証券は、プライベート・エクイティ投資先が保有する投資持分証券を含んでおり、連結貸借対照表においてその他の資産のその他に含まれております。当該投資持分証券は平成18年3月31日現在においては上場株式15,976百万円と非上場株式10,799百万円が、また平成19年3月31日現在においては上場株式34,895百万円と非上場株式9,763百万円がそれぞれ含まれております。

米国の証券会社に一般的に公正妥当として適用される会計原則に従い、投資持分証券は公正価値により評価し、評価損益は当期の損益として認識しております。営業目的で取得された投資持分証券の評価損益は、連結損益計算書上、投資持分証券関連損益に計上されております。営業目的以外の目的で取得された投資持分証券の評価損益は、連結損益計算書上、収益のその他に計上されております。

トレーディング目的以外の負債証券は、公正価値をもって連結貸借対照表価額としております。また、これに伴う評価損益は当期の損益として、連結損益計算書上、収益のその他に計上されております。

## 法人所得税等

財務会計基準書第109号「法人所得税の会計処理」に従い、資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来における影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現しないと予想されるよりも実現すると予測される確率が高い範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価性引当金を設定しております。

## 株式報酬制度

平成18年4月1日付で、当社は財務会計基準書第123号(平成16年修正)「株式報酬 - 財務会計基準書第123号「株式に基づく報酬の会計処理」の修正」(以下「修正基準書第123号」)を適用しました。報酬費用の測定は、付与日における公正価値を見積もるため、オプション価格決定モデルが用いられ、報酬費用はサービス期間にわたって認識しております。通常、サービス期間は、権利行使確定までの期間と一致します。当社は株式報酬費用を期間費用として計上する方針(この方針は修正基準書第123号と整合するもの)を採用していたため、修正基準書第123号の適用は、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

## 1株当たり当期純利益

1株当たり当期純利益は、財務会計基準書第128号「1株当たり利益」の規定による期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果のある有価証券等の影響が生じたと仮定した場合の結果を反映したものであります。

## 現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

## のれんおよび無形資産

財務会計基準書第142号「のれんおよびその他の無形資産」に従い、のれんおよび耐用年数が限定的でない無形資産は年一回(特定の状況がある場合にはより高い頻度で)減損の検討が行われております。のれんとは、被取得会社の買収費用が、買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超過する金額です。当社は、定期的到的れんを計上する元となったレポーティング・ユニットの公正価値と事業体の直近ののれんを含んだ純資産帳簿価額とを比較することによって、のれんの回収可能性を判定しております。もしその判定の結果、公正価値が帳簿価額に満たない場合には、のれんにかかる減損の算定が行われます。認識可能な無形資産のうち耐用年数が確定できるものはその見積耐用年数にわたり償却されます。認識可能な無形資産のうち耐用年数を見積もることができないものは償却が行われず、代わりに少なくとも年次の減損の評価が行われます。

## 会計方針の変更および新しい会計基準の公表

### リミテッド・パートナーシップ

平成17年6月、財務会計基準審議会は緊急問題専門委員会(以下「EITF」)が合意に達したEITF発行番号04-5号「有限責任出資者が特定の権利を有する場合における単独の無限責任出資者あるいは複数の無限責任出資者がひとつのグループとして、リミテッド・パートナーシップあるいは類似事業体を支配しているか否かの判断」を承認い

たしました。EITF発行番号04-5は、有限責任出資者が実質的に無限責任出資者を単純な議決権の過半数をもって事由なく排除する、もしくはリミテッド・パートナーシップを解散する権利を有していない限り、あるいは有限責任出資者がパートナーシップへの実質的な経営参加権を有していない限り、無限責任出資者がリミテッド・パートナーシップを支配していると推定し、リミテッド・パートナーシップを連結すべきであるとしています。EITF発行番号04-5号は、既存のパートナーシップ契約については平成17年12月16日以降に開始する会計年度より適用され、あらたに結ばれる契約および修正される契約については即時に適用されることとなります。EITF発行番号04-5号の適用により、当社の連結財務諸表に重要な影響は生じませんでした。

#### 一定の複合金融商品に関する会計処理

平成18年2月、財務会計基準審議会は財務会計基準書第133号および140号を改訂した財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」（以下「基準書第155号」）を公表いたしました。基準書第155号では、複合金融商品が、基準書第133号で、区分した計上を要求される組込デリバティブを含む場合、当該複合金融商品を公正価値で評価し、公正価値の変動は期間損益として認識することを選択することが認められています。また、適用日において保有、取得、もしくは発行されているすべての複合金融商品に対し、商品ごとに選択することを認めています。基準書第155号は、平成18年9月16日以降に開始する会計年度より適用され、早期適用も認められています。

平成18年4月1日、当社は基本的に当該日以降の取引について、基準書第155号を早期適用しております。当該基準書に従って、組込デリバティブを含む一定の複合金融商品は公正価値で評価され、その変動はトレーディング損益に反映されております。

#### 金融資産のサービシング業務に関する会計処理

平成18年3月、財務会計基準審議会は財務会計基準書第140号を改訂した財務会計基準書第156号「金融資産のサービシング業務に関する会計処理」（以下「基準書第156号」）を公表いたしました。基準書第156号では、サービシング契約のもとで金融資産のサービシング業務を行う義務を負う場合、一定の状況下においては、サービシング資産とサービシング負債をそれぞれ独立して認識することが要求されています。基準書第156号では、それぞれ独立して認識されるすべてのサービシング資産および負債について、実施可能であれば、当初より公正価値で測定することが要求されています。企業はサービシング資産および負債を継続的に測定するにあたり、(1)償却法(2)公正価値法の二つの方法から選択することが認められています。公正価値で継続的に測定されるサービシング資産および負債は貸借対照表上で個別に表示される必要があります。基準書第156号は、平成18年9月16日以降に開始する会計年度より適用されますが、一定の条件のもと、早期適用も認められています。基準書第156号の適用が当社の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないと予測されます。

#### 法人所得税の不確実性に関する会計処理

平成18年6月、米国財務会計基準審議会は、注釈書第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理 - 基準書109号の注釈」(以下「注釈書第48号」)を公表しました。注釈書第48号は、企業の財務諸表において認識される法人所得税の不確実性の会計処理について明らかにし、財務諸表で認識および測定される税務申告において採ったまたは採る予定の税務上の見解の当初認識と測定について規定しております。さらに、注釈書第48号は経営者に対し、税務上の見解が税務調査において支持される可能性を考慮することも要求しております。この際には、他の類似した事象・法的経過等も考慮されることになります。当社は、注釈書第48号を平成20年3月期期初より適用する予定です。注釈書第48号の適用が当社の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないと予測されます。

#### 公正価値測定

平成18年9月、米国財務会計基準審議会は、基準書第157号「公正価値測定」(以下「基準書第157号」)を公表しました。基準書第157号は、公正価値の定義および公正価値測定のフレームワークを確立するとともに、公正価値測定による開示範囲の拡張を規定した基準書であります。基準書第157号は、公正価値を市場参加者間の通常の取引において資産が売却される、もしくは負債が移転される価格と明記しております。また、基準書第157号は、

- ・ 価格モデルなどの特定の評価技法に内在するリスクを考慮した公正価値測定を要求し、
- ・ 資産と負債の公正価値測定について価格の透明性に基づく三段階のレベルを設定し、
- ・ EITF発行番号02-3号「トレーディング目的で保有するデリバティブ取引およびエネルギー取引にかかる契約の会計ならびにリスク管理活動に関連する問題」における、評価を裏付ける観察可能なデータが無いデリバティブ取引については当初の利益を繰り延べることを要求したガイダンスを無効にし、
- ・ 活発な市場で取引されている金融商品の公正価値からブロックディスカウントの考慮を排除し、
- ・ 負債を公正価値で評価する際に、自社の信用格付けを考慮することを要求しております。

基準書第157号は、平成19年11月16日以降に開始する事業年度より適用される予定です。当社は、この基準を平成21年3月期より適用する予定であり、現在、基準書第157号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

#### 従業員の確定給付型年金とその他の退職給付制度に関する会計処理

平成18年9月、米国財務会計基準審議会は、基準書第158号「従業員の確定給付型年金とその他の退職給付制度に関する会計処理 - 基準書第87号、88号、106号、132号の改訂」(以下「基準書第158号」)を公表しました。基準書第158号は、確定給付年金における年金資産の公正価値と給付債務との差額として測定した制度の財政状態を財務諸表において認識することを要求しております。基準書第158号は、平成18年12月16日以降に終了する事業年度より適用されます。当社は、規定に従い平成19年3月期期末において基準書第158号を適用しました。その結果、当社は平成19年3月31日現在、累積的その他の包括損益(税引後)において、15,793百万円の借方金額を計上しました(注記12 従業員給付制度を参照)。また、基準書第158号は、年金資産および年金負債の測定を企業の期末日において行うことを要求しております。当該測定に関する規定は、平成20年12月16日以降に終了する事業年度より適用される予定です。現在、当社は、基準書第158号の当該測定に関する規定が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

#### 金融資産および金融負債のための公正価値オプション

平成19年2月、米国財務会計基準審議会は、基準書第159号「財務会計基準書第115号の改定を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」（以下「基準書第159号」）を公表しました。基準書第159号は、特定の選択日において、事業体が、通常、公正価値で測定していない適格の資産と負債を公正価値で測定することを容認しております。仮に、事業体が、特定の項目について公正価値オプションを選択した場合、その後の報告期間における項目の公正価値の変動は、期間損益として認識されることとなります。基準書第159号は、公正価値オプションを、資産または負債の当初の認識時、もしくは、その商品の新しい会計の基礎が生じた時に、商品ごとに選択することを容認しております。また、基準書第159号は、類似の資産負債において異なった測定根拠を選択した事業体間の比較方法についての説明と開示方法も規定しております。基準書第159号は、平成19年11月16日以降に開始する事業年度から適用される予定です。早期適用は、平成19年11月15日以前に開始する事業年度の期首から容認されますが、この場合、事業体は、適用年度の四半期財務報告の提出前である期首から120日以内に選択を行い、併せて基準書第157号の適用も行う必要があります。当社は現在、基準書第159号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

#### 特定の契約に関連した純額処理

平成19年4月、米国財務会計基準審議会は、注釈書第39号の意見書「米国財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」（以下、注釈書第39号の意見書）を発行しました。注釈書第39号の意見書は、マスターネットティング契約の当事者である報告企業は、現金担保の請求権または現金担保の返還義務を、注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理」によって同じマスターネットティング契約において相殺されたデリバティブ商品の公正価値の金額と相殺できるかについて説明しております。

注釈書第39号の意見書は、平成19年11月16日以降に開始する会計期間から適用されます。当社は現在、注釈書第39号の意見書が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

#### 投資会社会計

平成19年6月、米国公認会計士協会は意見書07-1号「投資会社の監査と会計ガイドの適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理」（以下、意見書07-1号）を発行しました。意見書07-1号は、投資会社に対する監査および会計ガイドラインを適用すべき投資会社を定義し、本意見書における投資会社の定義に適合する事業体を連結する親会社または持分法会計を適用する投資者の会計にこの会計原則を適用した会計が引き継がれるべきかについて記述しております。意見書07-1号は、平成19年12月15日以降に開始する会計期間から適用される見込みです。当社は現在、意見書07-1号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

### 3 金融商品：

当社は、主にトレーディング目的の活動のため、また必要な場合にはトレーディング目的以外の活動のため、現物商品およびデリバティブ商品を含む金融商品の取引を行っております。

#### トレーディング活動

当社のトレーディング活動は主に、有価証券売買の仲介、トレーディングおよび引受け、デリバティブ商品のトレーディングおよび売買の仲介、ならびに証券金融取引で構成されております。トレーディング資産およびトレーディング負債は、トレーディング目的または他のトレーディング資産および負債のヘッジ目的で使用される有価証券等の現物商品およびデリバティブ商品で構成されております。

#### トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産（担保差入有価証券として括弧書きで記載された残高を含む）およびトレーディング負債の公正価値に基づく内訳は、以下のとおりであります。

	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	トレーディング資産	トレーディング負債	トレーディング資産	トレーディング負債
持分証券および転換社債	3,462,903	635,016	3,088,440	525,943
政府および政府系機関債	5,963,420	4,751,230	5,200,419	3,074,291
銀行および事業会社の負債証券	1,677,309	228,121	2,065,509	183,068
コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金	30,995	-	382,801	-
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	1,264,993	67	1,109,058	-
受益証券等	202,939	-	154,962	4
デリバティブ取引	729,606	913,193	829,637	1,017,097
	13,332,165	6,527,627	12,830,826	4,800,403

当社は、市場および顧客に対するリスク枠の継続的な監視、ヘッジ戦略、ならびに必要な場合に担保もしくは追加証拠金を徴求すること、または保有高縮小を要求することなどを含むさまざまな管理方針および手続により、顧客向証券業務に伴う市場リスクおよび信用リスクの最小化を追求しております。

#### 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引業務および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。当社の信用リスクが集中しておりますのは、日本国政府、米国政府およびその政府系機関であります。こうした集中は一般に、トレーディング目的有価証券の保有によるものであります。担保差入有価証券を含む政府および政府系機関（主に日本国政府および米国政府）の債券が当社の総資産に占める割合は、平成18年3月31日現在17.0%、平成19年3月31日現在14.5%となっております。

#### トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で当社は、顧客ニーズの充足のためもしくは当社のトレーディング目的のためまたは金利・

為替相場・有価証券の市場価格等の想定と異なる変動により当社に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうした商品は、程度の差こそあれ、オフ・バランスの市場リスクおよび信用リスクをかかえております。これらのリスクは取引相手の債務不履行および将来の金利、外国為替相場または原証券となる有価証券の市場価額の変動により、最終的に連結貸借対照表で認識されている金額を超えて現金決済される可能性があります。

当社は、通常のトレーディング活動の一環として、また特定のトレーディング目的以外の資産および負債の市場リスク管理を目的として、有価証券、外国通貨、金利およびその他金融市場商品にかかる先物、先渡、スワップおよびオプション取引を含むさまざまなデリバティブ金融商品取引を行っております。提出会社には、米国にスワップ業務に従事する100%間接保有子会社であるノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc.（以下「NDPI」）があります。NDPIが行う取引の取引相手は、NDPIの信用力のみによらずNDPI以外の当社の関係会社の資産に対する請求権を有していません。

当社は、多種多様なデリバティブ金融商品において積極的にトレーディング業務を行っております。当社のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。当社は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要とを結びつける手段として多種多様なデリバティブ金融商品を活用しております。また当社は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うに際し当社は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケット・メーカーへの売買価格の提示および他のマーケット・メーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先渡および先物取引は、有価証券、外貨または金融市場商品を将来の特定の日特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、現物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した相場での二つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。これとは対照的に先渡取引は、一般的に二人の当事者が相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプションは、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることとなります。

スワップは、合意内容に基づいて二人の当事者が将来の特定の日一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るといった信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、見合いの当社金融商品または有価証券ポジションがヘッジされている程度により、全体的な損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

当社は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信の審査、リスク上限の設定および監視手続によって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について政府債等の担保を要求しております。当社は、実用上の観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに当社は、通常それぞれの取引相手と国際スワップス・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネットリング契約」）を交わしております。マスター・ネットリング契約により、特定の環境下で倒産隔離が可能となり、これらの取引から生じる信用リスクを減少させます。これらの契約により、場合によって、当社がデリバティブ金融商品を相対で取引する際に生じる評価額を注釈書第39号に従い取引相手ごとに純額表示することが可能となります。

緊急問題専門委員会（以下「EITF」）発行番号02-3「トレーディング目的で保有するデリバティブ取引およびエネルギー取引にかかる契約の会計ならびにリスク管理活動に関連する問題」は基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」上デリバティブ取引とされないエネルギー取引契約への時価会計の適用を排除しています。EITF 発行番号02-3 はさらに、見積りが他の観察可能なデータに基づかない場合においては、デリバティブ契約の取引価格が、契約発効時の公正価格を見積るための最良の情報である、という財務会計基準審議会職員の見解を伝えています。当社はEITF 発行番号02-3に従って契約発効時における損益を繰り延べております。

下の表は、当社がトレーディング目的で保有または提供しているデリバティブ金融商品の公正価値を示したものであります。これらの金額は、当社が信用リスク供与枠を減少させるために受け入れている担保の額を控除しておりません。

	（単位：百万円）	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
トレーディング資産：		
為替予約取引	58,417	51,274
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	1,570	39,716
スワップ取引	352,652	373,139
証券オプション取引（買建）	137,246	156,979
証券オプション以外のオプション取引（買建）	179,721	208,529
合 計	729,606	829,637
トレーディング負債：		
為替予約取引	39,311	28,698
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	21,072	32,986
スワップ取引	446,061	533,388
証券オプション取引（売建）	266,485	268,393
証券オプション以外のオプション取引（売建）	140,264	153,632
合 計	913,193	1,017,097



## トレーディング損益

当社のトレーディング活動は主として顧客からの注文に伴うものでありますが、当社は、金利、債券および株式関連商品の自己勘定取引も行っております。トレーディングにかかる収益には、自己トレーディングから生じる実現損益および評価損益が含まれております。また当該収益には、当社の自己勘定で行う裁定取引で用いられる負債証券、持分証券、デリバティブに関する実現損益および評価損益も含まれております。当社は、商品区分別にトレーディング業務を管理しております。業務単位別のトレーディング損益を示した次の表は、当社が自己のトレーディング業務を管理する区分を反映させたものであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
マーチャント・バンキング	5,246	2,459
エクイティ・トレーディング (主として株式、転換社債、ワラントおよび関連デリバティブ等のトレーディングを行う業務単位を含む)	148,073	137,595
債券等トレーディング (主として政府債、事業債、関連デリバティブおよび当社の証券業務に関連した外国為替業務のトレーディングを行う業務単位を含む)	150,904	154,872
	304,223	290,008

## トレーディング目的以外の活動

当社のトレーディング目的以外の活動は、主にトレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券への投資ならびにトレーディング目的以外のデリバティブで構成されております。

## トレーディング目的以外のデリバティブ

当社がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、トレーディング目的以外の負債証券、顧客への貸付金およびその他資産ならびに発行社債等、トレーディング目的以外の特定の資産および負債の市場リスクを管理することであり、一定期間内に満期を迎えもしくは条件の再設定が行われる当社の利付もしくは外貨建資産と負債との間で差異が生ずる範囲内において、当社は金利および為替相場の変動による影響を受けるおそれがあります。市場相場による影響を管理するため、当社はデリバティブ金融商品を利用しております。

当社は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。当社は通常の場合、発行社債にかかる固定もしくは変動金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動もしくは固定金利の支払義務に変換しております。当該スワップ契約の期日はヘッジ対象となる債券の満期日に対応しております。また当社は、顧客への貸付金を含む一定の資産の金利特性を修正する目的でも金利スワップを利用しております。トレーディング目的以外に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクはトレーディング目的に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクと同様の手法により管理統制されております。

## 金融商品の公正価値

当社の資産および負債の大部分は公正価値または公正価値に近似する金額で計上されております。公正価値で計

上された資産には、トレーディング資産、プライベート・エクイティ投資、トレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券が含まれております。公正価値で計上された負債には、トレーディング負債が含まれております。公正価値に近似する契約額で計上された資産には、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金が含まれております。公正価値に近似する契約額で計上された負債には、短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入が含まれております。こうした金融商品は、基本的に一年以内に満期が到来するものであり、市場相場に近似した利率で付利されております。

貸付金： 貸付金は、適用されるべき貸倒引当金を控除した後、残存元金をもって計上されております。貸付金の公正価値は、貸付金の特性に基づき推計されております。固定金利貸付金の公正価値は、見積キャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。割引率は、該当する満期にかかる期末時点の市場相場に基づいております。市場取引価格が利用可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。変動金利貸付金の帳簿価額は公正価値に近似しております。推計の結果、貸付金の帳簿価額は見積公正価値に近似しております。

長期借入： 長期借入については、一定の複合金融商品は基準書第155号に基づき公正価値で計上されております。当該複合金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入価額で計上されております。長期借入の見積公正価値は利用可能な場合には市場取引価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。

下記に示した表では、公正価値とは異なる帳簿価額で計上されている金融商品を表示しております。

(単位：十億円)

	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融負債：				
長期借入	3,599	3,602	5,003	5,006

#### 4 プライベート・エクイティ事業：

##### テラ・ファーマ投資

当社は、欧州を本拠とするプライベート・エクイティ事業を推進していくにあたり、最適の体制を決定するための見直しを行い、プリンシパル・ファイナンス・グループ（以下「PFG」）を再編成した結果、平成14年3月27日に、特定のPFG投資先企業に対する投資を、プライベート・エクイティ事業を行う有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズⅠ（以下「TFCPⅠ」）に、有限投資事業組合持分と引換えに抛出いたしました。TFCPⅠの無限責任組合員であり、当社から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメンツ（GP）リミティッド（以下「テラ・ファーマ」）は、当該投資に対する運営管理と支配を、契約上の制約により当該投資事業組合に譲渡されていないアニントン・ホールディングスplcとともに獲得しました。平成14年3月27日以降、当社はPFG投資先企業を当社財務諸表上連結することを停止し、証券会社および投資会社に適用される会計実務に従い、テラ・ファーマによって管理されている投資（以下「テラ・ファーマ投資」）を公正価値により評価しております。

平成18年3月31日現在および平成19年3月31日現在で、当社のテラ・ファーマ投資の見積公正価値は、それぞれ323,182百万円、282,824百万円です。そのうち、平成18年3月31日および平成19年3月31日現在で、それぞれ75%および82%が不動産事業、6%および5%が公益事業、残りの19%および13%が消費者関連事業であり、これには小売、家電等賃貸が含まれております。

修正後の注釈書第46号に基づき、当社は米国公認会計士協会の監査指針（米国公認会計士協会監査・会計指針 - 投資会社の監査）に基づき会計処理を行っている非登録投資会社については、修正後の注釈書第46号を適用しておりません。審議会職員意見書修正後の注釈書第46号-7「修正後の注釈書第46号の投資会社への適用」は、意見書07-1号の要求を満たす投資会社については、修正後の注釈書第46号の適用範囲から除外することとしました。当社において意見書07-1号は平成20年4月1日までに適用となりますが、現在、意見書07-1号の要件について評価中であります。現在修正後の注釈書第46号を適用していない非登録会社のうちもっとも重要なものにテラ・ファーマ投資があります。平成19年3月31日現在、このテラ・ファーマ投資への関与による当社の最大損失額の合計は283十億円です。当社の見直しの結果によって、テラ・ファーマ投資のすべてもしくは一部の事業体について再度連結処理が必要となる可能性があり、修正後の注釈書第46号が将来当社の連結財務諸表に重大な影響を与えることも考えられますが、これらの適用によってテラ・ファーマ投資に対する当社の経済的実態が大きく変動することはありません。

##### その他のプライベート・エクイティ投資

テラ・ファーマ投資に加え当社は、同じくテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミティッドが設立したプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCPⅡ」）に305十億円の10%、別のプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCPⅢ」）に701十億円の2%の抛出をすることになっております。当社のTFCPⅡに対する投資コミットメントは当初30,513百万円であり、再投資による調整を行った結果、19,293百万円に減額されており、このうち平成19年3月期末における実行残高は、6,684百万円となっております。また当社のTFCPⅢに対する15,733百万円の投資コミットメントに対して、平成19年3月期末における実行残高は、342百万円となっております。さらに当社はTFCPⅢに対し共同投資者として15,733百万円のコミットメントを保持しております。当社は、TFCPⅡおよびTFCPⅢへの投資も公正価値により評価を行っております。

## 日本国内のプライベート・エクイティ事業

当社は、成長が見込まれる日本国内においても、100%子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社(以下「NPF」)等を通じて、プライベート・エクイティ事業を行っております。設立以来、22の投資先企業に投資し、11の投資先企業(一部売却を含む)を売却いたしました。平成18年3月期には、プライベート・エクイティ事業では「基準書第141号」の規定に基づく企業結合の対象となる取得はありませんでした。平成19年3月期には、精密球の製造販売等を行う株式会社ツバキ・ナカシマを含む、「基準書第141号」の規定に基づく企業結合の対象となる2事業体をそれぞれ別取引として買収しました。取得価額は現金収支(純額)で92,273百万円でした。追加情報として、注記8 企業結合を参照ください。また平成19年3月期にNPFは、日本においてレストラン・チェーンを展開する株式会社すかいらーくを含む2事業体に投資し持分法を適用しております。

投資会社会計がNPFに適用できるかどうかは確定するまでは、NPF投資先企業は、それぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。米国公認会計士協会は平成19年6月11日に意見書07-1号を公表いたしました。当社は現在、NPFが投資会社として適格かどうかについて検討中であり、投資会社として適格と判断された場合には、投資先企業は公正価値による評価を行うこととなります。

## テラ・ファーム投資に対する評価

上記のとおりテラ・ファーム投資は公正価値により評価されております。対応するテラ・ファーム投資にかかる公正価値の変動額は、プライベート・エクイティ投資関連損益として認識されております。

事業評価に影響を与える要因の例は以下のとおりです。

業種	評価要因
不動産	<ul style="list-style-type: none"><li>・比較可能な市場取引、一定期間の賃貸動向、持ち家と賃貸の両市場での強い住宅需要</li><li>・売却結果および独立した第三者による評価</li><li>・不動産の保有・改修に伴う費用および本社費用</li><li>・第三者への利益配分</li><li>・資金調達力および調達コスト</li></ul>
小売、家電等	・残存賃貸契約数、賃貸契約単位当たり平均収入、賃貸物品の取得費用、賃貸契約の維持費用
賃貸	<ul style="list-style-type: none"><li>・最近の入札結果</li><li>・市場占有率、市場規模の変動、消費者の嗜好の傾向、貸室あたり収入、売上総利益率、営業費用、年金債務</li></ul>
公益	<ul style="list-style-type: none"><li>・最近の入札結果および有効なビジネスモデルがない場合は会社の資産価格</li><li>・年金債務</li></ul>

可能な場合にはこれらの評価は、比較可能な公開会社の株価や利益数値もしくは比較可能な取引事例の最近の市場情報と比較されます。当社は重要な差異を分析し、評価に対する調整が必要であるかを考慮します。これらの評価価格に対して、特有のリスク要因の影響についてストレス・テストが行われております。このストレス・テストの例には、以下のものが含まれております。

- ・投資回収の時期あるいは仮定として使用する投資回収係数を変更することにより実現の仮定にストレスをかけること。
- ・より低い成長率を想定することで成長力仮定にストレスをかけること。起こりうると考えられる場合には、ゆるやかな景気後退が与える影響も反映されております。
- ・営業利益率が拡大するという仮定を排除もしくは制限すること。

公正価値の評価およびストレス・テストの結果を踏まえて、最終的な見積評価額が決定されます。当社のテラ・ファーマ投資の公正価値は、それぞれの投資の公正価値合計から特定の事業の経営陣またはテラ・ファーマに支払われる成果連動賞与を控除したものとなっております。

異なる時価評価モデル、手法または仮定を使用することにより、著しく異なる公正価値が計測されることがあり、これらは当社の経営成績または財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### ミレニアムリテイリンググループ（以下「MRG」）

MRGは、株式会社ミレニアムリテイリング（以下「MR」）を持株会社とした、株式会社そごうおよび株式会社西武百貨店を傘下におく流通グループでした。NPFはMRGの資本政策の実施に際し、平成16年7月に20,000百万円、平成17年1月に30,000百万円の計50,000百万円の第三者割当増資を引受け、株主持分の65.5%を取得いたしました。

MRGの決算末日は2月28日であり、当社は当該日付でMRGを連結し、1か月の遅れをもって経営成績を報告しました。当社はMRGを連結するみなし取得日を平成17年2月28日としており、平成17年3月期においては、持分法に基づき損益を取り込みました。

#### 非継続事業

当社は、NPFが所有するすべてのMR株式を、平成18年1月31日付けで売却いたしました。譲渡価額の総額は現金で131,100百万円となり、74,852百万円の売却益を計上しております。平成18年3月期のMRGで計上した非継続事業からの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益はそれぞれ407,827百万円、24,561百万円でした。平成17年3月期のMRGに関する損益は持分法で処理されており、重要なものではありませんでした。

#### 5 担保付取引：

当社は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫のための資金調達を行う、および特定の有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引において当社は、日本国政府および政府系機関債、モーゲージ担保証券、銀行および事業債、日本国以外の政府債、ならびに持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。多くの場合当社は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。

当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	21,751	24,672
上記のうちすでに売却され(連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる)もしくは再担保に提供されている額	16,765	18,214

当社は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レボ取引分を含む)は、連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資ならびに関連会社に対する投資および貸付金に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。当社が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関に対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
トレーディング資産：		
持分証券および転換社債	51,961	124,820
政府および政府系機関債	419,391	295,288
銀行および事業会社の負債証券	578,000	865,835
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	918,465	632,961
受益証券等	75,768	48,638
合計	2,043,585	1,967,542
トレーディング目的以外の負債証券	55,090	86,032
関連会社に対する投資および貸付金	128,811	114,353
その他	5	-

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
貸付金および受取債権	39,670	50,473
トレーディング資産	2,759,986	1,423,113
建物、土地、器具備品および設備	3,063	13,504
トレーディング目的以外の負債証券	34,204	77,257
その他	2,158	7,084
	2,839,081	1,571,431

上記の資産は主にその他の担保付借入およびトレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。トレーディング目的担保付借入については注記10 借入の記述を参照ください。

## 6 証券化および変動持分事業体：

### 証券化業務

当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体の管理者としての役割を果たすこと、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は、証券化により譲渡した金融資産を、これらの資産に対する支配を喪失した場合にオフ・バランス処理しております。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益として認識しております。

平成18年3月期および平成19年3月期に当社が証券化した金融資産の金額はそれぞれ、1,148十億円と1,447十億円となり、それに加えて、証券化信託から受け取った金額はそれぞれ、15十億円と9十億円、同信託に支払った金額はそれぞれ、10十億円と53十億円となっております。当社は流動化金融資産の留保持分を、平成18年3月31日現在40十億円および平成19年3月31日現在37十億円を保有しております。

### 変動持分事業体

当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体の管理、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。当社はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の売買を行っております。平成19年3月31日現在、当社は第一受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債をリパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体を連結しております。当社はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドを、当社が第一受益者となる場合は連結しております。

下記の表は、変動持分事業体の債務の担保となっている連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産にかかる区分を表しております。なお、債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡求権を、一切有しておりません。

	(単位：十億円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
変動持分事業体の債務の担保となっている連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
トレーディング資産	114	288
その他	2	7
合計	116	295

当社が第一受益者ではない場合でも、変動持分事業体に対し、貸付や資本または負債に対する投資活動を通じ、重要な変動持分を保持することがあります。そのような事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、資本、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のレバレッジド・リースまたはオペレーティング・リースの取引に関する保証および残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付やエクイティ持分が含まれます。

下記の表は、当社が重要な変動持分を有している変動持分事業体の総資産および最大損失額を表しております。なお、最大損失額は、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

	(単位：十億円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
変動持分事業体の総資産	546	2,028
最大損失額	119	238

修正後の注釈書第46号に基づき、当社は米国公認会計士協会の監査指針（米国公認会計士協会監査・会計指針 - 投資会社の監査）に基づき会計処理を行っている非登録投資会社については、修正後の注釈書第46号を適用しておりません。審議会職員意見書修正後の注釈書第46号-7「修正後の注釈書第46号の投資会社への適用」は、意見書07-1号の要求を満たす投資会社については、修正後の注釈書第46号の適用範囲から除外することとしました。当社において意見書07-1号は平成20年4月1日までに適用となりますが、現在、意見書07-1号の要件について評価中であり、現在修正後の注釈書第46号を適用していない非登録会社のうちもっとも重要なものにテラ・ファーマ投資があります。平成19年3月31日現在、このテラ・ファーマ投資への関与による当社の最大損失額の合計は283十億円です。当社の見直しの結果によって、テラ・ファーマ投資のすべてもしくは一部の事業体について再度連結処理が必要となる可能性があり、修正後の注釈書第46号が将来当社の連結財務諸表に重大な影響を与えることも考えられますが、これらの適用によってテラ・ファーマ投資に対する当社の経済的実態が大きく変動することはありません。

#### 7 受取債権および支払債務：

貸付金は、主に銀行拠点における貸付金（以下「銀行業務貸付金」）、アセット・ファイナンス業務などに関連する銀行拠点以外における貸付金（以下「ファイナンス業務貸付金」）、証券業務に関連する信用取引貸付金（以下「信用取引貸付金」）および短期の資金繰りを行うインターバンク短期金融市場における対金融機関貸付金（以下「インターバンク短期金融市場貸付金」）であります。銀行業務貸付金は、平成18年3月31日現在194,391百万円、平成19年3月31日現在276,423百万円であります。ファイナンス業務貸付金は、平成18年3月31日現在87,528百万円、平成19年3月31日現在241,534百万円であります。信用取引貸付金は、平成18年3月31日現在343,843百万円、平成19年3月31日現在328,099百万円であり、顧客の有価証券で担保されていることに加えて、顧客から有価証券の寄託も受けております。インターバンク短期金融市場貸付金は、平成18年3月31日現在53,545百万円、平成19年3月31日現在85,209百万円であります。



顧客に対する受取債権および支払債務には、顧客との有価証券取引による金額が含まれております。顧客以外に対する受取債権および支払債務には、証券会社としての取引より発生する受取債権および支払債務が含まれております。純額表示される約定見返勘定残高は、平成18年3月31日現在171,203百万円、平成19年3月31日現在234,826百万円が顧客以外に対する支払債務に含まれております。

当社は、回収不能と見積もられる金額を貸倒引当金として計上しております。貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
期首残高	2,801	2,878
繰入(戻入)	50	220
目的使用分	250	1,407
その他	377	336
期末残高	2,878	2,027

## 8 企業結合：

### インスティネット社

平成19年2月1日に当社は、より高度な執行テクノロジー力を活用し、ヘッジファンドを含むあらゆる機関投資家向けにより付加価値の高いトレーディング技術ならびに注文執行サービスを提供するため、機関投資家向け委託電子取引をグローバルで取り扱うエージェンシーブローカーであるインスティネット社の全株式を、その大株主のSilver Lake Partnersとインスティネット社経営陣から買取りました。買収価額は148,405百万円であり、2月中に現金で支払われました。平成19年2月1日から平成19年3月31日までの経営成績およびキャッシュフローは当社の連結財務諸表に反映されております。

平成19年2月1日現在のインスティネット社の要約貸借対照表は以下のとおりであります。

	(単位:百万円)
資産:	
現金および現金同等物	64,104
貸付金および受取債権	40,409
担保付契約	24,598
建物、土地、器具備品および設備	4,211
無形固定資産(1)	49,609
その他	3,708
のれん(2)	69,090
資産合計	255,729
負債:	
短期借入	4,130
担保付調達	21,385
その他	81,809
負債合計	107,324
純資産	148,405
取得価額	148,405

(1) 無形固定資産の内訳は以下の通りです。

償却無形固定資産(顧客関係および技術関連資産を含む): 40,719百万円(加重平均残存期間15年、残存価額ゼロ)

非償却無形固定資産: 8,890百万円

(2) 平成19年2月1日時点でプッシュダウン会計を適用した結果、のれんはインスティネット社の連結財務諸表上で認識されております。のれんについて、税務上の損金処理が認められるものではありません。インスティネット社に関するのれんは事業別セグメント上、グローバル・マーケット部門に含まれておりません。

株式会社ツバキ・ナカシマ

平成19年3月に当社は、精密球の製造販売等を行う株式会社ツバキ・ナカシマの株式97%を取得しました。買収価額は101,572百万円でした。当社は株式会社ツバキ・ナカシマを連結するみなし取得日を平成19年3月31日としており、経営成績は3か月の遅れをもって報告されます。

平成18年12月31日現在の株式会社ツバキ・ナカシマの要約貸借対照表は以下のとおりであります。

	(単位:百万円)
資産:	
現金および現金同等物	12,586
貸付金および受取債権	10,813
建物、土地、器具備品および設備	23,697
無形固定資産(1)	36,376
その他	37,629
資産合計	121,101
負債:	
その他	28,767
負債合計	28,767
純資産	92,334
少数株主持分	2,575
当社持分純資産	89,759
取得価額	101,572
のれん(2)	11,813

(1) 無形固定資産の内訳は以下の通りです。

償却無形固定資産(技術関連資産を含む): 36,371百万円(加重平均残存期間20年、残存価額ゼロ)

非償却無形固定資産: 5百万円

(2) のれんについて、税務上の損金処理が認められるものではありません。

以下の要約仮定財務情報(監査対象外)では、平成19年3月期のインスティネット社および株式会社ツバキ・ナカシマの取得が平成17年4月1日に行われたと仮定しております。

	(単位:百万円)	
	(1株当たり情報 単位:円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
収益合計	1,895,354	2,143,927
継続事業からの当期純利益	262,256	182,003
1株当たり継続事業からの当期純利益(基本)	137.04	95.49
1株当たり継続事業からの当期純利益(希薄化後)	136.83	95.23
当期純利益	309,957	182,003
1株当たり当期純利益(基本)	161.96	95.49
1株当たり当期純利益(希薄化後)	161.72	95.23

9 その他の資産 - その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産 - その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位:百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
連結貸借対照表上のその他の資産 - その他		
受入担保有価証券	54,351	309,571
のれんおよびその他の無形資産	13,586	177,481
繰延税金資産	145,024	156,255
営業目的以外の投資持分証券	26,775	44,658
その他	146,779	181,541
合計	386,515	869,506
連結貸借対照表上のその他の負債		
受入担保有価証券返還義務	54,351	309,571
未払法人所得税	188,770	27,923
その他の未払費用	290,673	344,274
その他	87,884	126,714
少数株主持分	20,302	37,040
合計	641,980	845,522

連結貸借対照表上のその他の資産 - その他に含まれるのれんの変動は以下の通りです。のれんについて、税務上の損金処理が認められるものはありません。

	(単位:百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
期首残高	7,067	11,412
企業取得による増加	5,607	79,416 <sup>(1)</sup>
減損	2,045	-
その他	783	451
期末残高	11,412	91,279

(1) 67,603百万円はインスティネット社に関連するものであり、11,813百万円は株式会社ツバキ・ナカシマに関連するものであります。

その他の無形資産の償却累計額控除前金額は平成18年3月31日現在3,181百万円、平成19年3月31日現在87,247百万円であります。その他の無形資産の償却累計額は平成18年3月31日現在1,007百万円、平成19年3月31日現在1,045百万円であります。

## 10 借入：

当社の平成18年3月31日現在および平成19年3月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
短期借入 <sup>(1)(2)</sup> ：		
コマーシャル・ペーパー	370,598	526,164
銀行借入金	292,859	401,853
その他 <sup>(3)</sup>	28,302	165,512
計	691,759	1,093,529
長期借入 <sup>(4)</sup> ：		
銀行およびその他の金融機関からの 長期借入金 <sup>(5)</sup>	746,001	1,144,932
社債発行残高 <sup>(6)</sup>		
固定金利債務：		
日本円建	402,659	503,576
日本円建以外	815	14,570
変動金利債務：		
日本円建	33,718	34,200
日本円建以外	180,074	465,509
インデックス/エクイティ・リンク債務：		
日本円建	1,639,876	1,924,191
日本円建以外	286,846	439,456
	2,543,988	3,381,502
トレーディング目的担保付借入	308,610	476,456
計	3,598,599	5,002,890

(1) 担保付借入（平成18年3月31日現在2,751百万円、平成19年3月31日現在2,703百万円）を含んでおります。

(2) 基準書第155号に基づき公正価値評価を行っている複合金融商品（平成19年3月31日現在4,403百万円）を含んでおります。

(3) トレーディング目的担保付借入（平成18年3月31日現在残高なし、平成19年3月31日現在17,666百万円）を含んでおります。

(4) 基準書第155号に基づき公正価値評価を行っている複合金融商品（平成19年3月31日現在20,545百万円）を含んでおります。

(5) 担保付借入（平成18年3月31日現在6,761百万円、平成19年3月31日現在17,524百万円）を含んでおります。

(6) 担保付借入（平成18年3月31日現在残高なし、平成19年3月31日現在60,887百万円）を含んでおります。

### トレーディング目的担保付借入

トレーディング目的担保付借入は、売却取引ではなく資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債および連結変動持分事業体に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、当該特別目的事業体が発行する社債を当社が投資家へ販売し利益を得るために行うトレーディングを目的としたものであります。当該社債については、当社が特別目的事業体に担保として差し入れた特定の資産により担保されもしくは当該資産が参照資産として位置付けられており、利率、償還価値、償還日などは参照資産の運用成果に関連付けられております。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
提出会社の借入債務残高	670,835	1,084,873
子会社の借入債務残高(提出会社が保証するもの)	2,173,496	2,710,533
子会社の借入債務残高(提出会社が保証しないもの) <sup>(1)</sup>	754,268	1,207,484
計	3,598,599	5,002,890

(1) トレーディング目的担保付借入を含んでおります。

平成18年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成18年～平成30年、利率の範囲は0.15%～3.60%となっております。変動金利債務は一般にLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)を基準としており、満期の範囲は平成18年～平成35年、利率の範囲は0.17%～5.58%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成18年～平成48年、利率の範囲は0.00%～30.00%となっております。

平成19年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成19年～平成30年、利率の範囲は0.71%～5.60%となっております。変動金利債務は一般にLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)を基準としており、満期の範囲は平成19年～平成35年、利率の範囲は0.51%～5.56%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成19年～平成49年、利率の範囲は0.00%～44.00%となっております。

子会社の特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定期日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、さまざまな持分証券あるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

当社は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。基本的にそうしたスワップ契約により、当社の発行社債は実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

借入の実効加重平均金利(一部のものについてはヘッジ効果考慮後)は、以下のとおりであります。

	平成18年3月31日	平成19年3月31日
短期借入	1.32%	2.19%
長期借入	0.87%	1.48%
固定金利債務	0.54%	1.21%
変動金利債務	1.58%	2.48%
インデックス/エクイティ・リンク債務	0.74%	1.10%

#### 長期借入の満期年限別金額

平成18年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整を含む長期借入の満期年限別金額<sup>(1)</sup>は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
平成19年3月期	219,590
平成20年3月期	278,934
平成21年3月期	562,764
平成22年3月期	351,661
平成23年3月期	236,430
平成24年3月期以降	1,949,220
	<u>3,598,599</u>

平成19年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整を含む長期借入の満期年限別金額<sup>(1)</sup>は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
平成20年3月期	328,276
平成21年3月期	573,680
平成22年3月期	625,488
平成23年3月期	216,012
平成24年3月期	663,899
平成25年3月期以降	2,595,535
	<u>5,002,890</u>

(1) 上記満期年限別金額は契約上の満期に従って作成されております。

#### 借入ファシリティ

当社の未使用借入枠は、平成18年3月31日現在603,856百万円、平成19年3月31日現在398,685百万円であります。

1 1 1 株当たり当期純利益：

1 株当たり当期純利益（基本および希薄化後）の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	( 単位：百万円 ) ( 1 株当たり情報 単位：円 )	
	平成18年 3 月期	平成19年 3 月期
基本 -		
普通株式に帰属する継続事業からの当期純利益	256,628	175,828
普通株式に帰属する非継続事業からの当期純利益	47,700	
普通株式に帰属する当期純利益	<u>304,328</u>	<u>175,828</u>
加重平均株式数	<u>1,913,758,941</u>	<u>1,906,011,723</u>
普通株式1株当たり（基本）：		
継続事業からの当期純利益	134.10	92.25
非継続事業からの当期純利益	24.92	
当期純利益	<u>159.02</u>	<u>92.25</u>
希薄化後 -		
普通株式に帰属する継続事業からの当期純利益	256,622	175,819
普通株式に帰属する非継続事業からの当期純利益	47,700	
普通株式に帰属する当期純利益	<u>304,322</u>	<u>175,819</u>
普通株式 1 株当たり当期純利益（希薄化後）の計算に使用された加重平均株式数	<u>1,916,672,760</u>	<u>1,911,093,936</u>
普通株式1株当たり（希薄化後）：		
継続事業からの当期純利益	133.89	92.00
非継続事業からの当期純利益	24.89	
当期純利益	<u>158.78</u>	<u>92.00</u>

平成18年3月期および平成19年3月期の継続事業からの当期純利益に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少により生じております。また平成18年3月期および平成19年3月期の加重平均株式数に対する希薄化は、未確定株式報酬制度を含む普通株式のストック・オプションにより生じております。

平成18年3月31日現在1,885,000株、平成19年3月31日現在1,816,000株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権は、それぞれの期において逆希薄化効果を有しているため、希薄化後 1 株当たり当期純利益の計算から除いております。



## 1 2 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

平成18年9月、米国財務会計基準審議会は、基準書第158号「従業員の確定給付型年金とその他の退職給付制度に関する会計処理 - 基準書第87号、88号、106号、132号の改訂」（以下「基準書第158号」）を公表しました。基準書第158号は、確定給付年金における年金資産の公正価値と給付債務との差額として測定した制度の財政状態を財務諸表において認識することを要求しております。基準書第158号は、平成18年12月16日以降に終了する事業年度より適用されます。当社は、規定に従い平成19年3月期期末において基準書第158号を適用しました。基準書第158号の適用による平成19年3月31日現在の連結貸借対照表への影響額は以下の通りです。

	（単位：百万円）		
	基準書第158号適用前	調整	基準書第158号適用後
関連会社に対する投資および貸付金	442,554	1,018	441,536
その他の資産 - その他	859,784	9,722	869,506
資産合計	35,864,670	8,704	35,873,374
その他の負債	821,025	24,497	845,522
負債合計	33,662,958	24,497	33,687,455
累積的その他の包括損益	22,406	15,793	6,613
資本合計	2,201,712	15,793	2,185,919
負債および資本合計	35,864,670	8,704	35,873,374

### 確定給付型年金制度

提出会社およびプライベート・エクイティ投資先企業を除く日本の子会社（以下「国内会社」）の一部は、一定の受給資格を満たす従業員について、外部積立型の退職給付制度である退職年金制度を設けております。この制度からの給付は、勤続期間、退職時の年齢、従業員の選択等に基づき、年金あるいは一時金として行われております。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。上記年金制度に加えて、一部の国内会社は、非積立型の退職一時金制度を設けております。この制度のもとでは、原則として、勤続期間が2年以上の従業員に対し、退職時に一時金が支給されます。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。また退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針で行われております。

平成17年10月1日付で、国内会社は人事制度の改訂を行い、職掌および職位制度などを見直しております。それにとともに、一部の国内会社において退職一時金および退職年金制度にかかる規程を変更しております。この規程変更によって過去勤務債務が1,379百万円発生しており、平成18年3月期において、当社の連結財務諸表上、当該金額は適切に処理されております。

一部のプライベート・エクイティ投資先企業は、主に日本で確定給付もしくは確定拠出型の退職給付制度を有し一定の従業員に対し提供しておりますが、これらの制度における金額は重要なものではありません（以下「プライベート・エクイティ投資先企業の制度」）。

ほぼすべての海外子会社は、確定給付もしくは確定拠出型の現地制度を、一定の従業員に対し提供しておりますが、これらの制度における金額は重要なものではありません。

#### 期間退職・年金費用

確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。なお当社は、国内会社の確定給付型年金制度においては12月31日を測定日としております。

#### 国内会社の制度

	（単位：百万円）	
	平成18年3月期	平成19年3月期
勤務費用	7,940	8,857
利息費用	4,342	4,729
年金資産の期待収益	3,147	3,909
年金数理上の損失の償却	3,184	1,401
過去勤務債務の償却	163	84
期間退職・年金費用（純額）	12,482	11,162

上記の国内会社の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を計上しております。

過去勤務債務の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行っております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10%を超える数理計算上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。

#### 給付債務および制度の財政状況

次の表は、給付債務および年金資産の公正価値の変動状況および財政状況の概要を示したものであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期 および 平成18年3月31日	平成19年3月期 および 平成19年3月31日
予測給付債務の変動：		
給付債務期首残高	207,048	225,509
勤務費用	7,940	8,857
利息費用	4,342	4,729
年金数理上の損益	12,028	2,997
支払給付	7,154	7,029
過去勤務債務	1,379	
その他	74	75
給付債務期末残高	225,509	234,988
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	121,217	150,561
年金資産運用収益	29,176	5,187
事業主負担	5,535	8,443
支払給付	5,367	5,568
年金資産の公正価値期末残高	150,561	158,623
制度の財政状況	74,948	76,365
未認識年金数理上の損失	44,762	
未認識過去勤務債務	1,337	
連結貸借対照表で認識された金額 <sup>(1)</sup>	28,849	76,365
無形固定資産	1,337	
最小年金債務調整額	20,228	
連結貸借対照表で認識された金額	50,414	76,365

(1) 平成19年3月31日付で基準書第158号に基づき、未認識年金数理上の損失および未認識過去勤務債務は、連結貸借対照表において資産または負債として認識されております。

プライベート・エクイティ投資先企業の制度で、未払退職・年金費用を平成18年3月31日現在7,215百万円および平成19年3月31日現在6,763百万円計上しております。それ以外にも、未払退職・年金費用を平成18年3月31日現在7,412百万円および平成19年3月31日現在7,280百万円計上しております。

国内会社の制度における累積給付債務は、平成18年3月31日現在200,736百万円および平成19年3月31日現在210,238百万円であります。

予測給付債務および累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている年金制度について、予測給付債務、累積給付債務および年金資産の公正価値は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	225,509	234,988
累積給付債務	200,736	210,238
年金資産の公正価値	150,561	158,623
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	225,509	234,988
累積給付債務	200,736	210,238
年金資産の公正価値	150,561	158,623

期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されていない累積的その他の包括損益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	平成19年3月期
未認識年金数理上の損失	45,081
未認識過去勤務債務	1,253
合計	46,334

平成20年3月期において、期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されると予想される累積的その他の包括損益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	平成20年3月期
未認識年金数理上の損失	1,452
未認識過去勤務債務	84
合計	1,536

## 見積り

次の表は、期末日の給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積り数値の加重平均を示しております。

### 国内会社の制度

	平成18年3月31日	平成19年3月31日
割引率	2.1%	2.1%
昇給率	3.6%	3.7%

次の表は、各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積り数値の加重平均を示しております。

### 国内会社の制度

	平成18年3月期	平成19年3月期
割引率	2.1%	2.1%
昇給率	4.0%	3.6%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%

通常、当社は確定給付制度における割引率の決定に関して長期の高格付債券の指標を参考にしており、決定された割引率が、確定給付制度の債務の期間に応じて調整された後の指標を上回っていないことを確認しております。

当社は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

## 年金資産

次の表は、期末日の年金資産の資産別の内訳を示しております。

### 国内会社の制度

	平成18年3月31日	平成19年3月31日
株式等	60.0%	57.4%
債券等	35.8%	36.3%
その他	4.2%	6.3%
合計	100.0%	100.0%

当社の運用方針は、現在および将来の給付支払を賄うために安定かつ十分な収益をあげるとともに、年金資産を維持していくというものです。国内そして海外の株式、債券およびその他の資産に分散投資することによってリスクを管理しております。国内会社の制度においては、株式等53.0%、債券等38.4%、その他8.6%に投資することを基本的目標としております。この配分方針ならびに実際に投資を見直す時期および方法は、定期的に検討を行っております。

## キャッシュ・フロー

国内会社の制度において、退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針に基づき、平成20年3月期において8,623百万円を年金資産に対して拠出する予定であります。

今後5年間の予測給付額および6年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

### 国内会社の制度

	(単位：百万円)
平成20年3月期	7,701
平成21年3月期	7,402
平成22年3月期	8,254
平成23年3月期	8,971
平成24年3月期	9,273
平成25年3月期～平成29年3月期	50,820

### 確定拠出年金制度

確定給付型年金制度に加えて、提出会社、野村證券株式会社および他の国内子会社、海外子会社の一部は確定拠出年金制度を採用しております。

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、平成18年3月期が788百万円、平成19年3月期が858百万円であります。

海外子会社の確定拠出年金制度への拠出費用は、平成18年3月期が3,020百万円、平成19年3月期が3,946百万円であります。

### 医療給付制度

提出会社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行っており、こうした給付は現在健保組合により財政が賄われまた支給が行われております。また提出会社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち1人当たり見積給付費用に基づく負担に応じることにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行われており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、提出会社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行っておりません。退職後給付費用は要拠出額と等しくなり、平成18年3月期が4,905百万円、平成19年3月期が5,356百万円であります。

### 1.3 株式報酬制度：

提出会社は、業績向上へのインセンティブを高め、優秀な人材を確保し、株価と報酬の一部を連動させるために、株式報酬制度を採用しております。株式報酬制度には、AプランとBプランがあり、実質的に、Aプランはストック・オプション、Bプランは株式報酬に該当します。

#### ストック・オプション（Aプラン）

提出会社は、実質的に「ストック・オプション」といえる新株予約権を従業員等（取締役、執行役および一定の従業員）に発行しております。このストック・オプションは、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、一定事由による退職等もしくは付与日の約7年後に失効します。行使価格は、基本的に付与日における提出会社の普通株式の公正価値以上の価格となっております。

付与日の公正価値は、ブラック=ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定に基づき算定されております。予想ボラティリティは、提出会社の普通株式の過去のボラティリティに基づいております。予想配当利回りは、付与時の配当利回りに基づいております。付与されたオプションの予想残存期間は、過去の実績を基に決定しております。安全利子率の見積もりは、オプションの予想残存期間と等しい満期の円スワップレートに基づいております。平成18年3月期、平成19年3月期に付与したオプションの公正価値の加重平均価格は、付与日時点でそれぞれ1株当たり381円、485円でした。各年における加重平均価格の見積もりは、以下のとおりです。

	平成18年3月期	平成19年3月期
予想ボラティリティ	42.44%	36.48%
予想配当利回り	1.80%	1.58%
予想残存期間	7年	6年
安全利子率	0.87%	1.68%

ストック・オプション（Aプラン）の実施状況は以下のとおりです。

	発行済 (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
平成17年3月31日	5,970,000	1,690	5.2
付与	1,763,000	1,415	
行使	463,000	1,724	
買戻	-	-	
失効	103,000	1,618	
行使期限満了	-	-	
平成18年3月31日	7,167,000	1,620	4.7
付与	1,832,000	2,210	
行使	1,425,000	1,696	
買戻	-	-	
失効	47,000	1,714	
行使期限満了	-	-	
平成19年3月31日	7,527,000	1,746	4.4

平成18年3月期、平成19年3月期において行使された本源価値総額は、それぞれ、273百万円、1,087百万円でした。平成19年3月期の期末残高における本源価値総額は、5,315百万円でした。

平成19年3月31日現在、発行されているストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。

行使価格 (円)	発行済みストック・オプション			行使可能なストック・オプション	
	発行済み ストック・ オプション (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)	行使可能な ストック・ オプション (株式数)	加重平均 行使価格 (円)
2,210	1,816,000	2,210	6.3	-	-
1,801	1,296,000	1,801	2.3	1,296,000	1,801
1,626	1,407,000	1,626	3.3	1,407,000	1,626
1,613	1,296,000	1,613	4.3	1,296,000	1,613
1,413	1,712,000	1,413	5.3	-	-
合計	7,527,000	1,746	4.4	3,999,000	1,679

平成18年3月31日および平成19年3月31日現在、行使可能なストック・オプションにかかる株式数は、それぞれ、3,835,000株および3,999,000株です。

#### 株式報酬 (Bプラン)

提出会社は、実質的に「株式報酬」といえる新株予約権を従業員等（取締役、執行役および一定の従業員）に発行しております。この株式報酬は、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、付与日の約7年後に失効します。行使価格は、1株当たり1円となっております。

株式報酬(Bプラン)の実施状況は以下のとおりです。

	発行済 (株式数)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)
平成17年3月31日	1,354,000	1,619
付与	2,568,000	1,362
行使	-	-
買戻	-	-
失効	110,000	1,374
行使期限満了	-	-
平成18年3月31日	3,812,000	1,453
付与	4,065,600	2,415
行使	780,000	1,619
買戻	-	-
失効	629,100	2,074
行使期限満了	-	-
平成19年3月31日	6,468,500	1,978



平成19年3月期における株式報酬に関連する未認識報酬費用の合計額は、4,758百万円でした。当該費用は、1.1年の加重平均期間に渡って認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、平成18年3月期においてはありますが、平成19年3月期において2,897百万円となっております。

当期純利益に含まれる株式報酬制度（ストック・オプションおよび株式報酬）にかかる費用の総額は、平成18年3月期および平成19年3月期において、それぞれ3,388百万円および6,525百万円となっております。株式報酬制度にかかる税効果の金額は、平成18年3月期においてはありますが、平成19年3月期において335百万円となっております。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化一株当たり当期純利益の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。平成19年3月期において株式報酬制度の行使によって受け取った現金は、2,418百万円であり、ストック・オプションの行使から実現した税効果はありません。

#### 決算日後に生じた事項

平成19年4月25日、提出会社は株式報酬（Bプラン）の目的で普通株式の新株予約権を海外子会社の役員および従業員に対して発行しました。発行される新株予約権の総数は46,903個で、その目的である株式は4,690,300株です。行使価格は1株当たり1円となっております。新株予約権は付与日の翌日から2年後に確定し行使可能となり、7年後に失効します。

平成19年6月21日、提出会社は株式報酬（Bプラン）の目的で普通株式の新株予約権を役員、執行役および従業員に対して発行しました。発行される新株予約権の総数は12,044個で、その目的である株式は1,204,400株です。行使価格は1株当たり1円となっております。新株予約権は付与日の翌日から2年後に確定し行使可能となり、7年後に失効します。

#### 1 4 法人所得税等:

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位:百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
当年度分		
国内	206,234	150,876
海外	6,278	4,690
当年度分計	212,512	146,186
繰延分		
国内	8,332	14,874
海外	15,208	14,618
繰延分計	23,540	256
法人所得税等計	188,972	145,930

提出会社および日本の100%子会社は、日本における連結納税制度を導入しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率は41%となっております。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前利益との関係は、さまざまな税額控除、税務上認容されない特定の費用、および海外子会社に適用される税率の相違等、さまざまな要因の影響を受けております。

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と通常法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。

	平成18年3月期	平成19年3月期
通常法定実効税率	41.0%	41.0%
影響要因:		
評価性引当金の増減	12.3	11.6
損金に算入されない費用項目	3.5	2.1
益金に算入されない収益項目	5.6	3.8
海外子会社の未分配所得の影響	2.1	0.2
海外子会社の所得(欠損金)に適用される税率差異	2.1	0.6
海外子会社株式等の評価減の税務上の認容見込み	10.5	8.0
国内IT減税による影響	0.8	0.0
その他	1.7	1.7
実効税率	42.4%	45.4%

連結貸借対照表のその他の資産のその他として記載されている平成18年3月31日現在145,024百万円、平成19年3月31日現在156,255百万円の繰延税金資産は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上減算される一時差異および税務上の繰越欠損金にかかる税額の合計額を表しております。連結貸借対照表のその他の負債として記載されている平成18年3月31日現在34,063百万円、平成19年3月31日現在76,052百万円の繰延税金負債は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上加算される一時差異にかかる税額の合計額を表しております。

繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
<b>繰延税金資産</b>		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	12,534	10,408
子会社・関連会社株式投資	110,363	129,598
金融商品の評価差額	132,012	199,920
未払退職・年金費用	42,234	54,733
未払費用および引当金	44,084	56,105
繰越欠損金	136,320	143,479
その他	3,007	2,711
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>480,554</b>	<b>596,954</b>
控除：評価性引当金	231,726	280,207
<b>繰延税金資産計</b>	<b>248,828</b>	<b>316,747</b>
<b>繰延税金負債</b>		
子会社・関連会社株式投資	50,277	72,348
金融商品の評価差額	81,998	116,655
固定資産の評価	5,100	44,980
その他	492	2,561
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>137,867</b>	<b>236,544</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>110,961</b>	<b>80,203</b>

評価性引当金は主に、税務上の繰越欠損金を有する連結子会社の繰延税金資産に対するものであります。当該子会社の損失が累積しもしくは継続して発生しているため、提出会社の経営者は、当該繰延税金資産は実現しない可能性の方が高いと判断しております。繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
期首残高	165,730	231,726
期中の純増減額	65,996 (1)	48,481 (2)
期末残高	231,726	280,207

- (1) 主に将来の実現可能性を見直した結果、欧州の子会社で行うプライベート・エクイティ投資の評価について従来計上してきた繰延税金資産への引当てを行ったことなどにより、海外子会社で35,440百万円の増加、地方税にかかる繰延税金資産への引当てを行ったことにより提出会社で26,793百万円の増加となりました。
- (2) 主に、米国の子会社で発生した損失にかかる繰延税金資産についての回収可能性が低かったことや、欧州の子会社で行うプライベート・エクイティ投資の評価について将来の実現可能性を見直した結果、従来計上してきた繰延税金資産への引当てを行ったことなどにより、海外子会社で40,956百万円の増加となりました。

平成19年3月31日現在、近い将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額161,121百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

平成19年3月31日現在、当社は、主に日本および米国での営業活動から生じた426,715百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な117,309百万円を除き、平成20年から平成26年までに75,570百万円、平成27年以降233,836百万円が税務上の効果を失うこととなります。当社は、評価性引当金控除後の当該繰越欠損金の税効果は実現しないよりも実現する可能性の方が高いと判断しております。

当社は、日本の国税庁ならびに英国および米国などの主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。当社はそれぞれの税務管轄地において追加的な調査を受ける可能性と連結財務諸表におけるその影響額を定期的に評価しております。税務上の引当は、追加的に徴収される潜在的な可能性に十分備える金額を計上しております。当社は税務当局の更正決定等に伴い連結貸借対照表に重要な影響を与えることはないと思込んでおりますが、特定の期間における実効税率に影響を与えることはありえます。

## 15 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	1,941,261,889	1,904,864,196
自己株式：		
取得	36,595,661	89,517
売却	8,389	9,412
従業員等に対する発行株式	496,000	2,172,000
その他の増減（純額）	306,421	93,780
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	1,904,864,196	1,907,049,871

日本の会社法（平成18年5月1日より、旧商法に代わり会社法が施行）において、配当および自己株式取得は分配可能額の範囲で行うことができます。資本剰余金および利益剰余金には日本の会社法に基づく準備金が含まれ、当該準備金の金額は分配可能額には含まれません。分配可能額は日本で一般的な会計原則および慣行に従って作成されている提出会社の個別財務諸表に基づいており、平成19年3月31日現在、1,030,741百万円であります。連結財務諸表には記載しているものの個別財務諸表には計上されていない米国会計原則上の調整額は、当該分配可能額に影響を与えておりません。

利益剰余金には、持分法により会計処理されている投資先の未分配利益に対する当社の持分が、平成19年3月31日現在64,017百万円含まれております。

1株当たり普通株式の配当金は、平成18年3月期は48円、平成19年3月期は44円であります。

平成17年5月18日開催の取締役会において、商法第211条の3第1項第2号の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の種類は普通株式、(b)取得する株式の総数の上限は25百万株、(c)株式の取得価額の総額は上限375億円、(d)期間は平成17年5月19日から平成17年6月23日まで、というものであります。同取締役会決議日以降、買い付け期間中に買い付けた自己株式の累計は、(a)株式の総数は25百万株、(b)取得価額の総額は33,827百万円であります。

平成17年6月28日開催の取締役会において、商法第211条の3第1項第2号の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の種類は普通株式、(b)取得する株式の総数の上限は25百万株、(c)株式の取得価額の総額は上限375億円、(d)期間は平成17年7月1日から平成17年9月16日まで、というものであります。上記の取得枠設定に従い、提出会社は総数11.5百万株を取得価額15,508百万円で取得しております。

自己株式の異動には、株式報酬制度に基づき従業員等に自己株式を付与することによるもの、単元未満株式を有する株主からの買増請求により自己株式を売却することによるもの、および単元未満株主から株式を買い取るこ

によるものが含まれております。また、自己株式には平成19年3月31日現在1,140千株、2,252百万円の関連会社が保有する株式が含まれております。

#### 1.6 法的規制：

証券取引法に基づき日本の証券会社は、金融庁の自己資本規制の適用を受けております。この規制は、控除後自己資本に対する数量化した事業リスクの合計の比率として定義する自己資本規制比率が120%を下回ることのないよう維持することを要求するものであります。控除後自己資本は、純資産（資本金、保有有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む）から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、（1）市場リスク、（2）取引先リスクおよび（3）基礎的リスクという三つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、結果として自己資本規制比率が120%を超えている限り当該会社の行う業務への制約はありません。野村證券株式会社の自己資本規制比率は、平成18年3月31日現在および平成19年3月31日現在ともに120%を超えております。

日本の証券会社は証券取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。平成18年3月31日現在野村證券株式会社は、現金の代用物として市場価額251,308百万円の債券および市場価額124,098百万円の株式を分別しております。平成19年3月31日現在野村證券株式会社は、現金の代用物として市場価額341,173百万円の債券および市場価額29,842百万円の株式を分別しております。それらは連結貸借対照表のトレーディング資産に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

米国における子会社は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会（CFTC）における先物取引業者として登録されております。当該子会社は、米国証券取引委員会（SEC）の統一自己資本規制（ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール）の規制を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2%のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、当該子会社はCFTC規則1.17号の規制を受けております。当該規制は、定義上の自己資本の8%にあたるトータル・リスク・マージン規制の維持、また定義上の顧客口座に存在するすべてのポジションの4%を超過するトータル・リスク・マージン規制の維持、もしくは、定義上の非顧客口座に存在するすべてのポジションか現金500,000ドルのうち大きいほうの維持を要求しております。当該子会社はSEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、いずれか大きいほうを満たす自己資本を維持することを求められております。平成18年3月31日および平成19年3月31日現在、当該子会社は適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC（以下「NEHS」）およびその連結子会社は、英国金融サービス機構の監督下にあります。銀行業務や証券仲介・売買業務を行う子会社はそれぞれの所在地の監督機関による規制を単体で受けております。この規制によって、最低資本要件の充足および提出会社傘下の会社に対するエクスポージャーにかかる制限が課されている場合があります。平成18年3月31日および平成19年3月31日現在、NEHSおよびその連結子会社は適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

金融庁が平成17年6月に策定した「金融Conglomerate監督指針」の中で金融Conglomerateは合算自己資本が所要自己資本を下回らないようにすることとされていますが、平成18年3月31日現在および平成19年3月31日現在、提出会社はこの要求を満たしております。

## 17 関連会社およびその他の持分法投資先：

当社の重要な関連会社およびその他の持分法投資先には、株式会社ジャフコ、株式会社野村総合研究所、野村土地建物株式会社、およびフォートレス・インベストメント・グループ LLCがあります。

### 株式会社ジャフコ（以下「ジャフコ」）

ジャフコは、日本の上場企業であり、さまざまなベンチャー・キャピタル・ファンドの運用および投資先会社へのプライベート・エクイティ関連投資サービスの提供を行っております。当社は平成13年3月31日末時点でジャフコの発行済み株式総数の21.1%を保有するようになり、連結財務諸表においてジャフコへの投資に対し、持分法を適用しております。平成14年3月期において、提出会社はジャフコの株式持分の0.6%を追加取得しました。平成15年3月期において当社は、野村土地建物株式会社からジャフコの株式持分の3.6%を追加取得しました。

平成19年3月31日現在、当社のジャフコに対する持分は26.0%であり、ジャフコから発生する持分法による営業権の未償却残高は23,717百万円であります。

### 株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行っております。NRIの主要顧客の一社は当社であります。当社は平成12年3月31日以降NRIの発行済株式総数の25.2%を保有することとなり、連結財務諸表においてNRIへの投資に対し持分法を適用しております。

NRIは、平成13年12月17日に東京証券取引所第一部に上場し、同時に公募発行を行い総数2百万株の普通株式を第三者に対し発行しました。この結果、当社のNRIに対する株式持分は25.2%から24.1%に低下しました。

平成15年3月期において当社は、野村土地建物株式会社からNRIの株式持分の1.0%を追加取得しました。

当社は、平成16年5月に野村土地建物株式会社より、NRIの株式持分の17.2%を追加取得いたしました。

平成17年10月、当社はNRIが行う自己株式の公開買い付けに応募し、同11月、NRIは当社が保有するNRI株式のうち400万株を44,000百万円で取得しました。

平成19年3月31日現在、当社のNRIに対する持分は36.8%であり、NRIから発生する持分法による営業権の未償却残高は50,963百万円であります。

### 野村土地建物株式会社（以下「NLB」）

NLBは、平成16年7月31日以前、当社が日本で賃借している事務所の多くを所有しておりましたが、平成16年8月1日以降、当社が日本で賃借している事務所の一部を所有しております。当社とのリース取引は、注記18 コミットメント、偶発事象および債務保証に開示されております。当社は平成12年3月31日以降NLBの発行済株式総数の24.9%を保有するようになり、連結財務諸表においてNLBへの投資に対し持分法を適用しております。平成15年3月期において当社は、金融機関からNLBの株式持分の4.4%を追加取得しました。

平成16年8月に、NLBが当社へ賃貸している不動産物件の所有、賃貸、保守、管理等のファシリティ・マネジメント業務を、当社が承継いたしました。

平成17年3月に、当社は、第三者からNLBの株式持分の8.4%を追加取得しました。

NLBの子会社である野村不動産ホールディングス株式会社（以下「NREH」）は、平成18年10月に、1株当たりの引受価格3,332円で36百万株の普通株式の公募発行を行い、東京証券取引所第一部に上場しました。1株当たりの払込資本の額が、NLBの保有するNREH株式の帳簿価格を上回ることにより認識されるNLBのNREHに対する持分増加による影響は、同時に行われたNLBによる11百万株のNREH株式の売出しにかかる売却損益と合わせ、NLBからの持分法損益を通じて、当社の平成19年3月期において連結損益計算書に計上されております。

平成19年3月31日現在、当社のNLBに対する持分は38.6%であり、NLBから発生する持分法による営業権の未償却残高は1,480百万円であります。

フォートレス・インベストメント・グループ LLC（以下「フォートレス」）

フォートレスはオルタナティブ投資を行う世界的な資産運用会社であり、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンドの資金調達から投資・運営を行い、オルタナティブ投資を行っております。

当社は平成19年1月に約8.88億米ドル（1,040億円）で議決権の15%にあたるフォートレスのクラスA株式を取得しました。フォートレスは、同年2月8日に、1株当たり18.5ドルで34,286,000個のクラスA株式の公募発行を行い、新規公開する事を発表しました。またフォートレスは、5,142,900個のクラスA株式を購入する権利を引受先に与えました。EITF発行番号03-16号「リミテッド・ライアビリティ・カンパニーに対する投資の会計処理」に従って、リミテッド・パートナーシップへの投資として扱い、EITF No.D 46「リミテッド・パートナーシップへの投資会計」に基づき、持分法が適用されます。

フォートレスは、ニューヨーク証券取引所において、平成19年2月9日より売買が開始されました。1株当たりの払込資本の額が、当社の保有するフォートレス株式の帳簿価格を上回ったため、フォートレスに対する持分増加を認識し、当社はこれを平成19年3月期決算の連結損益計算書に取り込みました。

平成19年3月31日現在、当社はフォートレスの議決権の13.5%を所有しており、フォートレスから発生する持分法による営業権の未償却残高は90十億円前後であります。

#### 要約財務情報

ジャフコ、NRI、NLBを合計した要約財務情報（監査対象外）は以下のとおりです。

	（単位：百万円）	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
資産合計	1,250,175	1,526,405
負債合計	832,794	972,574



	(単位：百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
収益	525,328	605,075
金融費用以外の費用	377,947	383,439
当期純利益	84,285	147,186

フォートレスの要約財務情報（監査対象外）は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日 <sup>(1)</sup>	平成19年3月31日 <sup>(1)</sup>
資産合計	1,393,657	2,795,728
負債合計	1,379,148	2,781,382

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期 <sup>(1)</sup>	平成19年3月期 <sup>(1)</sup>
収益	364,977	780,016
金融費用以外の費用	40,289	65,260
当期純利益	21,834	51,804

(1) フォートレスの財務情報は平成17年12月期、平成18年12月期の年度決算数値を使用しております。当社は3ヶ月の遅れをもってフォートレスの経営成績を取り込みます。

注記18 コミットメント、偶発事象および債務保証に開示されているNLBとのリース取引を除く関連会社およびその他の持分法投資先との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
関連会社に対する投資	223,912	441,515
関連会社に対する貸付金		21

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
収益	372	7,403
金融費用以外の費用	28,995	38,078
ソフトウェアおよび有形固定資産の購入	54,145	68,563

関連会社およびその他の持分法投資先に対する投資のうち市場取引価格のあるものの帳簿価額および市場価額の総計は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
帳簿価額	193,615	310,682
市場価額	342,208	487,724 <sup>(1)</sup>

(1) フォートレスの市場価格からロックアップ期間を考慮したリザーブを控除しております。

上記に記載の会社を含む持分法投資先からの投資利益は、平成18年3月期が29,595百万円の利益、平成19年3月期が53,367百万円の利益となっております。持分法投資利益は連結損益計算書上、収益のその他に計上されております。持分法投資先からの配当額は、平成18年3月期が2,900百万円、平成19年3月期が3,044百万円となっております。

## 18 コミットメント、偶発事象および債務保証：

### コミットメント

#### 信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、子会社を通じ取引相手先に対して、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップに資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップへ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
貸出コミットメント	294,902	204,167
パートナーシップへ投資するコミットメント	33,760	213,623

平成19年3月31日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	204,167	83,026	85,387	35,754	-
パートナーシップへ投資する コミットメント	213,623	130,462	17,638	1,015	64,508

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

## その他のコミットメント

建物設備等の工事、事務委託、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、平成18年3月31日現在11,520百万円、平成19年3月31日現在12,464百万円となっております。

当社は担保付契約、担保付調達および現先取引に関連する額を含む売戻契約および買戻契約という契約上の義務を負っております。これらのコミットメントは平成18年3月31日現在、売戻契約に対して3,432十億円および買戻契約に対して5,659十億円、平成19年3月31日現在、売戻契約に対して3,251十億円および買戻契約に対して5,788十億円となっております。

日本では、参加者が金融機関との間で債券・株式の貸借取引を無担保で行う市場があります。この取引に基づき、当社は無担保で借入れた債券・株式を返済する義務を平成18年3月31日現在898十億円、平成19年3月31日現在843十億円負っております。

証券決済機関および取引所の会員として、当社は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務負債の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような保証の下で当社が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

## リース

当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また当社は、特定の器具備品および施設を解約不能リース契約により賃借しております。転貸収入を控除した賃借料は、平成18年3月期が29,329百万円、平成19年3月期が33,731百万円となっております。これらの賃借料の一部は、関連会社であるNLBに対して支払われております。なお、注記17・関連会社およびその他の持分法投資先に記載されている事項を参照ください。

NLBに支払われた差入保証金および支払賃借料は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
差入保証金	5,493	7,768
当期支払賃借料	3,174	3,549

次の表は、平成18年3月31日現在、キャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	(単位：百万円)
	平成18年3月31日
平成19年3月期	1,484
平成20年3月期	1,257
平成21年3月期	939
平成22年3月期	687
平成23年3月期	481
平成24年3月期以降	664
最低支払リース料合計	5,512
利息相当額の控除	2
最低支払リース料純額の現在価値	5,510

次の表は、平成19年3月31日現在、キャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	(単位：百万円)
	平成19年3月31日
平成20年3月期	1,861
平成21年3月期	1,595
平成22年3月期	1,252
平成23年3月期	951
平成24年3月期	635
平成25年3月期以降	795
最低支払リース料合計	7,089
利息相当額の控除	1
最低支払リース料純額の現在価値	7,088

キャピタル・リース資産は、平成18年3月31日現在、平成19年3月31日現在にそれぞれ5,471百万円、6,886百万円が連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。

次の表は、平成18年3月31日現在、残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	(単位：百万円)
	平成18年3月31日
平成19年3月期	6,030
平成20年3月期	5,515
平成21年3月期	4,902
平成22年3月期	3,905
平成23年3月期	3,218
平成24年3月期以降	7,101
最低支払リース料合計	30,671
転貸収入	1,883
最低支払リース料純額	28,788

次の表は、平成19年3月31日現在、残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	(単位：百万円)
	平成19年3月31日
平成20年3月期	12,217
平成21年3月期	10,566
平成22年3月期	8,444
平成23年3月期	6,711
平成24年3月期	5,676
平成25年3月期以降	19,531
最低支払リース料合計	63,145
転貸収入	21,926
最低支払リース料純額	41,219

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

#### 偶発事象

##### 訴訟または仲裁手続

当社は、通常の業務を行う過程で訴訟および仲裁に関係せざるを得ず、法的リスクを負うことはやむを得ません。しかし、当社の経営陣は、その解決により、当社の連結関係書類に重大な影響を与えるものはないと確信しております。

係争事件には、以下の件を含んでおります。

平成10年、当社の欧州子会社のひとつであるノムラ・プリンシパル・インベストメント（NPI）は、チェコの銀行であるインベスティーチニ・ポストヴニ銀行（IPB）の発行済株式の約46%を取得しました。平成12年6月16日、チェ

コ中央銀行（CNB）はIPBを強制管理の下に置き、平成12年6月19日、CNBにより任命された管財人によって、IPBのすべての業務は別のチェコの銀行である、チェスコベンスカ・オブホドニ銀行（CSOB）に譲渡されました。それらIPB株の取得などに関連して、NPIおよびノムラ・インターナショナル（NIP）は法的請求を提起し、また提起されていました。

これらの係争には、国際仲裁手続としての、当社側によるチェコ政府に対する賠償請求と、チェコ政府によるNPIに対する賠償請求が含まれていました。平成18年3月、当社側によるチェコ政府に対する賠償請求の国際仲裁で、チェコ政府がオランダ・チェコの二国間の投資保護協定に違反したことが認定されました。平成18年11月30日、当社、NPI、NIPなど（以下「当社グループ法人」）とチェコ政府は和解契約を締結し、上記の国際仲裁はいずれも取り下げられることになりました。和解契約の内容の詳細は守秘義務が課されていますが、当社グループ法人には不利となることがない結論となりました。

なおCSOBは、チェコ国内の裁判所において、NPI、NIPなどに対し、IPBによるチェコのビール会社の売却に起因する損害賠償の請求訴訟を提起しました。しかし、平成18年10月5日、チェコ国内の第一審裁判所によってCSOBの訴えは却下され、裁判費用はCSOB負担とする判決が出されました。CSOBは判決を不服として控訴しています。当社は、CSOBの請求は根拠がなく、NPIなどが正しいと主張し得ることを確信しております。

平成17年12月、ドイツの銀行ウエストエルビー（WestLB）は、NIPに対する損害賠償請求訴訟を英国の裁判所に提起しました（訴状の送達は平成18年12月）。この請求は、平成12年6月、NIP保有のソーンUK（Thorn社）と、グラナダ・グループ保有のテレビレンタル事業部門の企業再編により新設されたボックスクレバー（BoxClever社）に関連するものです。WestLBは、上記再編に際して、Thorn社およびBoxClever社に関するNIP作成の業績予想に基づきBoxClever社に買収資金を融資し、平成15年9月に同社が業績悪化等により倒産したことに伴い損害を被ったが、それはNIPの不法行為によるものだとし、NIPに対して損害賠償（460百万ポンド）を請求しています。当社は、NIPがWestLBに対し損害賠償責任がないと主張し得ることを確信しております。

## 債務保証

財務会計基準審議会注釈書第45号は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、子会社を通じた通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は注釈書第45号の債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。注釈書第45号は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に基づいて債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるデリバティブ取引を債務保証に加えることを定義しております。こういったデリバティブ取引は一定のオプション売建取引およびクレジット・デフォルト・スワップ取引を含みます。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機またはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、注釈書第45号の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引	782,586	25,401,478	972,547	49,618,605
スタンドバイ信用状および その他の債務保証	56	6,993	1,373	18,509

平成19年3月31日現在の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	972,547	49,618,605	6,653,133	8,723,439	19,197,844	15,044,189
スタンドバイ信用状および その他の債務保証(1)	1,373	18,509	13,984	2,296	1,807	422

(1) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成19年3月31日現在該当がありません。

## 19 セグメントおよび地域別情報：

### 【事業別セグメント】

当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国会計原則では当期純利益に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。
- ・ 経営者はプライベート・エクイティ事業における投資を最終的に売却して譲渡利得を稼得するために保有する投資物件と位置付けておりますので、当該投資は、経営管理上プライベート・エクイティ投資として処理されております。経営者によって見積られた当該投資の公正価値の変動はすべて、グローバル・マーチャント・バンキング部門の金融収益以外の収益に表示されております。米国会計原則に従った連結財務諸表においては、当該投資はそれぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。当該投資を連結した影響および当該投資を連結除外した影響は、セグメント情報には含まれず調整計算項目として記載されております。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されております。



(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバ ル・マ ケッツ 部門	グローバ ル・イン ベストメ ント・バ ンキング 部門	グローバ ル・マー チャン ト・バン キング 部門	アセッ ト・マネ ジメント 部門	その他 (消去分 を含む)	計
平成18年3月期							
金融収益以外の収益	442,981	327,716	98,087	80,402	63,030	669	1,012,885
純金融収益	3,554	43,392	1,579	12,158	2,813	7,734	46,914
収益合計(金融費用控除後)	446,535	371,108	99,666	68,244	65,843	8,403	1,059,799
金融費用以外の費用	249,330	213,387	48,127	12,809	45,220	38,934	607,807
税引前当期純利益(損失)	197,205	157,721	51,539	55,435	20,623	30,531	451,992
平成19年3月期							
金融収益以外の収益	434,701	285,088	97,427	77,325	87,241	52,298	1,034,080
純金融収益	5,417	4,940	1,760	12,356	2,865	21,040	23,666
収益合計(金融費用控除後)	440,118	290,028	99,187	64,969	90,106	73,338	1,057,746
金融費用以外の費用	279,253	231,222	54,783	12,153	53,649	49,397	680,457
税引前当期純利益	160,865	58,806	44,404	52,816	36,457	23,941	377,289

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益(損失)の主要構成要素を示したものであります。

(単位：百万円)

	平成18年3月期	平成19年3月期
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	64,761	38,383
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	8,382	18,129
関連会社利益の持分額	27,842	53,169
本社勘定	7,443	11,111
その他	5,449	2,137
計	30,531	23,941

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の連結損益計算書計上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに継続事業からの税引前当期純利益に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
収益合計（金融費用控除後）	1,059,799	1,057,746
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	59,320	38,232
プライベート・エクイティ投資先企業等の 連結/連結除外等による影響	26,531 <sup>(1)</sup>	71,587
連結収益合計（金融費用控除後）	<u>1,145,650</u>	<u>1,091,101</u>
金融費用以外の費用計	607,807	680,457
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	-	-
プライベート・エクイティ投資先企業等の 連結/連結除外等による影響	92,243	88,886
連結金融費用以外の費用計	<u>700,050</u>	<u>769,343</u>
税引前当期純利益	451,992	377,289
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	59,320	38,232
プライベート・エクイティ投資先企業等の 連結/連結除外等による影響	65,712 <sup>(1)</sup>	17,299
連結継続事業からの税引前当期純利益	<u>445,600</u>	<u>321,758</u>

(1) 非継続事業にかかる売却益を区分することから生じた影響額 74,852百万円を含んでおります。

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および継続事業からの税引前当期純利益（損失）ならびに当社の業務にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。

	(単位：百万円)	
	平成18年3月期	平成19年3月期
収益合計（金融費用控除後）：		
米州	95,938	99,476
欧州	59,690	96,507
アジア・オセアニア	26,804	24,906
小計	182,432	220,889
日本	963,218	870,212
連結	1,145,650	1,091,101

継続事業からの税引前当期純利益（損失）：

米州	6,581	38,876
欧州	26,605	17,042
アジア・オセアニア	7,141	2,922
小計	12,883	18,912
日本	458,483	340,670
連結	445,600	321,758

	(単位：百万円)	
	平成18年3月31日	平成19年3月31日
長期性資産：		
米州	10,607	134,200
欧州	53,869	66,586
アジア・オセアニア	5,903	7,962
小計	70,379	208,748
日本	275,997	394,838
連結	346,376	603,586

平成18年3月期および平成19年3月期において、収益合計の10%を上回る単独の外部顧客との取引による収益はありません。

20 後発事象：

該当事項はありません。

<6> 【連結附属明細表】

社債および借入金等の内容につきましては、[連結財務諸表注記] 5 担保付取引および10 借入に記載されております。

## (2) 【その他】

当社は、日本国内および海外において訴訟および仲裁手続に関係していますが、それらは当社の業務に伴う通常の一般に起こりうる訴訟あるいは仲裁手続であり、当社にとって重大なものではありません。当社および当社の国内外の弁護士が現時点で取得可能な情報に基づく限り、当社は、下記の点を含めて、訴訟および仲裁手続に関する最終的な決着は、当社の事業ならびに財務状況に対し、それらを総合しても、重大な影響を与えないと確信しております。

平成10年、当社の欧州子会社のひとつであるノムラ・プリンシパル・インベストメント（NPI）は、チェコの銀行であるインヴェスティーチニ・ポストヴニ銀行（IPB）の発行済株式の約46%を取得しました。平成12年6月16日、チェコ中央銀行（CNB）はIPBを強制管理の下に置き、平成12年6月19日、CNBにより任命された管財人によって、IPBのすべての業務は別のチェコの銀行である、チェスコペンスカ・オブホドニ銀行（CSOB）に譲渡されました。それらIPB株の取得などに関連して、NPIおよびノムラ・インターナショナル（NIP）は法的請求を提起し、また提起されていました。

これらの係争には、国際仲裁手続としての、当社側によるチェコ政府に対する賠償請求と、チェコ政府によるNPIに対する賠償請求が含まれていました。平成18年3月、当社側によるチェコ政府に対する賠償請求の国際仲裁で、チェコ政府がオランダ - チェコの二国間の投資保護協定に違反したことが認定されました。平成18年11月30日、当社、NPI、NIPなど（以下「当社グループ法人」）とチェコ政府は和解契約を締結し、上記の国際仲裁はいずれも取り下げられることになりました。和解契約の内容の詳細は守秘義務が課されていますが、当社グループ法人には不利となることがない結論となりました。

なおCSOBは、チェコ国内の裁判所において、NPI、NIPなどに対し、IPBによるチェコのビール会社の売却に起因する629百万ドル（上限金額）の損害賠償の請求訴訟を提起しました。しかし、平成18年10月5日、チェコ国内の第一審裁判所によってCSOBの訴えは却下され、裁判費用はCSOB負担とする判決が出されました。CSOBは判決を不服として控訴しています。当社は、CSOBの請求は根拠がなく、NPIなどが正しいと主張し得ることを確信しております。

平成17年12月、ドイツの銀行ウエストエルビー（WestLB）は、NIPに対する損害賠償請求訴訟を英国の裁判所に提起しました（訴状の送達は平成18年12月）。この請求は、平成12年6月、NIP保有のソーンUK（Thorn社）と、グラナダ・グループ保有のテレビレンタル事業部門の企業再編により新設されたボックスクレバー（BoxClever社）に関連するものです。WestLBは、上記再編に際して、Thorn社およびBoxClever社に関するNIP作成の業績予想に基づきBoxClever社に買収資金を融資し、平成15年9月に同社が業績悪化等により倒産したことに伴い損害を被ったが、それはNIPの不法行為によるものだと主張し、NIPに対して損害賠償（460百万ポンド）を請求しています。当社は、NIPがWestLBに対し損害賠償責任がないと主張し得ることを確信しております。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### <1> 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第102期 平成18年3月31日現在		第103期 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金および預金		13,961		15,648	
金銭の信託		-		55,371	
短期貸付金	6	1,624,010		2,055,790	
前払金		55		11	
未収入金	6	158,126		95,123	
未収収益		14,076		22,755	
繰延税金資産		7,387		1,677	
その他流動資産		14,353		3,566	
貸倒引当金		5		8	
流動資産計		1,831,963	50.5	2,249,934	50.7
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	14,753		16,264	
器具・備品		15,480		29,060	
土地		8,839		8,839	
無形固定資産					
借家権		1		-	
借地権		1		-	
ソフトウェア		63,000		120,035	
投資その他の資産					
投資有価証券	2	247,952		218,367	
関係会社株式	2	1,176,502		1,325,346	
その他の関係会社有価証券		12,803		16,426	
出資金		790		777	
関係会社出資金		490		-	
関係会社長期貸付金		150,439		317,400	
長期差入保証金	6	52,069		53,650	
長期前払費用		473		262	
繰延税金資産		35,058		68,288	
その他		17,196		13,424	
貸倒引当金		33		32	
固定資産計		1,795,813	49.5	2,188,105	49.3
資産合計		3,627,776	100.0	4,438,039	100.0

区分	注記 番号	第102期 平成18年3月31日現在		第103期 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金	6	1,322,000		1,873,500	
預り金		94		949	
未払金		24,616		21,204	
未払費用		9,898		7,874	
受入担保金	6	100,871		92,920	
未払法人税等		117,418		171	
賞与引当金		46		138	
流動負債計		1,574,943	43.4	1,996,756	45.0
固定負債					
社債		180,000		279,962	
長期借入金		421,000		683,000	
その他固定負債		5,185		2,993	
固定負債計		606,185	16.7	965,955	21.8
負債合計		2,181,128	60.1	2,962,711	66.8
(資本の部)					
資本金	4	182,800	5.0		
資本剰余金					
資本準備金		112,504			
その他資本剰余金		2,014			
自己株式処分差益		2,014			
資本剰余金合計		114,518	3.2		
利益剰余金					
利益準備金		81,858			
任意積立金		1,020,029			
固定資産圧縮積立金		29			
別途積立金		1,020,000			
当期末処分利益		43,131			
利益剰余金合計		1,145,018	31.6		
その他有価証券評価差額金		84,761	2.3		
自己株式	5	80,448	2.2		
資本合計		1,446,649	39.9		
負債・資本合計		3,627,776	100.0		



区分	注記 番号	第102期 平成18年3月31日現在		第103期 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
資本金				182,800	4.1
資本剰余金					
資本準備金				112,504	
その他資本剰余金				1,458	
資本剰余金合計				113,962	2.6
利益剰余金					
利益準備金				81,858	
その他利益剰余金					
固定資産圧縮積立金				19	
別途積立金				994,000	
繰越利益剰余金				112,981	
利益剰余金合計				1,188,858	26.8
自己株式				77,717	1.8
株主資本合計				1,407,903	31.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金				67,013	1.5
繰延ヘッジ損益				812	0.0
評価・換算差額等合計				66,201	1.5
新株予約権				1,224	0.0
純資産合計				1,475,328	33.2
負債・純資産合計				4,438,039	100.0

<2> 【損益計算書】

区分	注記 番号	第102期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日		第103期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
資産利用料収入	1	61,118		86,963	
不動産賃貸料収入	2	31,736		37,005	
商標使用料収入	3	23,035		21,162	
関係会社配当金		95,854		178,342	
その他の売上高	4	8,957		17,414	
営業収益計	8	220,699	100.0	340,886	100.0
営業費用					
人件費		3,811		4,656	
不動産関係費	5	34,176		44,880	
事務費	6	23,586		31,022	
減価償却費		24,272		36,164	
租税公課		1,195		1,337	
その他の経費	7	5,389		5,385	
金融費用		5,218		12,083	
営業費用計	8	97,648	44.2	135,528	39.8
営業利益		123,050	55.8	205,358	60.2
営業外収益					
受取配当金等		2,119		2,117	
レバレッジドリース収益		4,845		1,137	
投資事業組合収益		1,260		26	
その他		178		336	
営業外収益計	8	8,401	3.8	3,616	1.1
営業外費用					
投資事業組合損失				850	
社債発行費用				439	
その他		169		464	
営業外費用計	8	169	0.1	1,753	0.5
経常利益		131,282	59.5	207,221	60.8

区分	注記 番号	第102期 自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日		第103期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益					
投資有価証券売却益		8,987		16,327	
特別利益計		8,987	4.0	16,327	4.8
特別損失					
投資有価証券売却損		341		83	
投資有価証券評価減		96		1,226	
関係会社株式評価減		115,432		62,805	
固定資産除却損		8,444		3,322	
特別損失計		124,313	56.3	67,436	19.8
税引前当期純利益		15,956	7.2	156,112	45.8
法人税、住民税および事業税		12,681	5.7	12,501	3.7
法人税等調整額		14,603	6.6	14,623	4.3
当期純利益		17,878	8.1	158,235	46.4
前期繰越利益		48,121			
中間配当額		22,868			
当期末処分利益		43,131			

<3> 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高（百万円）	182,800	112,504	2,014	114,518
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金取崩額(注)				
固定資産圧縮積立金取崩額				
別途積立金取崩額(注)				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			556	556
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）			556	556
平成19年3月31日残高（百万円）	182,800	112,504	1,458	113,962

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高（百万円）	81,858	29	1,020,000	43,131	1,145,018	80,448	1,361,888	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当(注)				68,620	68,620		68,620	
剰余金の配当				45,775	45,775		45,775	
固定資産圧縮積立金取崩額(注)		4		4				
固定資産圧縮積立金取崩額		7		7				
別途積立金取崩額(注)			26,000	26,000				
当期純利益				158,235	158,235		158,235	
自己株式の取得						204	204	
自己株式の処分						2,935	2,379	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計（百万円）		11	26,000	69,851	43,840	2,731	46,015	
平成19年3月31日残高（百万円）	81,858	19	994,000	112,981	1,188,858	77,717	1,407,903	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	84,761		84,761		1,446,649
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					68,620
剰余金の配当					45,775
固定資産圧縮積立金取崩額(注)					
固定資産圧縮積立金取崩額					
別途積立金取崩額(注)					
当期純利益					158,235
自己株式の取得					204
自己株式の処分					2,379
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)	17,748	812	18,560	1,224	17,336
事業年度中の変動額合計 (百万円)	17,748	812	18,560	1,224	28,679
平成19年3月31日残高 (百万円)	67,013	812	66,201	1,224	1,475,328

(注)平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

<4> 【利益処分計算書】

		第102期	
取締役会承認年月日		(平成18年5月17日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
当期未処分利益			43,131
任意積立金取崩額			
別途積立金取崩額		26,000	
固定資産圧縮積立金取崩額		4	26,004
計			69,134
利益処分額			
配当金	1		68,620
次期繰越利益			515

1 第102期 現金配当 1株につき36.0円。なお、第102期は中間配当22,868百万円(1株につき12.0円)を実施しております。

〔重要な会計方針〕

第102期	第103期				
<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券等</p> <p>ア 時価のある有価証券 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部資本直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券 移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="252 1285 616 1350"> <tr> <td>建物</td> <td>15～50年</td> </tr> <tr> <td>器具・備品</td> <td>3～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。</p> <p>4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。</p>	建物	15～50年	器具・備品	3～10年	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券 (同左)</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 (同左)</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 時価法によっております。</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (同左)</p> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 (同左)</p> <p>4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 (同左)</p> <p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p>
建物	15～50年				
器具・備品	3～10年				

第102期	第103期
<p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債に係る金利変動リスク等をヘッジするため、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社債に係る金利変動リスクは、原則として発行額面について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建の貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利変動リスク等のヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。</p> <p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税および地方消費税の会計処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>6 リース取引の処理方法 (同左)</p> <p>7 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>(3) ヘッジ方針 (同左)</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税および地方消費税の会計処理方法 (同左)</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 (同左)</p>

〔会計処理の変更〕

第102期	第103期
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p> <p>従来「資本の部」の合計に相当する金額は、1,474,916百万円であります。</p>



第102期	第103期
<p>(固定資産の減損に係る会計処理)  当期より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。  これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>なお、当期における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)  当期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。  これにより「営業利益」、「経常利益」および「税引前当期純利益」が1,224百万円減少しております。</p> <p>(社債に関する会計処理)  社債の発行価額と社債金額に差が生じた場合の会計処理については、従前は社債発行差金を社債発行時に全額費用として認識しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 企業会計基準第10号)の改正により、社債を償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする方法に変更いたしました。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

〔表示方法の変更〕

第102期	第103期
<p>(営業外収益)  「レバレッジドリース収益」および「投資事業組合収益」については、重要性が高まったため、当期より区分掲記しております。なお、前期は「その他」にそれぞれ、1,724百万円、21百万円含まれております。</p>	<p>(営業外費用)  「投資事業組合損失」については、重要性が高まったため、当期より区分掲記しております。なお、前期は「その他」に、30百万円含まれております。</p>

## 〔注記事項〕

## (貸借対照表関係)

第102期	第103期												
<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">23,705百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具・備品</td> <td style="text-align: right;">44,830</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">68,535</td> </tr> </table> <p>2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等107,632百万円(時価)の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元金 258,200百万円 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.が発行したコマーシャル・ペーパー994,132千米ドルの元金の保証 116,781百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー150,000千米ドルの元金および同社が行うスワップ取引等236,168千米ドルの保証 45,363百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したメディアム・ターム・ノート158,000千米ドル、60,950百万円の元金の保証 79,510百万円(注)2 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート1,641,200千米ドル、1,086,000千ユーロ、115,200千豪ドル、1,636,100百万円の元金の保証 1,993,666百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等300,046千米ドルの保証 35,246百万円(注)2</p> <p>(注)1 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。</p> <p>2 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。</p>	建物	23,705百万円	器具・備品	44,830	計	68,535	<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">22,949百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具・備品</td> <td style="text-align: right;">49,800</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">72,749</td> </tr> </table> <p>2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等37,029百万円の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元金 258,200百万円 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.が発行したコマーシャル・ペーパー1,461,375千米ドルの元金の保証 172,515百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー564,300千米ドル、452,500千ユーロの元金および同社が行うデリバティブ取引等、359,710千米ドルの保証 180,271百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したメディアム・ターム・ノート158,000千米ドル、1,400百万円の元金の保証 20,052百万円(注)2 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート3,272,700千米ドル、2,498,500千ユーロ、131,200千豪ドル、2,033,950百万円の元金の保証 2,825,892百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等251,323千米ドルの保証 29,669百万円(注)2</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>	建物	22,949百万円	器具・備品	49,800	計	72,749
建物	23,705百万円												
器具・備品	44,830												
計	68,535												
建物	22,949百万円												
器具・備品	49,800												
計	72,749												
<p>4 資本金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">会社が発行する株式の総数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">6,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">発行済株式の総数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">1,965,919,860株</td> </tr> </table>	会社が発行する株式の総数		普通株式	6,000,000,000株	発行済株式の総数		普通株式	1,965,919,860株	<p>4</p>				
会社が発行する株式の総数													
普通株式	6,000,000,000株												
発行済株式の総数													
普通株式	1,965,919,860株												
<p>5 自己株式の保有数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">59,822,266株</td> </tr> </table>	普通株式	59,822,266株	<p>5</p>										
普通株式	59,822,266株												

第102期	第103期																										
<p>6 関係会社に係る注記  関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">1,624,010百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">156,719百万円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">49,287百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,222,000百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td style="text-align: right;">100,871百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記のほか、関係会社に対する資産が41,048百万円あります。</p> <p>7 配当制限  商法施行規則第124条第3号の規定により利益の配当に充当することを制限されている金額は84,761百万円であります。</p>	短期貸付金	1,624,010百万円	未収入金	156,719百万円	長期差入保証金	49,287百万円	短期借入金	1,222,000百万円	受入担保金	100,871百万円	<p>6 関係会社に係る注記  関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">2,055,790百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">90,229百万円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">50,847百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,747,500百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td style="text-align: right;">92,920百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記のほか、関係会社に対する資産が37,592百万円あります。</p> <p>7</p> <p>8 貸出コミットメント  野村證券株式会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">融資限度額</td> <td style="text-align: right;">750,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td style="text-align: right;">250,000</td> </tr> <tr> <td>未実行残高</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> </tr> </table>	短期貸付金	2,055,790百万円	未収入金	90,229百万円	長期差入保証金	50,847百万円	短期借入金	1,747,500百万円	受入担保金	92,920百万円	融資限度額	750,000百万円	融資実行残高	250,000	未実行残高	500,000
短期貸付金	1,624,010百万円																										
未収入金	156,719百万円																										
長期差入保証金	49,287百万円																										
短期借入金	1,222,000百万円																										
受入担保金	100,871百万円																										
短期貸付金	2,055,790百万円																										
未収入金	90,229百万円																										
長期差入保証金	50,847百万円																										
短期借入金	1,747,500百万円																										
受入担保金	92,920百万円																										
融資限度額	750,000百万円																										
融資実行残高	250,000																										
未実行残高	500,000																										

## (損益計算書関係)

第102期	第103期																
1 「資産利用料収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、当社の保有する器具・備品、ソフトウェア等の利用料であります。	1 (同左)																
2 「不動産賃貸料収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。	2 (同左)																
3 「商標使用料収入」は、子会社である野村證券株式会社から受け取る、当社の保有する商標の使用料収入であります。	3 (同左)																
4 「その他の売上高」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、有価証券貸借料や貸付金にかかる受取利息等であります。	4 (同左)																
5 不動産関係費の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産費</td> <td style="text-align: right;">30,022百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具・備品費</td> <td style="text-align: right;">4,155</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,176</td> </tr> </table>	不動産費	30,022百万円	器具・備品費	4,155	計	34,176	5 不動産関係費の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産費</td> <td style="text-align: right;">34,320百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具・備品費</td> <td style="text-align: right;">10,561</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44,880</td> </tr> </table>	不動産費	34,320百万円	器具・備品費	10,561	計	44,880				
不動産費	30,022百万円																
器具・備品費	4,155																
計	34,176																
不動産費	34,320百万円																
器具・備品費	10,561																
計	44,880																
6 事務費の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事務委託費</td> <td style="text-align: right;">23,584百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事務用品費</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23,586</td> </tr> </table>	事務委託費	23,584百万円	事務用品費	2	計	23,586	6 事務費の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事務委託費</td> <td style="text-align: right;">31,019百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事務用品費</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,022</td> </tr> </table>	事務委託費	31,019百万円	事務用品費	3	計	31,022				
事務委託費	23,584百万円																
事務用品費	2																
計	23,586																
事務委託費	31,019百万円																
事務用品費	3																
計	31,022																
7 その他の経費の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資料・研修費</td> <td style="text-align: right;">2,236百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道光熱費</td> <td style="text-align: right;">768</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">2,386</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,389</td> </tr> </table>	資料・研修費	2,236百万円	水道光熱費	768	その他	2,386	計	5,389	7 その他の経費の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資料・研修費</td> <td style="text-align: right;">2,641百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道光熱費</td> <td style="text-align: right;">920</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,824</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,385</td> </tr> </table>	資料・研修費	2,641百万円	水道光熱費	920	その他	1,824	計	5,385
資料・研修費	2,236百万円																
水道光熱費	768																
その他	2,386																
計	5,389																
資料・研修費	2,641百万円																
水道光熱費	920																
その他	1,824																
計	5,385																
8 関係会社に係る注記 <p>営業収益のうち、関係会社との取引によるものは220,375百万円であります。</p> <p>営業費用のうち、関係会社との取引によるものは53,942百万円であります。</p> <p>営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは98百万円であります。</p>	8 関係会社に係る注記 <p>営業収益のうち、関係会社との取引によるものは339,169百万円であります。</p> <p>営業費用のうち、関係会社との取引によるものは76,847百万円であります。</p> <p>営業外収益のうち、関係会社との取引によるものは1,210百万円であります。</p> <p>営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは1,671百万円であります。</p>																

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	59,822,266	89,517	2,181,412	57,730,371

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求に伴う増加 89,517 株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 2,172,000 株

単元未満株式の買増しに伴う減少 9,412 株

## (リース取引関係)

第102期	第103期																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>&lt;1&gt; リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">器具・備品</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,179百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">741</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">438</td> </tr> </table> <p>&lt;2&gt; 未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">284百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">154</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">438</td> </tr> </table> <p>&lt;3&gt; 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">379百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">379百万円</td> </tr> </table> <p>&lt;4&gt; 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(注) 取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p>	器具・備品		取得価額相当額	1,179百万円	減価償却累計額相当額	741	期末残高相当額	438	1年内	284百万円	1年超	154	合計	438	支払リース料	379百万円	減価償却費相当額	379百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>&lt;1&gt; リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">器具・備品</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,023百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">828</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> </table> <p>&lt;2&gt; 未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">173百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> </table> <p>&lt;3&gt; 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">298百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">298百万円</td> </tr> </table> <p>&lt;4&gt; 減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>(注) (同左)</p>	器具・備品		取得価額相当額	1,023百万円	減価償却累計額相当額	828	期末残高相当額	195	1年内	173百万円	1年超	23	合計	195	支払リース料	298百万円	減価償却費相当額	298百万円
器具・備品																																					
取得価額相当額	1,179百万円																																				
減価償却累計額相当額	741																																				
期末残高相当額	438																																				
1年内	284百万円																																				
1年超	154																																				
合計	438																																				
支払リース料	379百万円																																				
減価償却費相当額	379百万円																																				
器具・備品																																					
取得価額相当額	1,023百万円																																				
減価償却累計額相当額	828																																				
期末残高相当額	195																																				
1年内	173百万円																																				
1年超	23																																				
合計	195																																				
支払リース料	298百万円																																				
減価償却費相当額	298百万円																																				

(有価証券の状況)

(1) 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

(2) 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

種類	第102期			第103期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式						
関連会社株式	45,877	124,158	78,281	45,800	108,546	62,746

(3) その他有価証券で時価のあるもの

種類	第102期			第103期		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
株 式	54,350	195,098	140,748	51,927	161,334	109,407
債 券						
そ の 他	18,491	21,517	3,027	13,253	17,671	4,418
小 計	72,841	216,615	143,774	65,180	179,005	113,825
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
株 式	920	711	208	1,611	1,429	182
債 券						
そ の 他	4,000	3,990	10	4,001	3,928	73
小 計	4,920	4,701	218	5,612	5,357	255
合 計	77,760	221,317	143,556	70,791	184,362	113,570

(4) 時価評価されていない主な有価証券(上記(1)、(2)を除く)の内容および貸借対照表計上額

種 類	第102期	第103期
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的債券		
その他有価証券	39,438	50,431
固定資産に属するもの	39,438	50,431
株式(非上場株式等)	22,929	27,466
債券(非上場債券等)		
そ の 他	16,509	22,965
その他の関係会社有価証券	12,803	16,426
そ の 他	3,706	6,539

(デリバティブ取引の状況)

ヘッジ会計が適用されているため、記載対象から除いております。



## (税効果会計関係)

第102期		第103期	
1 繰延税金資産および負債の発生的主要原因別内訳		1 繰延税金資産および負債の発生的主要原因別内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券等評価損	115,808百万円	有価証券等評価損	142,585百万円
繰越欠損金	6,814	固定資産評価減	4,135
固定資産評価減	4,132	繰越欠損金	1,135
その他	3,338	その他	3,764
繰延税金資産小計	130,092	繰延税金資産小計	151,618
評価性引当額	28,715	評価性引当額	35,063
繰延税金資産合計	101,377	繰延税金資産合計	116,556
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	58,902	その他有価証券評価差額金	46,568
固定資産圧縮積立金	18	固定資産圧縮積立金	13
その他	13	その他	9
繰延税金負債合計	58,933	繰延税金負債合計	46,590
繰延税金資産の純額	42,445	繰延税金資産の純額	69,965
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
永久に益金に算入されない収益項目	247.4	永久に益金に算入されない収益項目	46.9
永久に損金に算入されない費用項目	9.2	永久に損金に算入されない費用項目	0.3
評価性引当額	180.0	評価性引当額	3.3
その他	5.2	その他	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.4

## ( 1 株当たり情報)

第102期		第103期	
1株当たり純資産額	758円96銭	1株当たり純資産額	772円51銭
1株当たり当期純利益	9円34銭	1株当たり当期純利益	82円97銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	9円32銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	82円59銭

(注) 1株当たり当期純利益額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第102期	第103期
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	17,878	158,235
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式にかかる当期純利益 (百万円)	17,878	158,235
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,914,912	1,907,211
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	4,096	8,629
(うち新株予約権(千株))	4,096	8,629
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株予約権) 第一回新株予約権(平成14年6月26日決議) 詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 <1>新株予約権」に記載のとおりであります。	

[重要な後発事象]

第102期	第103期
該当事項はありません。	(同左)

<5> 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

(投資有価証券)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
トヨタ自動車株式会社	3,553	26,096
株式会社りそなホールディングス	79	24,377
株式会社電通	24	7,705
大塚製薬株式会社	530	6,913
あいおい損害保険株式会社	7,644	6,112
株式会社千葉銀行	5,693	5,760
アサヒビール株式会社	2,650	4,872
株式会社高島屋	3,200	4,517
ヒロセ電機株式会社	300	4,135
株式会社ジェーシービー	102	3,563
株式会社常陽銀行	4,298	3,077
株式会社クレディセゾン	759	2,865
株式会社日本航空	11,995	2,859
株式会社群馬銀行	3,168	2,573
株式会社ベネッセコーポレーション	568	2,412
株式会社西日本シティ銀行	4,610	2,345
ビットワレット株式会社	13	2,000
アイフル株式会社	553	1,962
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 優先株	39	1,959
株式会社武蔵野銀行	313	1,923
株式会社札幌北洋ホールディングス	2	1,917
株式会社静岡銀行	1,500	1,831
その他(488銘柄)	88,337	68,455
計	139,928	190,229

【その他】

(投資有価証券)

種類および銘柄	投資口数等(千口)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
(優先出資証券)		
農林中央金庫優先出資証券	2,231	1,999
信金中央金庫優先出資証券	4	1,767
(証券投資信託の受益証券等)		
野村RAFI外国株式ファンド	300	4,193
海外REITインデックスファンド	180	3,075
日本A B S ファンド	300	3,004
ノムラユーロ債ファンド	300	2,962
日本ビルファンド投資法人	1	1,892
その他( 5 銘柄)	420	4,706
(投資事業有限責任組合および それに類する組合への出資)		
グリーン・アール・キャピタル匿名 組合		2,010
その他( 12 銘柄)		2,530
計		28,138

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物(注1)	38,458	3,764	3,009	39,214	22,949	1,278	16,264
器具・備品(注1)	60,310	22,847	4,298	78,860	49,800	6,428	29,060
土地	8,839	-	-	8,839	-	-	8,839
有形固定資産計	107,607	26,612	7,306	126,913	72,749	7,706	54,163
無形固定資産							
ソフトウェア(注 1,2)	128,018	91,394	19,262	200,150	80,115	28,227	120,035
借家権	1	-	1	-	-	-	-
借地権	1	-	1	-	-	-	-
無形固定資産計	128,020	91,394	19,264	200,150	80,115	28,227	120,035
長期前払費用	1,624	40	128	1,535	1,273	231	262

(注1) 当期増加額には、野村證券株式会社からの取得（建物70百万円、器具・備品11,226百万円、ソフトウェア32,433百万円）が含まれております。

(注2) 当期減少額は、主として除却によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	37	8	-	6	40
賞与引当金	46	138	46	-	138

(注) 当期減少額(その他)は洗替による減少であります。

(2) 【主な資産および負債の内容】

平成19年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。なお、附属明細表において記載した項目については省略しております。

a 資産の部

イ 現金および預金

種類	金額(百万円)
当座預金	919
普通預金	30
譲渡性預金	14,700
合計	15,648

ロ 短期貸付金

相手先	金額(百万円)
野村証券株式会社	945,000
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	581,428
野村キャピタル・インベストメント株式会社	159,330
NHI アクイジション・ホールディングス Inc.	105,475
野村ファシリティーズ株式会社	78,000
その他	186,557
合計	2,055,790

ハ 関係会社株式

相手先	金額(百万円)
野村証券株式会社	536,251
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	199,375
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	100,863
ノムラ・アジア・ホールディング N.V.	90,794
その他	398,063
合計	1,325,346

## 二 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
野村證券株式会社	190,000
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社	102,400
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	25,000
合計	317,400

## b 負債の部

### イ 短期借入金

相手先	金額(百万円)
(関係会社借入金)	
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	1,730,000
野村アセットマネジメント株式会社	14,000
野村バブコックアンドブラウン株式会社	3,000
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社	500
(金融機関借入金)	
株式会社三菱東京UFJ銀行(注)	60,000
株式会社みずほコーポレート銀行(注)	30,000
農林中央金庫(注)	20,000
三菱UFJ信託銀行株式会社(注)	15,000
明治安田生命保険相互会社(注)	1,000
合計	1,873,500

(注)1年以内返済期限到来の長期借入金であります



□ 社債

区分	発行年月日	金額(百万円)
平成22年満期0.91%利付 第2回無担保社債	平成15年3月3日	60,000
平成23年満期1.11%利付 第3回無担保社債	平成16年3月29日	70,000
平成20年満期0.71%利付 第4回無担保社債	平成16年9月15日	50,000
平成24年満期1.35%利付 第5回無担保社債	平成19年3月23日	59,982
平成29年満期1.86%利付 第6回無担保社債	平成19年3月23日	39,980
合計		279,962

八 長期借入金

相手先	金額(百万円)
(金融機関借入金)	
株式会社三井住友銀行	125,000
株式会社みずほコーポレート銀行	95,000
株式会社りそな銀行	70,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	65,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	33,000
農林中央金庫	50,000
信金中央金庫	50,000
第一生命保険相互会社	40,000
日本生命保険相互会社	30,000
その他	125,000
合計	683,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100,000株券 10,000株券 1,000株券、100株券、100株未満表示株券
剰余金の配当の基準日	6月30日、9月30日、12月31日および3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店 野村證券株式会社本店および全国各支店・営業所
名義書換手数料	無料
新株券交付手数料	当社株式取扱規程により1枚につき300円
単元未満株式の売却 (買取請求)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店 野村證券株式会社本店および全国各支店・営業所
買取手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額 × $\frac{\text{買取株式数}}{100}$
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取扱期間	3月、6月、9月および12月の各月末直前の12営業日から月末までを除く営業日
取扱手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額 × $\frac{\text{買増し株式数}}{100}$
公告掲載方法	電子公告 ( <a href="http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/">http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/</a> ) やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	なし

(注) 平成18年6月28日開催の第102回定時株主総会において、単元未満株式についての権利に関する定めを定款に追加しました。当該規定により、単元未満株式を有する株主(実質株主を含む)は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |  |
|--|--|
| 1 有価証券報告書およびその添付書類<br>事業年度 自 平成17年4月1日<br>(第102期) 至 平成18年3月31日   | 平成18年6月29日関東財務局長に提出。   |
| 2 半期報告書<br>(第103期中) 自 平成18年4月1日<br>至 平成18年9月30日  | 平成18年12月12日関東財務局長に提出。  |
| 3 有価証券届出書およびその添付書類<br>ストックオプション制度に伴う新株予約権発行  | 平成18年7月6日関東財務局長に提出。  |
| 4 有価証券届出書の訂正届出書<br>上記3にかかる訂正届出書であります。  | 平成18年7月14日関東財務局長に提出。   |
| 5 発行登録書およびその添付書類(社債)   | 平成18年12月14日関東財務局長に提出。  |
| 6 発行登録追補書類およびその添付書類  | 平成19年3月13日関東財務局長に提出。   |
| 7 訂正発行登録書(社債)  | 平成18年6月29日<br>平成18年8月30日<br>平成18年12月12日<br>平成19年2月6日<br>平成19年3月28日関東財務局長に提出。 |
| 8 臨時報告書<br>証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づくものではありません。<br>証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づくものではありません。<br>証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象)の規定に基づくものではありません。 | 平成18年8月30日<br>平成19年2月6日<br>平成19年3月28日関東財務局長に提出。                              |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書

平成18年6月28日

野村ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂	本	道	美	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	英		公	一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 (印)

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 村 洋 季 (印)

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年6月28日

野村ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂	本	道	美	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	英		公	一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

野村ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

